平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	６月１日	金	開会・提案理由説明	
２	６月２日	（土）	休　　会	
３	６月３日	（日）		
４	６月４日	月	休会（発言通告締切午後５時まで）	
５	６月５日	火	休　　会	
６	６月６日	水		
７	６月７日	木		
８	６月８日	金	質疑・一般質問	
９	６月９日	（土）	休　　会	
１０	６月10日	（日）		
１１	６月11日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１２	６月12日	火	休　　会	建設経済
１３	６月13日	水		市民福祉
１４	６月14日	木		総務文教
１５	６月15日	金		
１６	６月16日	（土）		
１７	６月17日	（日）		
１８	６月18日	月		議会運営
１９	６月19日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会

目　　次

第１号（６月１日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　表彰状の伝達 …… 7
９．日程第４　議案第56号～議案第65号
　　報告第１号～報告第４号 …… 8
10．提案理由の説明 …… 8
（１）議案第56号（宮崎市民部長） …… 8
（２）議案第57号（宮崎市民部長） …… 8
（３）議案第58号（宮崎市民部長） …… 9
（４）議案第59号（野田福祉部長） …… 9
（５）議案第60号（早田経済部長） …… 10
（６）議案第61号（大森教育部長） …… 10
（７）議案第62号（阿蘇品総務部長） …… 11
（８）議案第63号（早田経済部長） …… 11
（９）議案第64号（阿蘇品総務部長） …… 12
（10）議案第65号（阿蘇品総務部長） …… 12
（11）報告第１号（宮崎市民部長） …… 13
（12）報告第２号（阿蘇品総務部長） …… 13
（13）報告第３号（阿蘇品総務部長） …… 13
（14）報告第４号（白田建設部長） …… 14
11．散　会 …… 14

第２号（６月８日）

１．議事日程 …… 17

２．本日の会議に付した事件 …… 18
３．出席議員 …… 18
４．欠席議員 …… 19
５．説明のため出席した者 …… 19
６．事務局職員出席者 …… 19
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 20
（１）服部　香代君質疑 …… 20
○阿蘇品総務部長答弁 …… 20
（２）服部　香代君質疑 …… 21
○阿蘇品総務部長答弁 …… 22
（３）服部　香代君質疑 …… 22
○阿蘇品総務部長答弁 …… 23
（４）服部　香代君一般質問 …… 24
○早田経済部長答弁 …… 24
（５）服部　香代君一般質問 …… 25
○早田経済部長答弁 …… 26
（６）服部　香代君一般質問 …… 27
○早田経済部長答弁 …… 28
（７）服部　香代君一般質問 …… 29
（８）冨田　弘海君一般質問 …… 30
○野田福祉部長答弁 …… 31
（９）冨田　弘海君一般質問 …… 32
○野田福祉部長答弁 …… 33
（10）冨田　弘海君一般質問 …… 35
○野田福祉部長答弁 …… 35
（11）北原　昭三君一般質問 …… 36
○大森教育部長答弁 …… 37
（12）北原　昭三君一般質問 …… 38
○大森教育部長答弁 …… 38
（13）北原　昭三君一般質問 …… 39
○大森教育部長答弁 …… 40
○宮崎市民部長答弁 …… 41
○阿蘇品総務部長答弁 …… 42
（14）北原　昭三君一般質問 …… 42

○野田福祉部長答弁 …… 43
(15) 北原　昭三君一般質問 …… 44
○早田経済部長答弁 …… 44
(16) 北原　昭三君一般質問 …… 45
○早田経済部長答弁 …… 45
(17) 北原　昭三君一般質問 …… 46
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 46
(18) 北原　昭三君一般質問 …… 47
○大森教育部長答弁 …… 47
(19) 北原　昭三君一般質問 …… 48
○中山消防本部消防長答弁 …… 49
(20) 北原　昭三君一般質問 …… 49
(21) 勢田　昭一君一般質問 …… 50
○阿蘇品総務部長答弁 …… 51
(22) 勢田　昭一君一般質問 …… 51
○阿蘇品総務部長答弁 …… 52
(23) 勢田　昭一君一般質問 …… 53
○中嶋市長答弁 …… 53
(24) 勢田　昭一君一般質問 …… 54
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 55
(25) 勢田　昭一君一般質問 …… 56
○早田経済部長答弁 …… 56
(26) 勢田　昭一君一般質問 …… 56
○早田経済部長答弁 …… 57
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 58
○大森教育部長答弁 …… 58
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 60
○大森教育部長答弁 …… 60
(29) 勢田　昭一君一般質問 …… 61
○大森教育部長答弁 …… 61
(30) 勢田　昭一君一般質問 …… 62
８．散　会 …… 63

第３号（６月11日）

１．議事日程 …… 67
２．本日の会議に付した事件 …… 68
３．出席議員 …… 68
４．欠席議員 …… 68
５．説明のため出席した者 …… 69
６．事務局職員出席者 …… 69
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 70
（１）芋生　よしや君一般質問 …… 70
○大森教育部長答弁 …… 71
（２）芋生　よしや君一般質問 …… 71
○大森教育部長答弁 …… 73
（３）芋生　よしや君一般質問 …… 74
○大森教育部長答弁 …… 75
（４）芋生　よしや君一般質問 …… 75
○白田建設部長答弁 …… 76
（５）芋生　よしや君一般質問 …… 77
○大森教育部長答弁 …… 77
（６）芋生　よしや君一般質問 …… 78
○大森教育部長答弁 …… 78
（７）芋生　よしや君一般質問 …… 79
○中嶋市長答弁 …… 81
（８）芋生　よしや君一般質問 …… 81
○中嶋市長答弁 …… 82
（９）芋生　よしや君一般質問 …… 83
○中嶋市長答弁 …… 84
（10）芋生　よしや君一般質問 …… 84
○中嶋市長答弁 …… 85
（11）芋生　よしや君一般質問 …… 86
（12）永田　紘二君一般質問 …… 86
○中山消防本部消防長答弁 …… 87
（13）永田　紘二君一般質問 …… 88
○中山消防本部消防長答弁 …… 88
（14）永田　紘二君一般質問 …… 89
○中山消防本部消防長答弁 …… 90

(15) 永田　紘二君一般質問 …… 90
○中山消防本部消防長答弁 …… 91
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 91
○野田福祉部長答弁 …… 91
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 92
○野田福祉部長答弁 …… 92
(18) 永田　紘二君一般質問 …… 93
○野田福祉部長答弁 …… 93
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 94
○野田福祉部長答弁 …… 95
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 95
○野田福祉部長答弁 …… 96
(21) 永田　紘二君一般質問 …… 96
○野田福祉部長答弁 …… 97
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 97
○野田福祉部長答弁 …… 98
(23) 立山　大二朗君一般質問 …… 99
○阿蘇品総務部長答弁 …… 100
(24) 立山　大二朗君一般質問 …… 101
○早田経済部長答弁 …… 104
(25) 立山　大二朗君一般質問 …… 104
○大森教育部長答弁 …… 106
(26) 立山　大二朗君一般質問 …… 106
○大森教育部長答弁 …… 108
(27) 立山　大二朗君一般質問 …… 108
○大森教育部長答弁 …… 110
(28) 立山　大二朗君一般質問 …… 111
(29) 有働　辰喜君一般質問 …… 114
○早田経済部長答弁 …… 116
(30) 有働　辰喜君一般質問 …… 117
○早田経済部長答弁 …… 121
(31) 有働　辰喜君一般質問 …… 122
○大森教育部長答弁 …… 124
(32) 有働　辰喜君一般質問 …… 125

８．日程第２　委員会付託 …… 126
９．散　会 …… 127

第４号（６月19日）

１．議事日程 …… 131
２．本日の会議に付した事件 …… 131
３．出席議員 …… 132
４．説明のため出席した者 …… 133
５．事務局職員出席者 …… 133
６．日程第１　議案第56号～議案第65号
請願第３号～請願第４号 …… 134
７．各常任委員長の報告 …… 134
（１）建設経済常任委員長報告 …… 134
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 135
（３）総務文教常任委員長報告 …… 136
８．質　疑 …… 137
９．討　論 …… 137
（１）芋生　よしや君討論 …… 137
10．採　決 …… 140
11．日程追加　日程第２　意見書案第１号 …… 142
12．提案理由の説明 …… 142
（１）意見書案第１号（職員朗読）…… 142
13．質　疑 …… 144
14．討　論 …… 145
15．採　決 …… 145
16．閉　会 …… 145

６月１日(金曜日)

平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成30年６月１日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　表彰状の伝達
第４　議案第56号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第59号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第60号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第61号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第63号　損害賠償の額を定め和解することについて
議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について
議案第65号　固定資産評価員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　平成29年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第３号　平成29年度山鹿市一般会計事故繰越しの報告について
報告第４号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　立　山　大二朗　君
２番　小　川　榮　二　君
３番　芋　生　よしや　君
４番　勢　田　昭　一　君

5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	才田豊昭君

建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
秘書政策課長	森田英美君
地域生活課長	近藤　敏君
健康増進課長	渡辺研一君
子ども課長	村上　武君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年６月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしに入って、はや折り返しの６月となりました。今年度の新たな取り組みとして、今月６月１日から健康保持や健康長寿を目指し、元気な体づくりができる健康ポイント事業の参加申し込みが始まりました。体を動かしたり、健康管理に努めるほどポイントがたまるもので、楽しみながら健康づくりができ、ひいては医療費の削減にもつながる事業であります。市民の皆様におかれましても、積極的な参加をお願いいたします。

また、ご存じのとおり、８月開催の山鹿灯籠まつりにおいては、２部制を１部制にするなど、新たな形での山鹿灯籠まつりを実施いたします。さらに、秋のワイナリー開業へ向けては、外構工事や商品選定など、大詰めを迎えております。

これらの重点施策を含めた山鹿市総合戦略に基づき、検証とあわせまして、当面する諸課題に職員一丸となって取り組みを進めてまいります。

今後とも、議員各位のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例６件、予算１件、損害賠償１件、協定の締結１件、人事案件１件及び報告４件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、池田　誠一君、吉本　政幸君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月19日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　表彰状の伝達

○議長（永田　健君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月30日、東京国際フォーラムにおきまして、第94回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、議員在職15年以上の表彰を平井　邦廣君が受賞されました。よって、本日はその表彰状の伝達を行います。

平井　邦廣君は、演壇のほうにお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（永田　健君）

表彰状

山鹿市

平井邦廣殿

あなたは山鹿市議会議員として十五年山鹿市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成三十年五月三十日

全国市議会議長会

会長　山田一仁

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（永田　健君）

平井　邦廣君におかれましては、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第４　議案第56号～議案第65号

報告第１号～報告第４号

○議長（永田　健君）

日程第４、議案第56号から報告第４号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

議案第56号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年３月31日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容が多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点についてご説明いたします。

まず１点目は、個人市民税において、非課税措置の対象となる限度額を引き上げるものです。

２点目は、市たばこ税において、製造たばこの区分に加熱式たばこを設けるとともに、税率を段階的に引き上げるものです。

３点目は、固定資産税において、中小企業等が平成33年３月31日までに取得する一定の先端設備等に係る課税標準をゼロとする特例を設けるものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成30年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第57号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も、議案第56号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成30

年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き平成30年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第58号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる額を改定するものです。具体的には、医療費給付費分の上限額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の基準に関し、５割減額、２割減額の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を引き上げるものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第59号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、条文の整備を行う必要があり改正するものです。

第１条見出しを含め、国民健康保険の次に「の事務」を加え、第２条見出し中、国民健康保険運営協議会を山鹿市国民健康保険事業の運営に関する協議会に改め、同条中、山鹿市国民健康保険運営協議会を山鹿市国民健康保険事業の運営に関する

協議会に改めるものです。

また、第３条の被保険者資格の適用除外規定を、児童福祉施設に入所している等、一定の要件を満たす児童とするものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第60号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の改正等に伴い、条例適用工場等の指定に係る要件について、所用の規定の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

改正内容について、ご説明申し上げます。

山鹿市工場等設置奨励条例につきまして、関係法律の改正等に伴い、適用地区を市で指定する必要があるため、本条例第３条第１項第２号において、所用の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第61号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員となるための要件につきまして、学校教諭資格について明確化するとともに、５年以上の実務経験を有する者を加えております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1698万7000円を追加し、総額を314億1098万7000円とするものです。

12ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）地域振興費の補正額95万円は、熊本県の地域づくりチャレンジ推進事業を活用し、移住定住の促進に係る各種事業に取り組むものです。

次の13ページにかけましての（款）民生費、（目）障害者福祉費の補正額75万6000円は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、システム改修を行うものです。

次の（目）児童福祉総務費の補正額407万6000円は、国の保育所等緊急整備事業を受けて実施する私立保育園の改築について、国の交付金が増額されたことによるものです。

次の（目）生活保護総務費の補正額304万6000円は、生活保護制度の改正に係るシステム改修を行うものです。

14ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業300万円は、熊本県の経営体育成支援事業を活用し、農業用機械の導入を支援するものです。

次の経営所得安定対策等推進事業215万9000円は、熊本県の水田産地化総合推進事業を活用し、水田農業に対する各種事業に取り組むものです。

次の（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額300万円は、寄附行為に基づき奨学基金の拡充を図るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第63号　損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め

和解することについて、議会の議決を求めるものです。

事故発生日時は、平成28年11月１日、午後０時30分ごろです。相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市鹿本町下高橋地内において、県道辛川鹿本線を菊池市方面に直進していた相手方が乗車する車両と、農道から県道に後進しようとしていた公用車とが衝突し、相手方を負傷させたものです。

損害賠償の額は202万9591円です。

和解の要旨としまして、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する賠償金を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認することとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市を中心市とし、和水町を周辺町として、両市町が相互に役割を分担しつつ、連携・協力することで、圏域全体に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力あふれる定住自立圏を形成するため、両市町間で同文による山鹿市・和水町定住自立圏形成協定を締結する必要があり、提案するものです。

２ページをお願いいたします。

協定の内容につきましては、第１条で目的、第２条で基本方針を定め、第３条では生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野及び圏域のマネージメント能力の強化に係る政策分野の３分野で連携し、別表に掲げております取り組み事項ごとにお互いが役割を分担して取り組むことといたしております。

また、第４条以下は、事務執行及び費用負担、協定の変更及び廃止の際の手続、効力の発生の時期などを定めるものです。

続きまして、議案第65号　固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、本年４月の人事異動に伴いまして、市民部税務課長、髙森　信昭を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車の車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定によりご報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成29年２月３日、午後１時40分ごろです。相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市鹿本町津袋地内において、市道稲田中央線を走行していた公用車が、相手方のバイクを追い越そうとした際、当該バイクが右折しようとしたため、これに接触し転倒した相手方の着衣、携行品等が破損したものです。

損害賠償の額は30万222円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

報告第２号　平成29年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、ご報告申し上げます。

これはさきの３月定例会におきまして議決をいただいております繰越明許費に係る報告でございます。

２ページをお願いいたします。

（款）総務費、（項）戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費ほか８件の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ平成30年度へ繰り越しを行ったものです。

続きまして、報告第３号　平成29年度山鹿市一般会計事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第３項の規定において準用する同令第146条第２項の規定により、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（項）農業費の畜産振興事業に係る支出負担行為額１億

4547万7000円に対しまして、3254万円を平成30年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

報告第４号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しにつきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

（款）下水道事業費用、（項）営業費用、山鹿市公共下水道再構築基本設計策定事業につきまして、予算計上額に対し、記載のとおり平成30年度に繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告を申し上げます。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分　散会

～～～

６月８日（金曜日）

平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成30年６月８日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

質　　疑

（１）議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について

一般質問

（１）山鹿灯籠まつりについて

①磨き上げとして取り組んできた３年間の経緯

②取り組みの検証

③地方創生ジャパンブランド構想推進事業との関連と祭りのあり方及び継承

２．冨田　弘海

一般質問

（１）介護保険について

３．北原　昭三

一般質問

（１）公立図書館における雑誌スポンサー制度導入後の状況と大型連休中の対応及びサービス向上について

（２）食品ロス削減について

（３）中小企業支援について

①生産性向上特措法が成立

（４）ＡＥＤの活用と設置場所について

①学校での心肺蘇生教育と危機管理体制の整備

②校舎外にＡＥＤ設置

③コンビニへのＡＥＤ設置

４．勢田　昭一

一般質問

（１）人口減少に伴う現状と今後の対策について

①合併時、2018年・2030年の人口・年齢構成の推移

②財政の推移（歳入・歳出などの見通し）

③今後の対策

（２）地元高校への進学率向上と若者が残る対策について

①地元高校５校への進学率と中高連携

②地元高校卒業後の就業対策と地元企業との連携

（３）日本遺産認定から１年、その現状と課題について

①成功に向けての取り組み

②拠点づくり（活動が見える化）

③日本遺産の周知活動

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	立	山	大二朗		君
２番	小	川	榮	二	君
３番	芋	生	よしや		君
４番	勢	田	昭	一	君
５番	有	働	辰	喜	君
６番	服	部	香	代	君
７番	冨	田	弘	海	君
８番	永	田		健	君
９番	冨	丸	洋一郎		君
10番	藤	本	峰	秀	君
11番	北	原	昭	三	君
12番	芹	川	正	美	君
14番	平	井	邦	廣	君
15番	吉	本	政	幸	君
16番	池	田	誠	一	君
17番	堀		茂	幸	君
18番	永	田	紘	二	君
19番	横	手	啓	介	君
20番	寺	崎	勇	児	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

欠席議員（１名）

13番　藤原　豊君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	江藤一洋君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	古江光拡君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
秘書政策課長	森田英美君
防災監理課長	木村隆男君
環境課長	樺　浩介君
長寿支援課長	小川浩伸君
商工観光課長	渡邊義明君

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

発言通告に従いまして、議案第64号　定住自立圏形成協定の締結についての質疑を１件、山鹿灯籠まつりについての一般質問を１件、一問一答にてさせていただきます。

まず、議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について質疑させていただきます。

我が国において、今後、総人口の減少及び少子高齢化の進行は、大変深刻な課題だと言えます。都市圏でも人口減少が見込まれる中、特に地方においては大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が進行しつつあります。山鹿市でも平成27年に山鹿市長期人口ビジョンが出されており、さまざまな施策を打っておられるのは周知のことであります。

この定住自立圏構想は、総務省が行っている人口定住のための政策でありますけれども、山鹿市では平成23年から平成27年まで、旧山鹿市を中心市として旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町、旧鹿央町の４町と定住自立圏形成方針を定めておりました。合併した１市で方針を定めることは、余り例のないことのようですけれども、一定の成果は上がったのでしょうか。また、この定住自立圏構想そのものの意義はどういったものかお尋ねいたします。また、中心市の役割、近隣市町村の役割はそれぞれどういうものかということについてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の質疑について、お答えいたします。

まず、定住自立圏構想につきましては、人口の減少や少子高齢化の進行、地方圏から三大都市圏への人口集中という状況を踏まえ、地方圏への人の流れを創出するため、地方の核となる都市が中心市となって、周辺の市町村と連携し、定住の受け皿となる都市機能や生活に必要な機能を確保することで、魅力ある圏域を形成することを目的に、平成21年度から開始された制度でございます。

この中心市とは、一定の人口規模を有し、商業施設、中核的な医療施設などの生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺の市町村にその都市機能が及んでいる市であり、またそれらの機能を充実させていくことで、周辺地域を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させる役割を担っております。

一方、周辺市町村とは、中心市と近接し、経済、社会、文化または住民生活等において密接な関係を有する市町村であり、その役割としましては、自然環境、地域コミュニティー、食料生産、歴史・文化などの生活機能を担うこととなっております。これまで本市におきましては、平成21年９月定例会で中心市宣言を行い、合併１市圏域型の定住自立圏として、旧山鹿市を中心地域、旧４町を周辺地域として、平成23年１月に策定しました定住自立圏共生ビジョンに基づき、以後５年間の取り組みを進めたところでございます。

その結果、地域ブランド商品の開発や販路開拓、滞在型観光商品の造成など、基幹産業である農業、観光産業の振興やあいのりタクシーの導入による公共交通の充実・確保など、一定の成果が得られたものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

これまでの定住自立圏形成方針の取り組みによって、農業や観光の振興、そしてまた公共交通の充実など、そういった成果があったことはよく理解できました。

では、次にこの定住自立圏形成協定を和水町と締結する目的と具体的な内容についてお尋ねいたします。

国が積極的な取り組みを推進しているというところもあるでしょうけれども、双方にとってメリットがあるから締結されるのだとは思っています。山鹿市も和水町も今後さらに人口減少は見込まれており、圏域を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、地域で生活を続けるために、特に必要となる医療・福祉と地域公共交通の分野における取り組みの必要性は高まっています。また、定住のためには、経済基盤の確立も重要になってまいります。全国の定住自立圏構想に取り組む各団体におい

ても、医療・福祉、公共交通、経済活性化の３分野には特に取り組みを強化して、財政措置も見直されているようであります。

議案書の別表１及び別表２、別表３にさまざまな取り組みが記載されておりますけれども、具体的にはどういった取り組みを展開されていくのか、そもそも締結する目的とあわせてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の２回目の質疑についてお答えいたします。

まず、定住自立圏形成協定につきましては、中心市宣言を行った中心市と、その周辺にある市町村が人口定住のために必要な都市機能及び生活機能の確保に向けて、１対１で締結する協定でございます。

今回、本市と近接し、生活圏域として密接な関係を有する和水町から、平成27年10月に事前協議があり、本市におきましても地域コミュニティー、環境、歴史・文化など、和水町が有する生活機能と連携することで、山鹿市・和水町を１つの圏域として、定住の受け皿となる基盤が確保できると判断し、平成29年度から定住自立圏構想の取り組みを始めた次第です。

また、この定住自立圏構想によりまして、和水町の住民の方に本市が持つ都市機能を今まで以上に活用していただくことで、交流人口がふえ、経済の活性化が図られるばかりでなく、和水町の住民の方においても利便性が向上するなど、相互にメリットがございます。

次に、具体的な取り組みにつきましては、協定書の別表にありますとおり、医療、福祉分野を初め、多くの分野での連携した取り組みを想定しております。今後、策定を予定しております定住自立圏共生ビジョンにおいて、具体的な事業の内容、事業期間、各年度の事業費、それぞれの役割を定めることとしており、その中でも特に地域公共交通、農業、観光産業、移住定住に重点的に取り組んでいくこととしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今後の具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

取り組みについては、お互いが行ってきた事業を継続することが中心となっているために、山鹿市と和水町の歴史や考え方、取り組みの方向性などを踏まえ、いかに一体的な取り組みを進められるかが重要になってきます。また、中心市、つまり山鹿市の既存の事業をもとにした連携事業が主なようですけれども、事業の運営を担うのは山鹿市なのか、事務の分担はどうするのかという課題があると思います。圏域における費用負担のあり方や事業の実施方法等についても十分な相互理解が必要となってくるものと思われます。そういった実務的な部分も重要な課題ではありますけれども、定住自立圏構想の取り組みを強化するには、お互いの意思疎通を図ることが最も重要であり、そのためには圏域の未来像や毎年の事業内容について、市長と町長とのトップでの定期的な会合が望まれます。

形成協定書が可決したら、ビジョンを策定する予定ということを今お聞きしましたけれども、以上のような今後の取り組みについて、具体的にもし何か案を考えておられましたらお答えいただきたいと思います。また、この和水町との定住自立圏形成協定の締結について、広く市民へ啓発していくことについてはどのように図られるのでしょうか。

以上のことについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

３回目の質疑についてお答えいたします。

今後の取り組みといたしましては、両市町で可決後、速やかに協定を締結し、先ほど申し上げました定住自立圏共生ビジョンを本年度中に策定することとしております。また、その共生ビジョンの策定に向けた体制としまして、本市と和水町の首長で構成される定住自立圏形成推進会議、事務担当課長で構成される幹事会、担当職員で構成される分科会を設け、これらにより推進を図ってまいります。

次に、市民の方への周知に関しましては、共生ビジョンを策定する際に、両市町の外部有識者で構成する懇談会から意見を伺うほか、その素案につきましてはパブリックコメントを実施し、完成した共生ビジョンは広報紙やＳＮＳ等を活用しまして、広く地域住民の方へ周知を図ることとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

よくわかりました。それでは、この議案に対しましては、慎重に審議したいと思います。ありがとうございました。

では、山鹿灯籠まつりについて質問させていただきます。

昭和40年代前半ごろまでは、本当に限られた地域の灯籠まつりだったものが、今や全国各地から多くの観光客を集客できる有数の夏祭りとして発展してまいりました。しかし、近年ではさまざまな観点からの課題が見えてきており、その解決策を打っていかなければ存続できなくなるということもまた現実であります。

最近、非常に驚いて、また私自身大変ショックだったのは、徳島県の阿波おどりの事業の多額の累積赤字問題です。開催自体が危ぶまれましたけれども、ことしは主催を変更して開催されることになったようです。日本三大盆踊りの１つで、４日間の開催がされますけれども、この４日間で観光客が120万人も訪れる阿波おどりでさえ、抱えていた課題を先送りにしていたことが、このような事態になったようであります。

山鹿灯籠まつりもこうだと言っているわけではありませんが、先ほども言いましたさまざまな課題は抱えているわけでありまして、それを解決していかないことには、どんなに知名度が上がっても、実際に訪れていただくかは疑問ですし、また本来の市民が楽しむお祭りとしての役割が果たせているかということも考えていかなければなりません。山鹿市としては、これまでの３年間で課題を洗い出して、そしてその洗い出した課題を整理して、それを発展的に磨き上げるという取り組みをされてきました。どのような方法で、誰がどんな内容について取り組んでこられたのか、その経緯と概要についてお尋ねいたします。また、その取り組みがことしの灯籠まつりにどのように反映されているのかもあわせてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、山鹿灯籠まつりの１回目、磨き上げとして取り組んできた３年間の経緯と概要についてお答えいたします。

近年、全国的に無形民俗文化財に指定されている祭りや踊りなどの伝統行事が少子高齢化など社会情勢の変化により、後継者不足など将来に向けての不安要素を抱えている現状にあります。山鹿灯籠まつりにおいても、千人灯籠踊りの踊り手や上がり灯籠の担ぎ手の確保を初め、祭り全般の運営にさまざまな課題を抱えており、今後10年、20年と将来を見据えた上で、これらの課題に対して対策を講じていかな

ければならない状況にございます。

このような状況を踏まえ、平成27年11月に山鹿灯籠まつり実行委員会から、灯籠まつりにかかわりの深い女性団体や若い人たちで構成される灯籠まつり運営検討会議へ祭りの運営等に関する諮問がなされ、それを受け平成28年６月に答申書が提出されております。この答申書を受けて、平成28年度から平成29年度にかけて、大宮神社、町内会、婦人会、山鹿灯籠踊り保存会等の実行委員会メンバーに加え、磨き上げ懇談会及び山本寛斎事務所など、多くの祭り関係者と年間を通して諸課題の解決策や磨き上げに向けた取り組みについて検討を行ってまいりました。

その検討における基本的な考えを申し上げますと、１つ目が先人から引き継がれた灯籠まつりの伝統を次代へ確かなものとして受け継いでいく。２つ目が灯籠まつりの根幹である奉納灯籠を神事として伝統を守る。３つ目が灯籠踊りの持つ優雅さ、すばらしさを誇りとして山鹿市民の宝とする。この３つを基本に祭りの磨き上げに取り組んでまいりました。

具体的に申し上げますと、祭りの15日、16日の両日につきまして、「灯」をテーマとした全体プログラムを編成しております。15日の菊池川河川敷での「灯」の神事、大宮神社での奉納灯籠の舞で祭りの始まりが告げられ、花火大会へと続き、さらには16日のクライマックスである千人灯籠踊りへとつなぎ、上がり灯籠、奉納灯籠踊りをもって終演を迎える構成であります。

そのほか変更点としましては、千人灯籠踊りを２部制から１部制に移行することにより、上がり灯籠との連続性が可能になることによる演出の充実やプレミアム感の創出を図ります。また、千人灯籠踊り会場に常設スタンドを設置することにより、観客席の環境整備に努めます。そして、直面する課題の解決策としては、踊り手確保策については、登録制を導入・構築し、担ぎ手確保策については、上がり灯籠振興会を設立いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

市民を中心とした各組織での検討をなされたり、いろんなことをやってこられたと、こういう３年間の取り組みをしてきた中でのことしの祭りが集大成になるということで、大変大きな期待を持っているわけです。２日間の祭り全体のストーリーを明確にして、そのストーリーに沿った催しが市内の各所で行われる、繰り広げられる、まさにこのことが取り組みが反映されているということであり、これは一定

の成果だと思っています。

しかし、当然のことながら、これがゴールではなく、山鹿灯籠まつりは今後も続いていかなければなりません。そのためにはこれまでの３年間の取り組みを振り返り、検証していく必要があります。そして、この検証結果に基づいて、ここをスタートと捉えて次の段階、平成31年度以降の山鹿灯籠まつりのあり方を考えていくことが重要なことだと思っています。一言で祭りのあり方と言ってしまえば簡単なようですけれども、まずことしの取り組みのように、祭り全体のコンセプトを明確にする、そういったことも１つで、それを踏まえた構想、ビジョン、それを実現するための企画をする。そしてまた、それを担う、実際に行っていくのは誰なのか、実行していく主体はどこにあるのか、市民や行政などのそれぞれの役割はどういったものなのか、そういったことなど本当に多くのことを考えていかなければなりません。

この３年間で取り組まれてきたことはよくわかりました。ことしの灯籠まつりはそういった取り組みが生かされているということで、大変楽しみではありますけれども、先ほども言いましたように、これから先へつなげていくためには検証していくことがとても重要であります。その検証については、どのようなことを行っていくのか、時期はいつごろなのか、そういったことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の２回目の質問、これまでの取り組みの検証についてお答えをいたします。

３年間の取り組みの検証につきましては、ことしの灯籠まつり終了後、10月末をめどに聞き取り調査、課題の洗い出し、改善点の整理を行い、11月までには取りまとめる予定でございます。また、検証の体制については、先ほど申し上げました３年間、祭りの磨き上げにかかわってきた団体等の関係者により検証を行います。検証内容としましては、数値化できるもの、できないもの、それぞれにさまざまな角度から検証・分析を行ってまいりたいと考えております。

このように、毎年、演出や企画について磨き上げを行い、実施したことをしっかりと検証する、このことを継続して実施していくことが重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

しっかりと検証して、次につなげていってほしいと思います。

祭りに対しましては、山鹿市から補助金も出されております。2500万円、そういった程度だったと思いますけれども、ことしは3100万円ほどの補助金も拠出されております。検証につきましては形骸化しないように、今ご答弁いただきましたように、しっかりと行っていってほしいと思っています。

では、３回目の質問です。

平成26年の地方消滅論に端を発した地方創生政策が立ち上がり、地方創生総合戦略、つまりまち・ひと・しごと総合戦略が策定され、平成27年には山鹿市でも山鹿市総合戦略が策定されました。特に重点的に取り組んできた戦略創造プロジェクトに、山鹿ブランド戦略プロジェクト推進事業があります。新シルク蚕業構想推進事業、ワイナリー構想推進事業と並び、山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業にも取り組んできました。山本寛斎事務所との協働により、首都圏を初めとする全国各地、また国内にとどまらず海外にも山鹿灯籠を発信する努力を行ってこられました。地方創生推進交付金を活用しての取り組みではありましたけれども、最初は議会からも市民からも不安の声があり、受け入れられないという市民の思いがあったのも事実です。しかし、東京都のデパートや空港でのイベント、地下鉄など交通機関の駅へのポスター掲示などは、首都圏での山鹿市の知名度を高めるためには大いに役立つこととなり、インパクトあるプロモーションは若い世代や業界関係者からは絶賛され話題となりました。

このように、山鹿灯籠ジャパンブランド構想推進事業は、単に山鹿灯籠まつりだけをＰＲするものではなく、伝統的工芸品である山鹿灯籠を擁する山鹿市そのもののＰＲであります。しかし、その目的の１つに、灯籠まつり完成形の実現という項目がございますので、この３年間のかかわりの中でどういうことをされてきたのか、また完成形とはどんなものをイメージしているのかということについてお尋ねいたします。

私は、小学生のころ、毎年、少女灯籠踊りに参加しておりました。当時の灯籠は、金と銀があって、ことしは金の灯籠だった、ことしは銀の灯籠だったと言いながら、頭に載せてもらい、少しだけお化粧もしてもらって、踊りに出るというのが大変楽しみでございました。浴衣は自分の浴衣でしたので、早く大きくなって、よへほの文字の入ったあの浴衣を着たいねとみんなで言っていたことを思い出します。中学生になってからもほぼ毎年千人灯籠踊りに出ており、今は燈心会という女性だけで

奉納灯籠をする団体で上がり灯籠に参加をしております。鹿本農業高校伝承部や城北高校ダンス部は、すばらしいパフォーマンスをされておりますけれども、小学校や中学校でも灯籠踊りを運動会や体育祭に取り入れたり、また鹿本高校では体育祭で毎年３年生の女子が全員浴衣を着て灯籠踊りを披露します。

このように、踊れる子供たちはたくさんいるんです。８月16日の千人灯籠踊りに出演することが憧れになり、それがプライドとなっていくときに、この文化は継承されていくものだと思っています。

先ほどのジャパンブランドの質問とあわせて、これからの山鹿灯籠まつりのあり方と未来への祭りの継承についてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の３回目の質問、地方創生ジャパンブランド構想推進事業との関連と祭りのあり方及び継承についてお答えいたします。

本市では、山鹿市総合戦略に年間の観光入り込み客数500万人、宿泊客数50万人を目標に掲げ、その達成に向けて各種事業を展開しております。中でも山鹿灯籠ジャパンブランド構想は、戦略創造プロジェクトの１つと位置づけ、山本　寛斎氏をアドバイザーに迎え事業を推進しております。

これまでの取り組みにつきましては、山本　寛斎氏が持つ発信力による首都圏や関西圏における日本元気プロジェクトなどの各イベントにおいて、積極的に山鹿灯籠を活用するなど、全国的なＰＲ活動を展開しております。

次に、灯籠まつりの演出編成上の完成型につきましては、オープニングイベント、千人灯籠踊りや上がり灯籠の演出の磨き上げ、金灯籠のディスプレーなどであります。一方では、商工会議所、商工会、観光協会、飲食店組合、法人会の各青年部を中心に、磨き上げに向けた意見交換を行うなど、多くの祭り関係者との協議を重ねてまいりました。その結果、市民の中から、将来に向けた担い手の育成が図られたものであります。このこともう１つの大きな完成型の１つであると考えております。

これらの山鹿灯籠まつりのあり方としましては、山鹿市民の宝である灯籠まつりを、私たちは確かなものとして次の世代へ受け継いでいかなければならないと考えております。その上で、見る人が満足感を得ることはもとより、参加する人が達成感を味わえるような祭りを目指してまいります。

ことしのオープニングイベントにおいては、城北高校の生徒が参画し、自由な発

想とアイデアにより、祭りを盛り上げる取り組みが予定されておりますが、将来的には市内の多くの高校生みずからが企画・運営できるよう、さらなる充実に努めてまいります。

一方では、直面する課題の解決策として、踊り手対策については年間を通した山鹿灯籠のＰＲ、踊り手確保を進めながら、多くの市民の参画を促すような組織体制を構築いたします。

小学生・中学生においては、ふるさとの伝統芸能に愛着を持ち、また企業、市外からの一般参加者については、灯籠まつりへの関心を高めるなど、戦略的な取り組みをもって、持続可能な踊り手確保に努めてまいります。

担ぎ手対策については、町内の若手、青年団体等を中心に、上がり灯籠が抱える課題の解決に向けて、上がり灯籠振興会を立ち上げて、それぞれの町内の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

これらの取り組みを確実に進めていくことが灯籠まつりを次の世代に継承する上で最も重要であり、市民が目指す山鹿灯籠まつりのあるべき姿に近づくものと考えます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今のご答弁から、ジャパンブランド構想推進事業も磨き上げの３年間の取り組みも、今後の祭りのあり方、また継承についても大きな意義があったようには思います。そもそも地方創生とは、東京都への一極集中を是正して、地方の人口減少に歯どめをかけることが目的でした。まち・ひと・しごと創生事業とは、今あるものに高い付加価値を創出して、経済波及効果をもたらすことによって、地域経済の発展を目指したものです。全国で数多くの自治体が取り組んでおりますけれども、残念ながらうまくいっているところのほうが少ないというのが現状です。なぜうまくいかないのか、それは主役は誰なのかということがキーポイントだと私は考えています。市民の側に強烈な意思と構想があって、市民の情熱、パッションを感じて、これを企画して実現しようとするプロデューサーがいて、最後に行政が支援・応援するというのが地方創生の図式であるはずなんです。

また、国からの交付金や市の税金も使われております。何か取り組みを行うときに、足りない資金を補塡することで支援するのが補助金という名の税金です。予算不足が解消されて、その取り組みが実行されれば、地域に活力が生まれるというこ

とが期待されています。しかし、地方創生に必要なのはお金そのものではなくて、そのお金を継続的に生み出すことのできる仕組みづくりです。その仕組みができていないところに地域活性化はできないと私は思います。

山鹿灯籠まつりに置きかえても同じことが言えます。まず、オール山鹿で本来の祭りを取り戻して、市民みずからが楽しむこと、補助金頼りにせずにお金を生むシステムを工夫していくことなどが、この祭りを継承するために必要なことだと思います。もしいろいろな失敗があれば、見て見ぬ振りをしないで、その失敗としっかりと向き合う覚悟も必要だと思います。今が祭りを継承するためのターニングポイントに立っているのではないかと思っています。

きょうご答弁いただきました内容は、あらゆる機会を捉えてしっかりと市民に周知されますようお願いいたします。ことしは、新たな灯籠まつりの始まりの年と位置づけたいと考えています。本来、祭りはわくわくするものなんですよね。今後も末永く伝統の祭りとして市民みんなの手で継承していきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、一般質問を１件、介護保険について、一問一答にて３点ほどお伺いいたします。

去る３月27日付熊日新聞において、ことし４月に改定された65歳以上の介護保険料の基準月額が、熊本県内全45市町村のうち37市町村で保険料を引き上げており、各市町村の保険料基準月額から算出した県平均月額を見てみますと、第６期、2015年度から2017年度より690円増の6374円、増加率は12.1％ということで、熊本県の伸び率は全国最大となっていました。この介護保険料は、各市町村が今後３年間のサービス利用量を見込んで決めるものであります。

2018年から2020年までの３カ年間の山鹿市の65歳以上の介護保険料の基準月額については、先般見せていただいた、ことし３月に策定の第７期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画で5560円と示されております。今回、保険料を引き上げた自治体が多かったことについて、県認知症対策・地域ケア推進課は、高齢化の進展と介護報酬の増加が要因と見られるとしてありました。その中で熊本県において65

歳以上の介護保険料が前期より下がったのは、玉東町と山鹿市だけだそうであります。

ここで１点目の質問をいたします。最も下げ幅が大きかった玉東町は660円減の5900円となっており、このことは2014年度から取り組みを始めた介護予防体操を行う地区サロン活動が功を奏したということでありましたが、山鹿市においても5610円から5560円と、若干ではありますが下がっております。県内市町村が軒並み増額する中、何が要因で介護保険料が減少したのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

冨田議員の一般質問、介護保険についての１回目、第７期の介護保険料が下がった要因についてお答えいたします。

今回の第７期介護保険計画期間において、介護保険料が引き下げになった大きな要因といたしましては、介護サービスを必要とする要介護認定者の増加の伸びが低かったこと、その結果として介護給付費の伸びが抑えられたことによるものと推察しております。

本市の高齢者数は年々増加しており、平成24年度から平成26年度の第５期計画期間中の平均高齢者数は１万7634人、平成27年度から平成29年度の第６期計画期間中の平均高齢者数は１万8498人で、第５期から第６期にかけては4.9％の伸びとなっています。その中で平均要介護認定者数は、第５期は3593人、第６期は3631人で、認定者数は1.1％の伸びにとどまっています。

高齢者数に占める認定者の割合である認定率は、第５期平均20.4％、第６期平均19.6％と、やや減少している状況であります。

保険給付費につきましては、第６期計画において３年間の給付費の平均を58億9000万円と見込んでおりましたが、実際では55億1000万円となり、第５期平均と比較しても0.02％の減でありました。

このように認定率や給付費が下がった要因は、平成18年度より本市が積極的に取り組んでまいりました介護予防事業によるところが大きいと考えております。

要介護になるおそれのある高齢者に対する各種予防サービスの提供、閉じこもりを防ぐサロン活動や介護予防拠点事業等に力を入れてまいりました結果、高齢者の方々の健康や介護予防への意識が高まり、元気な高齢者がふえてきたことによる成果と考えます。

また、高齢者本人の自立支援を基本とし、介護支援専門員への指導や高齢者とそ

の家族への助言を進めてきてことに加え、介護サービス事業所による適切なケアの提供、各種サポーター活動を含めた地域での支え合い活動の充実などがその効果としてあらわれてきたものと考えます。

このような経緯をもとに、第７期計画期間の保険料を算定いたしました結果、保険料の引き下げが実現できたものであります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

日々の取り組みが形となってあらわれたものであり、関係各位のご努力に改めて敬意を表するところであります。また、被保険者からすれば大変ありがたいことですので、今後もぜひ継続されることを期待しています。

さて、今までの話は県内に目を向けたときの話でありましたが、最近の新聞紙面でもたびたび取り上げられている全国の介護保険について目を向けますと、厚生労働省が５月21日に発表した内容では、介護保険制度が始まった2000年度当時の65歳以上の介護保険料の全国平均は2911円であったのが、ことし４月には5869円となっており、制度開始から18年間で２倍を超えたことになります。さらに、７年後の2025年度には約7200円、高齢者人口がピークに近づく2040年度には約9200円まで上昇するという推計が示されております。

また、47都道府県の介護保険事業支援計画をもとにした共同通信の集計によりますと、65歳以上のうち介護が必要になる人が７年後の2025年度には、全国で現在より約144万人ふえ、1.22倍の約770万人と推計されております。

また、2016年度の介護職員は約190万人ですが、要介護高齢者の増加に伴い、2025年度には約55万人増の約245万人の介護職員が必要になるということで、全国で約33万7000人不足するおそれがあるという推計も出ております。

この団塊の世代が全員75歳以上になり、社会保障費の大幅増が予想される2025年度は、もうすぐそこまで来ています。この2025年度以降を乗り切るために、国は社会保障費の財源確保のため、消費税を８％から10％に引き上げようとしております。

その動きに追随するように、全国市長会の税財政に関する研究会においては、５月18日に2019年10月に予定される消費増税を確実に実施するよう求める提言をまとめております。つまり国や自治体は、消費税を増税してでも膨張する社会保障費の財源確保に動き出さざるを得ない状況であり、今後の社会保障全般において、お金

の面も人員的な面も大変厳しい時代が来ることが現実味を帯びてきました。

山鹿市の2025年度の介護保険料の基準月額推計を見てみますと、7043円となっており、全国平均の約7200円より若干少ないものの、現在よりも確実に増加していくものと思われます。そのため、今後はなお一層の取り組みが求められており、さらに市独自の取り組みが大変重要になってきます。

そこで、第６期を終えての山鹿市介護保険の持続可能な運営基盤づくりの課題を確認してみますと、適正なサービスの提供については、介護支援専門員の力量形成が必要であり、給付の適正化においても介護給付担当者との情報共有に取り組むことが必要とありました。また、サービス基盤の整備については、生活圏域ごとに１施設以上の整備はできており、不十分と思われる区域は利用対象者が少ないと見込まれるため、応募する事業者がいない状況であること。今後は利用者数や既存施設の登録状況により整備区域を検討する必要があること。特に規模の大きな施設の整備は行わないこととしており、それにかわる施設として地域密着型の施設については、将来を見据えながら可能な範囲で整備を進める必要があることなどが課題とされておりました。

ここで、２点目の質問をいたします。

第７期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、その課題解決に向けた取り組みは、取り組み方針や整備計画として記載してありますが、適正なサービスの提供についての部分で、どのような取り組みをするのかがよくわからなかったのと、整備計画というあくまで民間事業者ありきの内容であって、現実性があるのか。また、本年度において、新たに取り組んでいる、または予定されている取り組みがあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

冨田議員の一般質問の２回目、第６期介護保険事業計画の課題解決のための、取り組みについてお答えいたします。

まず、１点目の適正なサービスの提供はどのような取り組みをするのかにつきましては、中心となるのは介護給付適正化事業でございます。この事業は、高齢者の増加とともに、介護サービスを必要とする高齢者が今後もふえていくことが見込まれる中、利用者に対する質の高いサービスの提供とともに、不適切なサービスを防止することを通じ、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度を構築することを目的としています。具体的には、従来から実施しておりました介護給付適正化計

画をさらに精度の高いものとし、ケアプランの点検や医療と介護の情報突合、レセプトの縦覧点検等を実施し、事業者等への指導を充実・強化することとしております。

過剰な介護サービスは、利用者にとって自己負担額の増加のみならず、利用者本人の自立を阻害する要因ともなります。したがいまして、利用者それぞれに適した内容、適した量のサービスが提供されよう介護支援専門員や利用者本人、またご家族にもご理解いただけますよう周知に努め、サービスの適正化を図ります。

また、要介護認定を受けていない方で、介護予防が必要と思われる方につきましては、早期の段階での介護予防の取り組みや自立を支援する日常生活支援総合事業の利用を進め、心身の機能低下防止を図ってまいります。

次に、２点目の整備計画は実現性があるのかというご質問についてお答えいたします。

本市では、日常生活圏域を８つの圏域に設定しており、それぞれの圏域の状況に応じて介護サービス事業所の基盤整備に努めてまいりました。第６期計画期間におきましても、サービス基盤が不十分と思われる圏域を中心に施設整備を計画いたしましたが、事業希望者から提出された計画が基準に達しなかったため、未整備となりました。第７期計画期間におきましては、引き続きサービス基盤が不十分と思われる圏域に対し、小規模多機能型居宅介護事業所と介護予防拠点の整備を計画しておりまして、公募期間中ではありますが、現時点で１事業所から応募があっているところでございます。

次に、３点目の本年度新たな取り組みやその予定はあるのかについてお答えいたします。

本年度新たに取り組む事業は特にございませんが、昨年度より取り組みを始め、今後その成果が期待される事業が２つございます。まず１つ目は、介護人材の育成支援でございます。全国的に介護職員の不足が課題とされておりますが、本市も同様の状況にあります。介護人材の安定した確保のため、介護従事者の技術向上と福祉事業所への就労促進及び定着を目的として、資格取得に係る費用の助成を行う介護人材育成支援事業に取り組んでおります。２つ目には、圏域ごとの生活支援サービス提供体制のさらなる充実でございます。具体的には、高齢者の生活課題を把握し、協同で支援するための協議体の整備と、その地域づくりを推進する人材である生活支援コーディネーターの配置でございまして、今年度中には市内全ての圏域での体制を整えることとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

最後に、介護サービス利用者の動向についてですが、2000年度の制度開始から介護サービスの需要や形態もこの18年の間に大きく変化しているものと思われます。最近、テレビで放送されていた介護施設では、パチンコやマージャン、ルーレット、トランプ、カードゲームといった娯楽を楽しむことで、介護予防を図るアミューズメント型デイサービスというものが紹介されていました。人の考えはさまざま、趣味嗜好も違います。多種多様なサービスが求められる時代になったのかもしれません。

ここで３点目の質問をします。

2000年度の制度開始から現在に至るまで、制度の改正も含め、山鹿市のサービス利用者の利用の形態はどのように変わっていったか。また今後どういった方向性の利用が見込まれるかをお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

冨田議員の一般質問の３回目、介護保険制度の改正内容と本市のサービス利用者の利用形態、今後の方向性についてお答えいたします。

介護保険制度は、従来は市町村がその必要性を判断した上でサービスを提供する措置制度と呼ばれる行政サービスであったものが、高齢化の進展に伴いまして、介護や支援が必要な人の増加や介護期間の長期化などによるニーズの拡大、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、社会状況の変化を背景として、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年４月に誕生いたしました。この制度は、それまでの措置制度と違い、民間企業の参入も促し、契約によって利用者みずからが事業者や利用するサービスを決定する保険制度であります。その後、介護保険が定着するとともに、サービス利用者の急激な増加につながる状況となりました。

このことを受け、平成17年に介護予防を重視した地域支援事業の実施や施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設など、制度が大きく変わる改正がなされました。また、平成23年には、地域包括ケアシステムという理念のもとに、24時間対応の定期巡回サービスや複合サービスの創設、介護予防・日常生活支援総合事業の創

設などが行われ、平成26年には在宅医療介護連携などの充実や予防給付の見直し、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど、さらに平成29年には共生型サービスの導入など、３年ごとにさまざまな制度の改正が行われてきました。

このような中、本市における利用形態の変化としましては、在宅でのサービス利用が増加していることが上げられます。給付費の状況から見ますと、平成24年度までは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスが、訪問介護、通所介護などの居宅介護サービスを上回っておりましたが、平成25年度以降、居宅介護サービスの伸びが大きく、平成29年度末では居宅介護給付費が全体の60.3％を占めております。

また、本市が進めてまいりました小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス事業所の整備に伴いまして、地域密着型サービスの利用が着実にふえております。

このような介護サービス利用の推移に伴いまして、本市では誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることを目指し、在宅介護の充実に重点をおいた取り組みを進めております。今後におきましても、地域密着型事業所等を活用し、自宅での生活を中心とした医療や介護、生活支援の充実に努めてまいります。

現在進めております高齢者の生活を地域で支える体制の整備と地域づくりを推進する人材の配置を含め、今後ともきめ細やかなサービスの提供と元気高齢者の維持・増加に鋭意努めることで、第７期介護保険事業計画の基本理念であります、「高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市・山鹿」の実現を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時01分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

質問に入ります前に、一言お礼を申し上げます。一般質問にて、以前から健康づくりの一環として、健康マイレージの導入を要望いたしておりまして、６月より健康ポイント事業として展開いただきまして、まことにありがとうございます。多くの方がこの事業に登録され、健康維持に努めていただきたいと思います。

また、私たち公明党は、子育て、介護、中小企業、防災・減災の４テーマに特化したアンケートでございますけども、訪問調査を実施をいたしております。訪問調査の結果をまとめ、９月の議会質問に反映していきたいと思っております。

それでは、発言通告に従いまして、一問一答にて、今回４件の質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず１点目、公立図書館における雑誌スポンサー制度導入後の状況についてお聞きをいたします。

雑誌スポンサー制度とは、新たな図書館資料を確保して、図書館サービスの向上を図るため、企業や店舗が社会貢献活動の一環として、雑誌を提供していただける民間業者などを募集いたします。企業などがスポンサーとなって雑誌の購入費用を負担するかわりに、雑誌のカバーに企業の広告を掲載するものです。企業にも宣伝効果があります。また、利用者へのサービス向上につながります。平成28年３月定例会におきまして、雑誌スポンサー制度の導入を要望いたしておりまして、平成29年度からスポンサー制度の導入をしていただいており、大変ありがたく思います。

今回は、導入後の状況についてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問の１点目、雑誌スポンサー制度の導入後の状況についてお答えいたします。

雑誌スポンサー制度につきましては、平成28年３月定例会の一般質問で北原議員にご質問をいただいており、この制度における先進地の事例の調査等から研究を行った結果、事業の有効性が見られましたので、本市におきましても平成29年度から制度を導入いたしております。

平成29年４月には、制度の周知活動として山鹿商工会議所と山鹿市商工会を訪問し、制度の概要等を記載した資料を配布し、協力をお願いいたしております。

本市２つの図書館では、月刊誌や季刊誌など約50誌を定期購読しており、購入費用として年額84万円を計上いたしておりますが、スポンサー制度の実績といたしま

しては、平成29年度に鹿央町の事業所１社から、２つの図書館に各５冊の雑誌スポンサーになっていただいております。同社には、平成30年度も引き続き雑誌スポンサーになっていただいており、年間約５万7000円の雑誌購入にご協力をお願いしているところでございます。今後も地元事業所のご協力のもと、公立図書館機能の充実を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

先ほどの答弁で、鹿央町の事業所１カ所から、２図書館に各５冊の雑誌スポンサーになっていただき、大変ありがとうございます。

資料の充実や地域活性化のため、多くの企業の方が雑誌スポンサー制度にご協力いただきますようにお願いを申し上げます。

２点目は、大型連休中の対応及びサービス向上についてお聞きをいたします。

大型連休には多くの方が山鹿市へ帰省され、図書館を利用されていると聞いております。読書の習慣を身につけると、集中力が鍛えられ、発想力が豊かになると言われております。私もしっかりと読書の習慣を身につけなければと思っております。この件も平成28年３月定例会におきまして、大型連休時は休館日を設けず開館していただきたいと要望しておりました。現在は、休館日を設けず開館していただき、大変ありがたく思っております。その後の状況につきまして、３点についてお伺いをいたします。

まず１点目、大型連休の場合、休館日を設けず対応していただきました結果として、図書館の利用者数はどのようになっておりますか。２点目、平成28年６月から試験的に平日の開館時間を１時間延長されておりますけれども、今後はどのような体制となりますでしょうか。３点目、新たな取り組みと計画がございましたら、お知らせいただきますようにお願いいたします。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問の２点目、大型連休の対応及びサービス向上についてお答え

いたします。

本市では、公立２図書館、３図書室を拠点に、読書活動を推進しております。平成29年度の個人貸出実績は約32万2000冊で、対前年度比で約3000冊増加しており、この個人貸出実績は毎年増加をしているところです。

２図書館の利用促進のため、平成28年度から大型連休中に休館日を設けず、連続して開館をいたしております。また、事前に広報紙や館内のポスターで開館日について周知に努めており、平成30年５月のゴールデンウィーク連休中の、本来は休館日であるひだまり図書館は月曜日、こもれび図書館は水曜日を開館した両日の来館者数が２図書館で300名を超える多くのご利用をいただいております。

また、こもれび図書館では、平成28年６月から平日の開館時間を試験的に１時間延長してまいりました。延長した１時間に平均20人以上の来館者があり、年間来館者数も増加していることから、平成30年度からは試験的ではなく、平日の開館時間の１時間延長を行っております。

このほか高校生を対象とした公立図書館に対する意見交換会の開催や進学・就職に関する資料の展示など、新たな取り組みも計画をいたしております。

今後も利用者のニーズを把握しながら、図書館・図書室のサービス向上に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

進学・就職に関する資料の展示など、新たな取り組みも計画していただきまして、市民の皆様も喜んでいただいていると思います。来館者も年々増加傾向にありまして、いろんな取り組みに感謝を申し上げます。

それでは、２件目、食品ロス削減に向けての取り組みについてお聞きをいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間2797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち632万トンが食品ロスと推計されております。既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。皆様ご存じのとおり、長野県松本市は宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ3010運動が進められております。また、ＮＰＯの活動といたしましては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮

者への無償提供するフードバンクが有名でございます。

国連の持続可能な開発目標ＳＤＧｓでも食品廃棄削減が掲げられております。国連は2030年度までに世界全体の１人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択をいたしております。

それでは、質問に入ります。まず１点目、学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発はどのようにされておりますか。２点目、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えますが、どのようにお考えでございますでしょうか。３点目、食品ロスから発生する生ごみを減らすために、市民の方々にどのような啓発をされておりますか。４点目、災害備蓄食品の処理につきましては、平成29年９月に質問をいたしておりますけども、再度お聞きをいたします。本市の消費期限が近い災害備蓄食品につきましては、どのような処理をされていますか。また、消費期限が近い災害備蓄食品につきましては、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限６カ月前などにフードバンク等への寄附を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上４点につきまして、各部長より答弁をお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問、食品ロス削減についての１点目、教育施設における取り組みについてお答えいたします。

教育施設においては、食品ロス削減の取り組みについて、幼児から児童生徒に至るまで、食育の一環として取り組んでおります。まず、公立保育園では野菜くずなどを堆肥にして、保育園の畑で野菜を育て、収穫されたものを食材として活用することや食べた物の体の中での働きについての学習を行い、食物の大切さについて学んでおります。

次に、小中学校では、給食時の全体指導や個別の相談、子供たちの興味や関心を高めるメニューのリクエストを受け付け、献立に生かすなど、食物残渣の減少に努めているところです。

また、食育の成果を図る指標の１つとして、市内の小中学校では年度ごとに食育に関する調査を実施しており、調査項目の中に１人当たりの残食率、いわゆる食べ

残しの量についての項目が含まれています。この項目を環境省が全国の給食センター等を対象に調査を行い、平成27年度に発表した全国平均値と比較いたしますと、全国平均6.9％の残食率に対し、山鹿市の平均は0.9％と、非常に低い数値を示しております。

なお、保育園におきましては、個々の園児に応じて量や食材など、きめ細やかな判断をしており、供食を行っておるため、残渣はほとんど出ない状況にあります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

北原議員の一般質問、食品ロス削減についての２点目、食品ロス削減に向けての取り組みの考えについてお答えいたします。

食品ロスを減らすことは、食べ物を大切にするということだけにとどまらず、事業者や消費者にとっても無駄な支出を減らすことにつながります。また、生ごみを減らすこととなり、ごみ処理費の削減など、環境負荷の軽減にもつながりますので、本市といたしましても食品ロス削減の取り組みを進めることは重要なことと考えております。

続きまして、ご質問の３点目、生ごみを減らすための市民の方々への啓発についてお答えいたします。

ただいま北原議員からご提案がありました、環境省が推進されております3010運動につきましては、まず市職員に取り組みをお願いしております。市民の皆様には、平成30年３月１日発行のやまが環境便に掲載しておりますので、ご理解が深まり、この運動が広がっていくことを期待しているところです。

また、各家庭から出される生ごみの水分を切る、ひとしぼり運動にも取り組んでおりまして、広報紙や嘱託員会議、出前講座などでご説明させていただいております。さらに、生ごみ処理の専用機器の購入には上限額はございますが、購入額の２分の１の補助を行う生ごみ処理機器設置助成事業につきましても、広報紙などで啓発をし、生ごみの減量化推進のため、生ごみ処理専用機器の普及を図っております。

今後も引き続き、広報紙や出前講座などにより啓発に努めていくことで、多くの市民の方々のご理解とご協力をいただき、生ごみの削減を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

４点目のご質問、消費期限が近い災害備蓄食品の処理及びフードバンク等への寄附等についてお答えいたします。

災害備蓄食品につきましては、先ほどご紹介されましたように、平成28年熊本地震の際に支援物資として届けられた物を含め、ミネラルウォーター、アルファ米、乾パン、ビスケット、缶詰などの食料品等をおおむね500人分の３日間備蓄しております。また、備蓄食品の購入につきましては、徐々にローリングストック法を取り入れ、毎年一定の数量を新たに購入する方法に順次切りかえているところでございます。

現在、消費期限の近い備蓄食品の処理につきましては、自主防災組織の訓練時や防災関係イベント開催時に試食用として提供を行ったり、小中学校の防災教育時に児童や生徒へ配付を行うなど、各種組織や各家庭において備蓄につながるよう、災害対応のための啓発の一環として活用いたしております。

次に、消費期限が近い備蓄食品のフードバンク等への寄附につきましてでございますが、フードバンクはただいま議員からもご案内がありましたとおり、食品ロスを削減するために有効な取り組みであると認識しております。しかしながら、備蓄食品の多くは消費期限が３年あるいは５年のものが多く、先ほど申しましたとおり、順次ローリングしながら啓発活動に用いているところでございます。ただ、他の自治体におきましては、寄附等により多量にいただいた水やアルファ米等をフードバンクへ寄附している例もございますので、今後、在庫等を勘案しながら、さらなる有効活用を図ってまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

学校施設関係では、全国平均残食率に対しまして、山鹿市の平均値は非常に低い数値を示しているということで、気を使った食事を提供されているというふうに思いました。また、地元の小学校にお聞きしましたら、ほとんど食べてもらっているというようなお話もお聞きしたところでございます。全体的にいろんな形で努力をいただいていることに感謝を申し上げます。

災害備蓄食品につきましては、物量的な問題等もあり、難しい面もあるかと思いますけれども、フードバンク等への寄附も今後考慮いただきたいというふうに思います。

２回目の質問に入ります。

昨年８月、市民福祉常任委員会行政視察におきまして、三重県伊賀市・名張市と大阪府豊中市を訪問をさせていただきました。内容といたしましては、福祉相談体制強化事業、また空き家対策事業、包括的支援体制構築事業などの勉強をさせていただきました。

その中で豊中市では、フードドライブ事業の推進にも取り組んでおられました。フードドライブとは、各家庭で余っている食品、消費・賞味期限内を持ち寄り、フードバンクを通じて、それを必要とする福祉団体・施設に対する活動です。市として、食品ロス削減につながるフードドライブ事業についての見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の２回目のご質問、フードドライブ事業についての考えについてお答えいたします。

フードドライブ事業は、議員ご指摘のとおり、未開封のもので賞味期限内の食品等を各家庭から集める活動のことで、集めた食品をフードバンクへ寄附し、フードバンクが福祉団体や生活困窮者などに提供されている事業でございます。

現在、熊本県内でフードドライブ事業に取り組まれているのは、生活協同組合くまもとと株式会社カーブスジャパンの２法人でございます。

事業の実施方法は、組合員や一般会員から集めた食品を、生活協同組合くまもとはフードバンク熊本を通じて、またカーブスジャパンは直接、福祉団体等へも配布されております。

食品ロス削減のためにも、フードドライブ事業は１つの有効な方法だと認識しておりますが、本市においてのシステムの確立や啓発、また行政としてのかかわり方等につきまして、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

新聞記事を紹介いたします。これは愛知県一宮市でございますけれども、フードドライブ好評という形で、家庭で余っている食品を集め、必要とする人たちに寄附するフードドライブを開催され、困っている人の助けになればいいという新聞記事がございました。まだ、いろんな課題もあると思いますけども、実施している自治体も増加傾向にあります。調査・研究をよろしくお願いをいたします。

それでは、３件目、生産性向上特措法が成立いたしました。中小企業支援についてお聞きをいたします。

中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を自治体の判断で３年間、最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が５月16日に成立をいたしました。中小企業の設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで、生産性の飛躍的な向上を進めるのが柱でございます。生産性向上特別措置法の概要並びに制度の活用推進について、本市の見解をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

北原議員の一般質問、中小企業支援についての１回目、生産性向上特別措置法の概要についてお答えいたします。

国の経済産業省においては、中小企業等が所有する設備の老朽化の進行、今後さらに進む少子高齢化や人手不足などの厳しい事業環境に備えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する際に、固定資産税の減免などの措置が講じられ、事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るための特別措置法がことし５月23日公布、６月６日に施行されております。

対象となる事業は、業種により異なりますが、おおむね資本金額１億円以下の法人及び従業員数1000人以下の個人事業主を含む中小企業者等が、生産性の高い設備を導入し、労働生産性が年平均３％以上向上する場合となります。具体的な支援の内容につきましては、対象となる設備等の固定資産税を軽減措置により３年間、２分の１からゼロの間で軽減することが可能です。加えて、事業資金の信用保証、国の補助金申請における優先採択がございます。

なお、指定を受ける要件としましては、国が策定する導入促進指針に基づき、まずは市町村が導入促進基本計画を策定し、国の同意を得る必要がございます。その

後、支援を希望する事業者が先端設備等導入計画を作成し、金融機関、商工会議所、商工会等の認定支援機関から発行される事前確認書をもって市町村に申請、最終的には市町村の認定が必要という流れとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

革新的な技術やサービスによって、既存の規制を緩和するサンドボックス制度の創設も明記されています。一方、同法とあわせまして成立しました改正産業競争力強化法には、中小企業のＩＴ導入の加速化のための支援体制強化や事業継承の有効な解決策の１つである合併・買収に対する税制優遇措置が盛り込まれております。山鹿市の対応と中小企業者に対しての情報提供、周知方法はどのようにされますでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

北原議員の２回目の質問、山鹿市の対応と事業者への周知方法についてお答えいたします。

今後予定されております国の導入促進指針を受けて、市においては計画期間を３年間とした導入促進基本計画を速やかに策定し、国との協議に入ります。

なお、対象支援内容につきましては、国に準じて生産向上特別措置法施行規則で定める先端設備等全てとし、対象区域についても市内全域、また対象業種についても全業種を対象といたします。

固定資産税の軽減につきましては、本定例会議案第56号、山鹿市税条例等の一部を改正する条例において提案しておりますとおり、３年間、対象設備の固定資産税額をゼロ円とするものでございます。なお、施行につきましては特別措置法の施行日をもって施行いたします。

次に、事業者への周知方法といたしましては、市の広報紙及びホームページ、また山鹿商工会議所や山鹿市商工会、さらには山鹿市企業連絡協議会において周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

事業者への周知徹底をよろしくお願いをいたします。

それでは、４件目、ＡＥＤの活用と設置場所についてお聞きをいたします。

３月定例会で勢田議員よりＡＥＤの設置状況についての質問があっておりますけども、学校での危機管理体制の充実という面を含め質問をいたします。

学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、ＡＥＤ使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにすると明記をされております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童生徒を対象にＡＥＤの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績では、小学校で4.1％、中学校で28％、高等学校でも27.1％と非常に低い状況にあります。

そこでお伺いしますが、本市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とＡＥＤに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

本市の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、この件に関しましては再度お聞きしますけども、学校におけるＡＥＤの設置状況、さらには教職員へのＡＥＤ講習の実施状況など、具体的な取り組みも含め答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

北原議員の一般質問、ＡＥＤの活用と設置場所についてお答えいたします。

まず初めに、ＡＥＤの設置状況でございますが、小学校12校と中学校６校全てに、各学校２台から３台設置してあり、その設置場所は主に職員室や玄関及び保健室等でございます。また、移動式のＡＥＤも多く、水泳の授業ではプールに持っていくなど、万が一に備えた対応を行っております。

次に、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性につい

てでございますが、小学校においては保健の教科書にＡＥＤが掲載してあり、知識としての学習を行っております。また、全ての学校ではございませんが、ＡＥＤの啓発ビデオを見せたり、防災キャンプや認知症サポート事業等で紹介したりすることにより、ＡＥＤを含む心肺蘇生法について学習している状況でございます。

また、中学校におきましては、保健体育の保健分野において、主に2年生で心肺蘇生法やＡＥＤの使用方法等を実習するとともに、防災キャンプにおいても消防署からの指導のもと講習を受けております。

今後は、教科学習のみならず、学校行事等にもＡＥＤを含む心肺蘇生法の実習や紹介を組み込むことで、心肺蘇生教育の充実に努めてまいりたいと思います。

最後に、教職員へのＡＥＤ講習の実施状況についてでございますが、学校では事故発生対応マニュアルを作成し、そのマニュアルを活用した校内研修はもとより、夏休み前のプール開放に向けた保護者向けの研修に、職員も一緒になって心肺蘇生法教育に取り組んでおります。ただ、全ての学校で職員向けのＡＥＤ研修が行われていない状況もありますので、今後、校長会議での指導を通して、全ての学校が実施することにより、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

万が一に備えた対応を行っていただき、ありがとうございます。さらなる安全な学校環境の構築をよろしくお願いをいたします。

それでは、２回目、山鹿市では、現在、ＡＥＤは全て屋内に設置させており、校舎が閉鎖されている休日などは使用できない状況にあります。一方、休日は学校のグラウンドで地域のイベントや部活動も行われるかもしれません。現在、地元の小学校のグラウンドでは、消防団の操法大会の練習があっております。事故はあってはなりませんけれども、いつどこで発生するかわかりません。休日などに備え、校舎外にＡＥＤの設置に対する見解をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問、ＡＥＤの活用と設置場所についての２回目、校舎外にＡＥＤ設置についてお答えします。

ＡＥＤを校舎外に置くことによるメリットは、休日や夜間でも屋外なら取りに行けることや、入り口や玄関の前に設置して、前の通りを歩く人や近所に住んでいる方々の、もしものときの備えとなるなど、地域に対する貢献の１つにつながると思います。

一方、デメリット、問題点として考えられることは、屋外に設置する場合、ＡＥＤ自体が精密医療機器であるため、温度管理を行うための設置場所の制限があることや温度調節機能つきの屋外専用収納ボックスが必要になるなど、導入経費がかさんでしまうこと、また盗難のおそれがあることなどが考えられ、これらの課題についての十分な検討が必要となります。

まずは、導入を前提とした方策の検討ではなく、学校からグラウンド等の使用者に対して、ＡＥＤの貸し出しを行うなど、想定される利用形態を調査した上で、より実効的な手法も研究する必要があるかと思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

デメリットと申しますか、問題があるのは理解しての質問でした。ＡＥＤの貸し出しも方法としてはあるんでしょうけども、24時間いつでも使えるよう他自治体では校舎外にＡＥＤを設置されているところもありますので、お伝えをしておきたいと思います。

それでは、コンビニへＡＥＤ設置についてお聞きをいたします。

一般人が心停止の患者を発見して、ＡＥＤを使用して除細動を行った場合の１カ月後の生存率は45.1％であるのに対しまして、行わずに救急車の到着を待った場合は、10.3％にとどまるという統計が出ております。しかし、同じ統計では、ＡＥＤが利用された症例は全体の3.2％という結果、この数字は時間や場所を限定することなく、すぐにＡＥＤを使える環境にあるかどうかということに関係すると思います。

山鹿市におきましては、学校や公共施設などに設置されておりますけども、先ほど申しましたけども、その施設の開館時間内に使用が限られているという問題がございます。24時間どこでも誰でも必要なときに利用できる環境が整っていること、

それが最も好ましい状況にあります。したがって、24時間営業のコンビニへの設置が救命活動の際の有効性が高まると認識をいたしております。

平成28年９月定例会での答弁では、担当部局との協議をされるというような話でございましたけども、どのようになっているのかお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

北原議員の一般質問、コンビニへのＡＥＤ設置についてお答えいたします

これまでの消防本部の取り組みといたしまして、まず県内のコンビニへのＡＥＤ設置状況を調査いたしました。その結果、コンビニへのＡＥＤを設置している消防本部はございませんでした。また、これまでの講習や講話等を通じて、課題として一番大きいものは、ＡＥＤをどう使用していいかわからないという人が少なくないことがわかりました。

北原議員のご指摘のとおり、24時間営業であるコンビニに設置すれば利便性があり、救命率の向上が期待できることは理解しているところでございます。

しかしながら、現在、当消防本部で検討いたしましたところ、山鹿市の施設、学校関係の公共施設等にＡＥＤが設置されており、ＡＥＤの取り扱いを含め、まず応急手当てに必要な心肺蘇生法の普及啓発を優先し、救急現場に居合わせた人、すなわちバイスタンダーの教育が必要であると考えます。それにより、救急車が到着するまでの間、市民の誰もが心肺蘇生を実施できることを期待するところであります。

したがいまして、消防本部としましては、救命率の向上を重点目標とし、毎月の救命講習の実施や普及啓発を継続し、出前講座など幅広く市民の皆様のニーズに沿った救命講習を展開していきたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

心肺蘇生法講習普及啓発も、また教育等も大変大事なことでございますけども、この緊急時にＡＥＤがないのは大変なことでございます。今後もコンビニへＡＥＤ設置につきましては、新しい情報を入手し、再度質問をしたいと考えております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

４番議員の勢田　昭一でございます。

発言通告に従いまして、３つのこと、１点目は人口減少に伴う現状と今後の対策について、それから２つ目が地元高校への進学率向上と若者が残る対策について、３点目は日本遺産認定から１年、その現状と課題について、一問一答でお願いを申し上げます。

まず、１点目の人口減少に伴う現状と今後の対策であります。

先般、熊日新聞の５月14日付に掲載がなされておりました。新１年生、11年ぶりに誕生という見出しで掲載がなされておりました。その内容は、山鹿市津留の小鳥町区で11年ぶりとなる小学生２人が誕生したということです。そして、地元の住民で祝賀会を開いて激励したという、本当にほのぼのしい記事が載っておりました。そんな記事を見る中で、この間、日本で痛ましい事故が行っております。５歳の子供のあの文章、そして７歳までの痛ましい事故が頻繁に起きている状況にあります。そんな中で、この話題・ニュースは本当に心安らぐものでございました。

この小鳥町の区長さんは、私が小学校のころは同級生が同じ地区に十数人いたばい、このように時が流れ、年々人口は減少傾向にあります。やはりそういった部分でも、この人口減少が目に見えて山鹿の中でもあらわれているということを感じております。

さて、国立社会保障・人口問題研究所発行の人口統計資料集2017を見てみますと、今から先、西暦3000年には日本の人口は2000人と予想されています。このように、出生数の減少、あるいは高齢者の激増、働き手の不足など、人口減少は喫緊の課題であります。

そこで、第１回目の質問でございます。山鹿市合併時、それから本年の３月、そ

れから2030年の人口の推移及び年齢構成、年少、それから生産年齢、それから老年人口の推移について伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員の一般質問、人口減少に伴う現状と今後の対策についてお答えいたします。

まず、人口につきましては、住民基本台帳では平成17年の合併年度末が５万9785人、本年2018年３月時点が５万2670人でございます。また、2015年の国勢調査の結果をもとに、先ほどの国立社会保障・人口問題研究所が推計した最新の資料によりますと、12年後の2030年には４万2836人まで減少するとされております。

一方、平成27年10月に本市が作成した山鹿市長期人口ビジョンでは、総合戦略等を推し進め、2030年に４万7353人の人口を維持することを目標としております。これを国勢調査の最新データで推計をし直しますと、本年３月時点の状況は、前述の山鹿市長期人口ビジョンに掲げる目標値には届かないものの、推計人口よりも人口減が抑制されているものと推測されます。

次に、年齢構成の推移につきましては、合併時に14歳までの年少人口が13％、15歳から64歳までの生産年齢人口が59％、65歳以上の老年人口が28％であったものが、本年３月時点では年少人口が12％、生産年齢人口が52％、老年人口は36％となっております。さらに、2030年には同研究所の最新データでは、年少人口こそ12％のままですが、生産年齢人口が47％まで低下し、老年人口は41％まで増大するとされております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

今の答弁にもありましたように、2018年の人口は国立社会保障・人口問題研究所が示す数値よりも抑制されているということで伺いました。

また、これから12年後の2030年の年齢構成では、2018年と比較して、年少人口は横ばい、あるいは生産年齢は５％減少、それから老年人口は５％増大するということがわかりました。これはあくまでも推測でございます。いろんな意味でも現状の

数値をきちんと守って、抑制された部分でいっていただけることを願っております。

さて、この人口減少問題は、日本全体の課題でもありますけれども、山鹿市の課題でもございます。そういった意味で、山鹿市の財政にも大きく影響を与えると考えております。すなわち人口がふえているときは、経済状況は何も考えずに行け行け財政、言葉がどうかわかりませんけども、財政はふんだんにあったということでございます。今後は、今までに私たちが経験をしたことがない財政運営が必要になってきます。大変縮小した財政の中で組み立てていくということでございます。

そこで、２回目の質問に移らせていただきます。

山鹿市の今後の財政の推移、歳入と歳出の見通しはどうなっているのか、そして福祉関係あるいは公共施設関係の金額が増大するのか、その２点についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

２回目のご質問、今後の財政の推移、歳入歳出などの見通しについてお答えいたします。

先ほど申し上げました人口推計は、将来の山鹿市の財政運営に大きな影響を与えるものと予想しております。

まず、歳入面におきましては、人口減少、特に生産年齢人口の減少により、市民税のほか、家屋数や設備投資の減少により、固定資産税の減少も見込まれるところであります。また、本市の主要一般財源であります地方交付税につきましても、主に人口を基礎として交付されておりますので、人口減による減額は避けられないものと予想しております。いずれにいたしましても、これら減少が見込まれる歳入に応じまして、財政規模の縮小に迫られるものと考えております。

一方、歳出面におきましては、高齢化の進行に伴い、平成32年度前後にピークを迎える老年人口を背景に、障害者福祉、高齢者福祉等に係る社会保障費が増加するものと見込んでおります。また、全国的に問題となっております、過去に整備した公共施設、インフラの経年劣化への対応としまして、施設等の更新・改修等が今後集中することが見込まれることに加え、長寿命化や予防保全にも取り組む必要があり、社会資本関係の経費は増加する見込みでございます。

このように、今後予想される厳しい財政運営の対応策といたしまして、財源不足を補塡する財政調整基金や減債基金等の効果的な活用のほか、計画的な公共施設の最適整備や長寿命化を推進し、将来世代の負担の軽減、中長期の財政の安定的な運

営を図ることが必要であると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

財政においても、縮小する方向と、やはり次世代への負担軽減を中心に考えて、中期あるいは長期の財政の安定的な運営をお願いしたいと存じます。

今、総務部長からご答弁がありましたように、人口減少がもたらす財政、地域、福祉、教育などの政策に大きな影響を与えると考えます。

そこで、第３回目の質問です。

人口減少に伴う今後の対策を市長としてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、こんにちは。

勢田議員の一般質問、人口減少に伴う今後の対策についてお答えいたします。

先ほど総務部長が申し上げましたとおり、人口減少に伴う財政面での影響は非常に厳しいものがあり、言うまでもなく、人口減少は本市最大の問題の１つであります。この問題の解消のためには、究極的には出生率や生産年齢人口を増加させ、人口構造そのものを変えることが必要ですが、それには長い期間を要します。また、この問題は１つの取り組みを実施すれば解決できるものではなく、経済政策、福祉政策、教育政策、移住定住政策など、各部局間の政策を連携させ、継続的に取り組む必要があると考えております。

本市におきましても、第２次山鹿市総合計画のもと、全部局を挙げて各種施策に取り組んでおり、特に平成27年度から進めております山鹿市総合戦略においては、活力ある産業を推進し、魅力ある雇用をつくる経済政策と安心して生み育て、暮らしやすい山鹿をつくる人口政策を両輪として、重点的に推し進めてまいりました。

本年度は、新シルク蚕業構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想、ワイナリー構想からなる３本の柱実現の年であり、本市の注目度が一気に高まる非常に重要な年度でございます。この機を逃さず、住みたくなるまち、住み続けたいまちとしてのイメージ確立に取り組みます。

また、新たに和水町との定住自立県構想の推進にも取り組み、和水町を含む本圏域の定住の受け皿づくりを行い、今まで以上に魅力ある地域の創造に向けて取り組んでまいります。

このように、本市が推進するさまざまな政策を総合的に推進し、人口減少問題に果敢に取り組む所存であります。これからも議会を初め、市民の皆様との協働のもと、オール山鹿で取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

市長、答弁ありがとうございました。

今特に言われた３本の柱、新シルク蚕業構想、それから山鹿灯籠ジャパンブランド構想、そしてワイナリー構想の実現の年ということで、最終年度を迎えるかと思います。そういった部分で、人口減少問題の対策として、それらの成果をぜひ生かしていただきたい、そのような心づもりを感じた次第です。

ただ、私は経済成長の右肩上がりの財政、あるいは市政運営を考えるときであると考えます。というのは、これからは全て右肩上がりではないということです。私たちが目指すのは、人口激減後を見据えたコンパクトで効率的な山鹿市をつくることにあると考えます。そういった意味でも、これから先、先ほど答弁もいただきましたけども、歳入が減って歳出が大きくなる、そんな中でどう山鹿をつくっていくのかということが課題になってくると思います。

以上で、人口減少に伴う現状と今後の対策についての質問を終わります。ありがとうございました。

では、２点目の質問に移ります。

１点目でそれぞれご答弁もいただきましたように、人口減少は日本にとっても、山鹿市にとっても大きな課題です。その中の１つに、地元で育った子供は地元の高校へ進学し、地元へ就職する、そういう道筋をつくることが大切だと存じます。

そこで、特に地元高校５校への進学率と、その中高連携について伺います。

昨年の６月の定例会でも質問をさせていただきました。答弁の中では、平成27年度末、中学校の卒業生が511名、そのうち317名が地元に進学をしている、進学率62％。そして、平成28年度末には441人の卒業生のうち280名が地元の高校に進学をした、63％という進学率が示されております。

そこで、質問に移ります。

まず１点目、平成29年度末の進学率はどうだったのか。２つ目、他地区、熊本市、玉名市、菊池市への進学状況はどうであったのか。そして、３つ目、中高連携は定期的に開催され、うまくいっているのかどうか。

以上、３点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

勢田議員の一般質問、地元高校への進学率と中高連携についてお答えいたします。

ご質問の１点目、地元高校等への進学率でございますが、市内６つの中学校の平成29年度の卒業生451名の進路状況結果によりますと、菊池支援学校山鹿分教室と山鹿市内４つの高校への進学者数は合わせて265名で、市内高校への進学率は59％となっております。

次に、ご質問の２点目、他地区への進学の状況でございますが、平成29年度末で熊本市内への進学率は18％、79名、近隣の玉名地区と菊池地区を合わせました進学率は15％、69名となっております。

ご質問の３点目、中高連携の取り組みについて、昨年の勢田議員のご質問への答弁と重複する部分もございますが、お答えをいたします。

まず、市内中学生の進路に関する情報交換等を行うため、山鹿市立中学校の進路指導主事会において、年に２回の市内高校との連絡会を開催しております。一方、各高校においても、入学直後の１年生の授業参観や情報交換会を実施しており、中学校の担任等が参加し生徒の様子を把握するとともに、個別の指導等においては、随時、中学校と高校とが連携を取り合いながら、一人一人の生徒に応じた適切な指導に努めております。

さらに、各中学校においては、長期休業中に卒業生である高校生が勉強を教えるサマースクールや中学校施設設備の修理、花苗の育て方の指導、福祉体験学習の手伝い等を行うなど、さまざまな中高連携事業が展開されております。

しかし、高校において、学習面、生活面等で支援が必要な生徒に関する情報が、出身中学校へ速やかに伝わらず、中学校側からの協力ができずに、当該生徒の進路変更につながるといった課題も見られることから、中高双方ともに常に課題意識を持ち、合同会議等において論議を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

地元への高校進学率が59％となったということで、６割を切ったということがわかりました。そのことは、熊本市あるいは菊池地区、玉名地区への他地区への進学が進んでいるということだと思います。

さて、ご案内のとおり、山鹿市には５校がございます。それぞれ特色のある学科、あるいはすばらしい部活動などたくさんあります。それらの魅力を中高連携の中で、ぜひとも生かしてもらいたいと考えております。そして、堀田教育長が提唱されております学園都市やまがを目指していただきたいと存じます。大変ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

３月の定例会の中で一般質問をさせていただきました。その内容は、就農対策と商工業への就業対策でございました。その中で、熊本県内で高校卒業後、県外に就職する人たちが40％いるということを言われております。そこで、この就職組の山鹿市内での動向についてお聞きをさせていただきます。

第１回目の質問でございます。地元高校卒業後の就職状況はどうなっているのか伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、地元高校卒業後の就職の状況についてお答えいたします。

平成30年３月末の卒業生は、支援学校分教室を含む市内高等学校など５校で626名でございます。うち就職者数は223名で、卒業生全体の35.6％でございます。また、就職先の内訳といたしましては、山鹿市内に35名で、就職者全体の15.7％、山鹿市以外の熊本市内に144名で、同じく64.9％、県外等に44名、同じく19.7％となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

今回初めて、山鹿市内における高校卒業時の就職者の数というのが初めて発表されたのではないかと思います。関係者のご尽力に感謝を申し上げます。

さて、今の数値がどうであるかは、今後も継続した集計をお願いしたいと存じます。そして、ここ最近では、本市にも企業誘致が行われております。これからの人口減少問題で、働き手の減少が上げられております。進出した企業の中にも働き手がいないという状況もあるやに聞いております。ぜひ地元に就職する方策を考えていただきたいと存じます。

さて、６月２日、まち・ひと・しごと創生基本方針案が６月中旬に閣議決定するとのことでございます。その新聞記事もごらんのようにございました。その内容は、就業・起業、なりわいを起こすということで起業ということで、地方に30万人ふやすという記事でございました。Ｉターンあるいは Uターンといった移住者などをふやすということでございます。

そこで、２回目の質問をさせていただきます。

１つは、本市及び地元企業との連携状況はどうなっているのか。それから、商店街あるいは起業、なりわいを起こす対策に対する支援はどのようになっているのか、以上２点を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の２回目の質問、市及び地元企業との連携の状況並びに商店街あるいは起業に対する支援についてお答え申し上げます。

市内高等学校等と地元企業及び市との連携した取り組みでは、新年度に入りまして、市内全ての高校を訪問し、卒業生の市内就職率の向上対策について、意見交換を行ったところでございます。

また、今後の予定といたしましては、８月末をめどに各高校と市内の主な企業の採用担当者による情報交換会を実施し、その後、県と市の一体的な取り組みの事業の一環として、各高校の生徒とその保護者を対象に、市内高校、地元企業、行政の３者が一体となって企業ガイダンスを開催いたします。

続きまして、商店街、そして創業・開業支援についてご説明いたします。

創業・開業支援につきましては、商工会議所及び商工会が、その基本業務として、これまでも積極的に取り組みをされております。そのような中、新たな取り組みといたしまして、本年５月15日に商工会議所及び商工会のこれまでの活動を生かしつ

つ、山鹿市内のさらなる商業振興に取り組んでいくため、山鹿市を含む３者で山鹿市にぎわい創出協議会を設立いたしました。今後、３者が一体となり、空き店舗の解消や新たな創業・開業に向けた支援を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

今回こういった形で具体的な日程、あるいは意見交換会や企業ガイダンスを実施するとのことでございます。その効果に期待をするところであります。また、山鹿市にぎわい創出協議会も設立されております。こちらのほうにも同様に期待をしたいと存じます。

以上で、２つ目の地元高校への進学向上と若者が残る対策についての質問を終わります。

では、３点目の質問に移らせていただきます。

日本遺産認定から１年、その現状と課題について伺います。

ご案内のとおり、日本遺産認定は平成27年に18地域、平成28年に19地域、平成29年に17地域、そして平成30年、13地域ということで、合計67地域が認定をされております。そして、この菊池川流域の関係では、全国では53番目、熊本県内では２番目でございます。３市１町さまざまな取り組みをしておられます。関係者の皆さんに心から敬意を表します。

さて、３月29日、日本遺産について、観光資源として有効活用しているか検証する有識者委員会が開かれたということで新聞記事を持ってまいりました。この中では、７割に当たる39件、平成30年度は除外をしております。観光ガイドの育成やマーケティング調査に取り組む必要があるなどと課題を指摘しておられます。

そこで、第１回目の質問でございます。

日本遺産による地域活性化に関して、これまでの認定地域の中で参考になる地域の取り組み例と菊池川流域日本遺産協議会の平成29年度の活動はどうであったかということでお伺いをさせていただきます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の一般質問、日本遺産認定地域の地域活性化に関する取り組み例及び菊池川流域日本遺産協議会の平成29年度の取り組みについてお答えいたします。

まず、参考となる取り組み事例についてですが、文化庁が設置しております日本遺産フォローアップ委員会が、今年３月に優良事例を発表しております。そのうち２例をご紹介いたします。

１つ目は、福井県小浜市と若狭町のストーリー名「御食国の若狭と鯖街道」です。この地域は、どこからどのような観光客を呼び込むのかの設定が明確であり、養殖サバという特産品の振興、それを飲食店と連携した展開など、中長期戦略がしっかりとしているという評価でございました。

２つ目は、和歌山県のストーリー名「鯨とともに生きる」です。海の日本遺産、山の日本遺産という和歌山県としての観光ビジョンのもと、文化庁からの補助金がなくなった後の財源について、それを確保する方針があり、自走に向けたビジョンが明確であるという評価を受けたものでございます。このような中長期戦略や財源確保の方針がある地域を参考にしながら、菊池川流域日本遺産協議会も今後の事業に取り組んでいくべきものと考えております。

２つ目の、菊池川流域協議会のこれまでの取り組みといたしましては、観光客の趣味嗜好などを把握する調査研究、ホームページの開設やソーシャルネットワーク及びパンフレットなどによる情報発信、シンポジウムなどの普及啓発事業を行っております。これらの事業に加え、どこからどのような観光客を呼びたいのかという観光客層の設定及び協議会の目指す姿の明確化のため、民間主体のコンセプト会議を開催し、日ごろから民間で地域活性化に取り組む方々から、さまざまなアイデアを集めているところです。今後も事業展開に向けたテーマ、対象を明確にしていき、より戦略的かつ積極的な情報発信や普及啓発を行っていく予定でございます。

また、平成30年度には、昨年度作成いたしました教材を利用して、ガイド育成講座の開講やおいしい地域ブランドの確立に向けて、物産館を核とした日本遺産のＰＲを行ってまいります。これは流域の10店舗以上ございます物産館で連携し、各店舗での日本遺産コーナーを設置し、統一的な情報発信を行うものです。さらに、流域の商工会議所や商工会などと連携し、流域の米を使用している旅館や商店をまとめて、おいしい地域ブランドとしてホームページ上で紹介し、あわせて冊子の作成も行います。

今後も優良地域の取り組みを参考にしながら、官民協働でアイデアを出し合い、日本遺産を活用した地域活性化事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

優良事例ということで、２つ紹介をいただきました。１つはサバ、もう１つは鯨ということでございます。こういったところから関係しますと、その２つの優良事例の中では、これからのビジョンが明確であるということがわかるかと存じます。ご案内のとおり、菊池川流域は米をメーンにしております。そういった意味では、この食べ物をメーンとした優良事例の中にも、ぜひ菊池川流域の日本遺産認定が入っていただければ大変助かる、そういった共通認識もできたんじゃないかなと考えております。それと、平成29年度の取り組み状況についてもご報告をいただきました。そういった取り組みも順調にいっていると存じます。

次に、２つ目の質問に移らせていただきます。

先ほどご報告がありましたように、この１年間、日本遺産認定に関する行政サイド、または民間サイド、または両者の取り組みには頭が下がります。

さて、そういった全ての活動をより以上に発展するには、３市１町の活動の中心となる拠点づくりが必要ではないかと考えます。そのことが菊池川流域の皆様、あるいは見学者が来られたことに対して、何でもお答えができる、その認知度などがより大きく発展するものと存じます。

ここで、２回目の質問をいたします。

行政、民間の協働で菊池川流域日本遺産事務所、仮称たるものでございますが、開設の計画はないのか。また、開設するときの負担金などはどう考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の２回目のご質問、菊池川流域日本遺産協議会の拠点づくりについてお答えいたします。

観光客など来訪者が菊池川流域の日本遺産を深く理解するため、見学者が何でも尋ねられるような拠点施設の整備が必要とのご指摘でございますが、その拠点施設を整備するとなりますと、場所の選定や初期整備費用の創出、さらに組織運営のための人材や維持管理費の確保などが必要で、クリアすべき課題が多くございます。特に、運営母体組織につきましては、運営資金をみずから調達するという自主自立

の考えを基本に、自主財源の確保が求められます。また、既存の観光案内所とのすみ分けも必要となってまいります。

このような課題を一度整理の上、可能かどうかも含め、協議会で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

拠点、菊池川流域日本遺産事務所（仮称）づくりの施設は必要という認識はあられるということでお伺いをしました。ただ、それをするためには、場所の選定や初期整備費用の創出など、クリアすべき課題がたくさんあるということも理解できました。そして、もう一度、課題を整理をし開設可能かどうかを含めて協議会内で検討するということでございます。

私は、協議会内にやはり拠点事務所をつくるべきだという前向きな考えで、ぜひその協議会の中でも論議をしていただきたいということを考えております。その旨、ぜひ開設に向けてのご尽力をお願い申し上げます。

では、最後の質問になります。

これまで日本遺産に関して、たくさんの周知啓発活動がなされております。３市１町の広報紙への毎月の掲載、あるいはパンフレットの作成、あるいは出前講座などを実施しておられます。もっともっと周知啓発活動として、日本遺産の日を設定してはというご提案を申し上げます。

そこで、３回目の質問をいたします。

日本遺産の日制定はできないのか、２つ目に今後の周知啓発活動をどう展開していくのか、この２点を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員３回目のご質問、日本遺産の日の制定についてお答えをいたします。

普及啓発活動につきましては、先ほど申し上げました事業以外にも、出前講座という形で地域住民への普及啓発に取り組んでいるところです。その回数は、４市町で合計100回を超え、約3100名の方にご参加をいただいております。そのほかにも、

各市町で開催された祭りやイベントなどに日本遺産ブースを設置したほか、ツーリズムエキスポジャパンという国内最大の観光イベントに出向くなどして、流域の日本遺産を発信してまいりました。

議員ご提案の日本遺産の日の制定につきましては、日本遺産の普及啓発及び市民意識の向上を図る上で一定の効果が見込めるものと考えますが、日本遺産の取り組みにつきましては３市１町で協議会を進めておりますので、山鹿市単独による日本遺産の日よりも、３市１町で同時に実施することが、より効果的ではないかと考えます。

例えば、各市町内で開催されております既存の祭りやイベントなどを日本遺産で一くくりにし、日本遺産月間と銘打ちＰＲすることも考えられます。具体的には、10月には山鹿市や菊池市で実施いたします鞠智城の日が開催されており、11月には和水町で山太郎祭、玉名市では大俵まつりなど、既存の祭りやイベントがございます。これらを日本遺産月間としてまとめ、３市１町による統一的な情報発信を行うことで、地域住民への普及啓発及び地域内外への情報発信につながる効果が期待できます。

このほかにもたくさんの方がよりよいアイデアをお持ちかと思います。官民を問わず多くの方からご提案をいただき、地域住民に菊池川流域日本遺産が浸透する方法について協議会でしっかり検討し、取り組んでまいりたいと思います。今後ともご理解・ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

日本遺産の日制定については、普及活動と市民意識向上では一定の効果があると判断をされておりますが、やはり山鹿市単独よりも３市１町での同時制定に向けて、ぜひ協議会でも話を進めていただきたいと存じます。

また、周知活動についてもご答弁をいただきましたが、まだまだ地域住民の菊池川流域日本遺産の浸透が薄いと感じております。今、ＮＰＯ法人やまがもてなしたいでは、３市１町の教育委員会のご理解を得て、地域内４校で日本遺産認定田植えリレーというものを実施されると聞いております。小学生に日本遺産、二千年の米づくりを体験してもらうこと、それが子供たちを主体にした啓発活動ではないかと存じます。ぜひ協議会でも、今後一層のご尽力を期待し、この質問を終わります。

さて、今回３つのことに絞り質問をさせていただきました。その基本となるものは人口減少でございます。人口減少を山鹿市がどう捉え、今後の市政のあり方を検討していくかというものでございます。私たち市民もこの日本人口減少問題を自分たちの問題と据えて、強い関心を持ち、次の世代に住みやすい魅力ある山鹿を残すことを使命としたいと考えております。

以上を持ちまして、私の一般質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時02分　散会

～～～

６月１１日(月曜日)

平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成30年６月11日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．芋生　よしや

一般質問

（１）市民要求実現について

①部活での体育館使用、県駅伝試走費

②町なかトイレ整備その後

（２）山鹿市保育行政について

①山鹿市の保育園の現状

②待機児童解消の見通し

③条件整備計画

④保育行政

（３）山鹿市から平和の発信を

①昨年12月に国連で核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択された。市長の受けとめは

②核兵器禁止条約の批准を政府に求めるべきではないか

③非核平和都市宣言を採択した自治体として平和を発信する取り組みを

２．永田　紘二

一般質問

（１）消防機能について

（２）健診受診率向上について

（３）介護保険制度について

３．立山　大二朗

一般質問

（１）市内の防犯カメラ設置推進について

①民間が設置する防犯カメラへの設置補助

（２）奨学金返還への助成と地元就職の支援について

（３）公立図書館・学校図書館の充実について

４．有働　辰喜

一般質問

（１）土地改良区に対する山鹿市の取り組みと考えについて

（２）八幡小、平小城小、三岳小の学校再編について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（18名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

欠席議員（２名）

10番	藤　本　峰　秀	君
13番	藤　原　　豊	君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
秘書政策課長	森田英美君
防災監理課長	木村隆男君
地域生活課長	近藤敏君
市民課長	隈部光麿君
健康増進課長	渡辺研一君
農林整備課長	宮本和明君
商工観光課長	渡邊義明君
都市計画課長	竹下健一君
学校施設課長	藤本敬輔君
社会教育課長	園田正尚君
子ども課長	村上武君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

これまで市民の皆さんの願いを取り上げて、その実現に向け質問を行ってきましたが、多岐にわたったこともあり、十分意を尽くさないものでした。そこで、さらに具体的に質問したいと思っています。

きょうの一般質問には、３項目用意をしています。１番目は市民要求実現について、２番目が山鹿市の保育行政について、３番目が山鹿市から平和の発信をについてです。これまでの質問に意を尽くさないものを、しっかりとわかりやすく納得のできる答弁をお願いしたいと思います。

それでは、市民要求実現について。

部活の体育館使用減免についてと、駅伝の試走費補助についてです。部活動県大会前のカルチャースポーツセンター体育館使用料減免について、私はバスケットボール山鹿市大会で優勝し、山鹿市の代表として県大会に出場する学校の指導者と保護者の声を取り上げてきました。県大会に出場することになったので、県大会の試合会場と類似する規模のカルチャースポーツセンター体育館で数回練習をさせてなれさせたい。しかし、練習１回について3000円から4000円の使用料が必要となる。保護者に負担をかけるのではなく、市が使用料の減免をしてほしいということでした。部活動で常時利用するのではなくて、県大会前に３、４回大きな会場を使用したいということを取り上げ、私は減免を求めてきました。しかし、教育部長は全国大会を含め、数多くの大会を誘致し、観光、文化、経済に寄与することを目的とした大規模大会を開催誘致するためのスポーツ施設である。だから、学校教育等については減免措置を行っていないとの答弁でした。

カルチャースポーツセンターは、第１条、スポーツ、文化、レクリエーション等の活動の拠点としてゆとりとうるおいのある快適な環境の整備を図り、もって地域住民の心身の健康づくりに寄与するため、カルチャースポーツセンターを設置するとあります。大規模大会を開催誘致するためのスポーツ施設であるだけでなく、地域住民の心身の健康づくりに寄与するための施設だと理解するべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、山鹿市カルチャースポーツセンターの設置目的についてお答えいたします。

芋生議員ご指摘の山鹿市カルチャースポーツセンター条例における設置目的の規定は、地方自治法第244条の普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとするとした公の施設の定義に基づき、カルチャースポーツセンターの究極の設置目的を定めたものでございます。

一方で、昨年12月定例会でお答えした内容は、議員のご質問内容が中学校生徒が大会前の練習に使用する際の使用料についてであったことを前提に、市内にあるさまざまな社会体育施設の中で、カルチャースポーツセンターが国体や世界ハンドボールを初めとした数々の大規模大会会場として活用されてきた実績を踏まえた施設の運用方針について述べたものでございます。

要は、市内の社会体育施設は全て市民の健康増進という公の施設の目的を有しておりますが、その中でも施設ごとに機能や規模、地理的位置等を勘案した役割分担があり、カルチャースポーツセンターについては、大規模大会等を通した地域住民の心身の健康づくりに寄与する施設であり、その使用に際しては練習等での減免は想定していないということでございます

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今回の答弁は、大規模大会を通した地域住民の心身の健康づくりに寄与する施設であると答弁され、設置目的は大規模大会開催のためだけではないということは確認できました。しかし、市内の社会体育施設は全て市民の健康増進という公的施設

の目的があるが、役割分担があるとのことでした。

日本中学校体育連盟が第２期スポーツ基本計画への意見として提案しているものがあります。中学校における運動部活動の充実のための提案です。中学校における運動部活動が日本のスポーツ文化にかかわるところは大きいと考える。特に生徒の健全育成、他者との協同、公正さと規律を重んじる社会形成に深くかかわっている。また、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた長寿社会の形成、深いきずなで結ばれた一体感ある社会や誇りある学校・地域づくりに貢献しているとしながら、運動部活動の充実のために教員の勤務状況改善などとともに改善を求められています。

そこには、中体連主催の大会の会場費ではありますが、中学生選手にも整備された憧れとなる会場での試合を体験させることは、次への意欲向上につながることになる。全ての公的な施設において、全額免除とされることを強く望むと書かれています。また、中学校体育連盟としては、大会そのものが教育活動であり、生徒役員活動など、支えるスポーツの教育活動の場であるとも考えていると書かれています。

私が提起していますのは、山鹿市内小中学校に通う児童生徒も地域住民であり、山鹿市民の一人一人なのですから、もっと大きな視野に立ち、将来すばらしい選手やチームを山鹿市からもっと輩出できるよう、国際試合会場になるようなすばらしい施設を山鹿市が持っているのですから、試合前の数回練習させ、なれさせたいと要望がある学校教育に活用する機会をつくってやるべきではないか。部活動の意欲向上につなげてほしいと考えてのことです。

それでは、２回目の質問に移ります。

中体連の駅伝試走費について。

これまで答弁をしていただいたものをまとめますと、駅伝の試走は選手の安全性の確保と選手が練習の成果を最大限に発揮するためには極めて重要であるということでした。この点は誰でも賛同ができます。しかし、予算化はできないとのことです。私は、出場する学校では、子供たちによりよい力を発揮させてやりたいとの思いから、さまざまな工夫や苦労をして試走費捻出をしている学校の実態もお伝えし、市の予算化が必要であることを主張してきました。これに対して、１、中体連大会規則に試走が必須と規定されていない、２、他の競技種目との公平性の観点から判断しているとのことでした。これらのこれまでの答弁には納得がいかず、次の３点から再度、駅伝試走費の予算化を求めます。

１点目、駅伝の特殊性から。駅伝は車両が通る道路で競技するという他の競技にはない特殊性を持っているということです。選手の安全や競技の戦術などを考慮すれば、試走は必要であり、競技と一体のものであると捉えるべきではないか。主催

者が大会規則で試走について規定すれば、市もその方針に基づき補助金を対象とするとの答弁もありました。しかし、試走はあくまでも練習過程です。大会主催者が練習まで指示することはありません。私は、県の教育委員会にも聞いてみましたが、試走の実施と予算化は代表校と自治体の教育委員会の裁量で判断すべきであり、県教育委員会に判断を下す権限はないとのことでした。また、中体連事務局に問い合わせをしましたところ、昨年は出場校28校全てで試走を行っているとの答えでした。試走は、選手の安全性確保と練習の成果を最大限に発揮するためには重要だと断言されていらっしゃるのだから、以前のように山鹿市の教育委員会の裁量で判断すればよいのではないでしょうか。

２つ目、山鹿市公立中学校の代表という観点から。県大会に出場する学校は、山鹿市の公立中学校を代表したチームであるということです。それならば、当然、山鹿市が必要経費を確保してやる、それが市行政の仕事ではないでしょうか。他の競技種目と補助金に格差が出るから公平性が損なわれるということでしたが、さきに述べたように、駅伝は車両が通る道路で行うという、ほかの競技にはない特殊性があり、選手の安全性を考えるならば、特別の配慮が必要であり、それが試走を行うということです。他の競技種目よりも公平性を損なうという解釈は当たらないと思います。

３つ目は、日本国憲法の精神から。憲法第26条第２項には、義務教育はこれを無償とするとあります。試走経費を初めから地域やＰＴＡに負担させることは、憲法の精神から見ても正しくないと考えます。

以上３点から、中体連駅伝試走費の予算化を求めます。答弁、お願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、中体連駅伝試走費についての１点目、駅伝の特殊性についてお答えいたします。

本件につきましては、昨年12月定例会以降、るるご答弁をいたしているところでございますが、答弁の中で中学校の部活動遠征に対する補助を実施するに当たっては、補助対象とする経費が大会規則で求められているか、参加する全ての学校が行う必要がある経費なのかといった公平性の面から判断し、本補助は大会に出場するために必要な最低限の経費を学校教育の観点から支援するものであり、こうした判断要件に基づき試走費に対する補助を対象外としたものとご説明申し上げたところです。

議員ご指摘のように、選手の安全や競技の戦術などを考慮すれば試走は必要であり、競技と一体のものであると捉えるべきということであれば、主催者側が大会規則で試走を必須と規定するべきものであり、主催者の方針に基づき必要な経費であると認められれば、当然山鹿市では補助金の対象とすることになると考えます。

次に、２点目の山鹿市の公立中学校の代表という観点についてお答えいたします。

平成29年の山鹿市立小中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱に基づく補助実績は、18種目693人、総額875万円でございます。うち８種目259人が九州大会に、５種目33人が全国大会に出場しております。

これらの数多くの種目で出場する児童生徒全てが山鹿市の代表であり、こうした児童生徒たちに補助要綱に基づき、公平に支援を行うことが行政の仕事であると考えております。

続いて、３点目の日本国憲法の精神についてお答えいたします。

憲法第26条第２項後段の義務教育はこれを無償とするという条文と教育政策の関係についてご説明申し上げます。同条文の解釈につきましては、昭和39年２月26日付最高裁判決において、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとし、また国の財政等の事情を考慮して、立法政策の問題として解決すべき事柄であって、憲法の前記法条の規定するところではないという判例が示されております。この判決でも明らかなように、憲法が示す義務教育の無償とは、あくまでもその対価である授業料の無償化に限定されるものと判断いたしております。

以上のように、駅伝の特殊性からも、また山鹿市公立中学校の代表という観点からも、そして憲法の解釈においても、現在の時点では中体連駅伝試走費についての補助金支出の判断は困難なものと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今答弁していただきましたが、先ほども私が申しましたように、県の大会要綱でその文言を入れることはできないと県の教育委員会も言っていますし、中体連事務局では、出場校の全部が試走を行うということは明言したところでもあります。

日本国憲法の精神についてということで答弁していただきました。昭和39年の最高裁判決を引用して答えていただきました。しかし、その１年前、昭和38年に制定

された教科書無償制度は憲法第26条第２項の義務教育はこれを無償とするという規定に即応して、その理想をより広く実現しようとする見地から定められたもので、実際には教科書の無償化を初め、自治体によっては学校給食の無償化も広がっています。義務教育無償の精神が生かされてきているのです。

さらに、平成29年５月11日、衆議院での義務教育無償制度に関する質問主意書、民進党の議員が提出したものですが、これに対し、内閣総理大臣が義務教育諸学校の管理運営に係る経費の保護者などへの転嫁については、学校教育法第５条及び地方財政法第27条の４の規定を踏まえ、また住民の税外負担解消の観点から、安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないことに留意して、各学校の設置者により判断されるべきものであるとの答弁書を出しています。政府も安易に教育費を保護者などに負担転嫁することを戒めたものです。

これを受けて、判断は変わりませんか。再度、答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、日本国憲法の精神についての２回目のご確認についてお答えいたします。

議員ご指摘の安倍首相の答弁は、学校運営協議会などの学校運営費やいじめ対策の学級運営費についての一般論と断っての見解ではありますが、同様の趣旨に基づき、部活動の充実と保護者の負担軽減のため、山鹿市独自の判断として、さまざまな部活動に対しての支援を行っているところであり、その内容につきましてはこれまでも繰り返しご説明申し上げたところでございます。

ただ、今回ご答弁させていただいているのは、公平性の観点から駅伝競技の試走のみを特別視できないとの判断を申し上げているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

残念なんですけども、公平性の立場というのは確かにわかります。そして、部活動充実と保護者負担軽減のために支援を行ってあるということもよくわかります。今後とも保護者の負担軽減、また部活動が充実するために支援をぜひ続けていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町なかトイレの整備のその後についてです。８月、山鹿灯籠まつりが近づいてきました。磨き上げをして、市民や観光客を迎える考えが示されていますが、さて３月議会で取り上げた町なかトイレは快適に利用できる状況になっているでしょうか。塗装が剝がれた状態の河川敷のトイレもそのままの状態でしたし、改修に至らなくても、すぐ対応ができないだろうかと、市民から出された要望を７つ提案しておりました。１点目、照度を上げ明るくする。２点目、ドアに洋式・和式の表示をする。３点目、水はけをよくする。４点目、荷物かけのフックを低いところにつける。５点目、水道蛇口の栓をレバーにする。６点目、どこに多目的トイレがあるかなど案内標示をつける。７点目、介助用シートをつける、以上の７点でしたが、灯籠まつりまでに快適なトイレに改善できるのでしょうか。簡潔にお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員の一般質問、町なかトイレ整備その後についてお答えいたします。

本年３月定例会の一般質問におきまして、７つのご提案がございました。その実施状況でございますが、まず１点目、照明の照度を上げ明るくするにつきましては、ＬＥＤ照明などに既に改修いたしております。３点目、水はけをよくするにつきましては、清掃に伴うものでありましたので、水切りを十分行うよう委託業者に指導をいたしております。その他の点につきましては、公衆用トイレを利用される方がわかりやすく、また利用しやすくするためのご提案でございますので、改善可能なものから順次進めたいと考えております。

ただ、７点目の介助用シートをつけるにつきましては、既存のトイレのスペース等を考慮いたしますと、現時点での設置は難しいため、トイレの建てかえ時期に検討をしてまいりたいと考えております。

また、河川敷に設置しております公衆用トイレの塗装につきましては、山鹿灯籠まつりまでに完了する予定でございまして、今後も観光客や市民の皆様が安心・安全で、かつ快適にご利用いただけるよう、町なかトイレの整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ありがとうございます。

７点の中で可能なものから順次進めていき、塗装も灯籠まつりまでに完了する予定とのことで、要望を出された市民の皆さんも大変喜ばれると思います。介助シートにつきましては、早めの検討実施を求めておきます。

それでは、２項目め、山鹿市の保育行政について質問します。

３月定例議会、服部議員の待機児童解消及び保育園入園条件についての質問に、山鹿市ではこれまで年度当初の待機児童の発生はない。しかし入園の早期化、低年齢化により、年度当初からの３歳未満児がいっぱいになり、年度途中のゼロ歳・１歳児の入園は難しい状況にある。保育士不足が影響して、定員割れが出ている状況もある。３月１日時点では、20名ほどの入園先調整を行っているとのことでした。服部議員は、将来の人口構成を予測したとき、新たな保育園の設置は現実的ではありませんとも述べてありました。私も同様に考えておりましたので、新設園の準備が行われているのを見て、大変驚いたわけです。市民や保育関係者からもさまざまな不安の声も出ています。

そこで、３点についてお尋ねいたします。１点目、山鹿市の保育園の現状はどうなっていますか。2018年４月時点での公立園、私立園、認可外園、それぞれ何園あり、定員は何人ですか。職員は、正規職員、非正規職員、パート、代替職員は何人、保育園児数は年齢ごとに何人でしょうか。山鹿市の保育園の現状についてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、山鹿市保育行政についての１回目、山鹿市の保育園の現状についてお答えいたします。

平成30年４月時点における認可施設として公立保育園が５園、私立保育園が17園、私立の認定こども園が１園の計23園、定員は1844人です。これに加えて、認可外の保育園が２園、定員が85人でございます。

また、４月時点での園児数は、ゼロ歳児が66人、１・２歳児が609人、３歳児が327人、４・５歳児が698人の、合計1700人でございます。

職員につきましては、公立保育園５園の保育士の配置状況ですが、正職員24人、臨時28人、パート９人、代替職員19人となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市でも保育園が民営化され公立保育園が５園になり、私立と合わせて23園で、定員は1844人、認可外保育園も２園あって85人、合計で1929人の定員があります。ゼロ・１・２歳児の定員数を見ても845人となっています。

それでは、なぜ待機児童が出てくるのかといえば、ゼロ歳児や１歳児は生まれた月が違うので、入所させたい月も変わってきて、年度途中に希望があるんですね。このことが保育園にとっては一番難しい問題です。ゼロ・１歳は、１人入所希望があれば、受け持ち定数により保育士が必要となってきます。年度途中からの保育士はなかなか見つかりにくいということです。さらに、今、保育士のなり手がいない。労働条件が悪く、働き続けられないというのがどこにでも見られる状況だと思います。

そこに、山鹿市では、近年、ゼロ歳児など乳児の入所希望がふえているとのことです。それでは、山鹿市はどういう待機児童解消の見通しや条件整備を行おうとしているのですか。答弁をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、山鹿市保育行政についての２回目、待機児童解消の見通し及び条件整備計画についてお答えいたします。

全国的な傾向として、子供の数は減っておりますが、ゼロ歳児や１歳児といった低年齢時から保育園に預けたいという保護者のニーズは高まる傾向にあり、山鹿市においてもこうした手厚い保育が必要な乳児の受け入れに対し、十分対応できるだけの保育士が確保できていない状況にあります。

ちなみに、山鹿市の６月現在の待機児童はおりませんが、制度上は待機児童には含まれない、子供を預けることができたら就職活動を始めたいという保護者が13名おられます。

次に、保育士確保対策としては、さきの３月議会でもご答弁申し上げましたように、保育士の賃金などの処遇改善はもとより、今年度から保育士の労務環境改善及び負担軽減を目的とした保育補助者雇上強化事業に取り組んでいるところでございます。

この保育補助者雇上強化事業とは、私立保育園等の保育士の負担を軽減するとともに離職防止を図ることを目的として、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するものでございます。保育補助者の業務として、保育日誌の記入、翌日の準備、行事の準備、配膳や布団の上げおろしなどが想定されます。このように保育士の労働環境が整備されれば、保育士資格をお持ちで保育園に勤務をしておられない潜在保育士が保育士として復職しようとする気持ちの後押しになるものと期待するところです。なお、財源は国が４分の３、県と市が８分の１ずつ負担するものです。

一方で、新たな保育の受け皿として、家庭的保育事業等の認可も進めているところです。この家庭的保育事業等には幾つかの形態がありますが、先月１カ所の家庭的保育事業所を認可したところでございます。これはゼロ歳児から２歳児を対象とした、定員が５人までの小規模な認可保育施設で、保育士にかわり研修を受けた家庭的保育者でも保育が可能であるなど、職員要件も一般の保育園と比較し緩やかになっております。

山鹿市といたしましては、これらの取り組みを一体的に行うことで、保育士確保や保育の受け皿確保を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁をしていただきましたものには、保育補助者雇上強化事業と通常の保育園よりも保育士配置の要件が緩やかな家庭的保育事業についての認可を進めている、小規模保育事業の認可を検討しているとのことでした。山鹿市は、保育士の確保や保育の受け皿確保を行い、待機児童の解消に努めていくとのことです。受け皿確保は大変必要なことではないかと私も思っていますが、保育士の確保、この受け皿の中身について、大変気になることがあります。一般的に言いまして、保育所に子供さんを預けようと思うときには、保護者は子供を安心して預かってほしいと公立の保育園が一番の希望となります。雇用がしっかりしているのもあって、ベテランの保育士さんが多くて安心と言われます。私はずっと民間で働いてきましたから、民間にベテランがいないと言っているのではありません。しかし、保護者は大事な子供たちを託すのですから、安心して託したい、つまり保育の質を求めているのです。ところが、今、山鹿市では公立保育園でも正規職員と臨時職員が半々、パートを入れれば正規よりも上回っている状況です。保育士さんも保育補助ではなく正規職員

であれば、働きたい方がふえるのではありませんか。民間保育園の職員については、把握していないということなのではっきりわかりませんが、保育士さんの入れかわり、つまり離職する方は多く、ベテラン保育士は多くはないと思います。

さて、山鹿市長は、子どもはやまがの宝だと宣言されています。高校生までの医療費完全無料化や子育て応援施策を行ってあり、他自治体からも山鹿のようになりたい、山鹿のようにやりたいと言われることがよくあり、大変うれしい状況です。しかし、山鹿市だけでなく、ほかの今の子供たちの状況を見ますと、支援が必要な子供たちがふえていると言われます。

私は、日本で初めて障害を持った子供さんと健常児と言われる子供たちが一緒に保育を受ける統合保育を行う保育園の保育を学び、その始まりの保育園まで行って、保育士として働いてきました。その保育内容は、沖縄県から北海道まで日本中に広がっています。その保育では、生まれたときの子供の状態を示すアプガー指数がゼロ点で、生きられないと言われたお子さんや自閉症など、さまざまな障害を抱えた子供たちが保育の力で元気に育つなど、子供たちの育ちを保障してきました。私が育てた一人に、心臓に穴があいていて、両生類と同じ２心房１心室の機能で生まれたお子さんがいました。その子はそれでもアプガー指数は９点という意欲のある元気な子でした。しかし、静脈や動脈の血がまざり合うし、血流が悪いので、なかなか体重もふえていかないし、暑い寒いがとても苦手でした。しかし、水と土と太陽と自然に囲まれ、五感を育て、体の発達を促す運動をするその保育のおかげで、元気に育ち、産休明けから見てもうすぐ29歳の青年になります。

また、別の受け持ちの保育中での写真がありますので、ちょっと見ていただきたいと思います。園庭に桜の花が咲いて、散っているので、４月入所したてのころのゼロ歳児の写真です。まだ腹ばいの状態で、無心に水と遊んでいるのが見えるのではありませんか。

そして、次はもう少し年月がたったころの写真です。ゼロ歳児室から自分の力ではって、水場にやってこれるようにスロープを取りつけています。そして、一人一人が自分だけの蛇口で遊ぶことができるよう、水場もつくられています。つまり、ゼロ・１・２歳と早い段階で人間が育つ自然があふれた環境を保障して、子供たちの発達の道筋を知り、手だてをとって保育をしていくことで、身体的・心身的弱さは克服して育ち、就学時にはしっかり学習が受けられる子供たちに育っていくことができるということです。待機児童解消に国が打ち出している保育資格を持たない保育補助者を入れることや企業参入を許すような保育士配置の緩やかな保育事業ではなく、子供たちの育ちを保障していくことができる、正規で働ける保育士を雇い、保育環境を子供たちの育ちを保障してあげるものにすることこそ、山鹿市が取り組

むことではありませんか。

そこで、市長にお尋ねします。

山鹿市の子供たちについて、支援を必要とする子供たちがふえていることをどう捉えていますか。これからの山鹿市の保育をどんな考えで進めていくのですか。考えをお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

芋生議員の一般質問、山鹿市保育行政についての３回目の山鹿市の保育を進めていくに当たっての私の考え方について述べさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、特別な支援を必要とする子供が年々増加傾向にあることは十分承知いたしております。山鹿市におきましては、そういった子供たちに対して、保育園はもとより小中学校におきましてもインクルーシブ保育教育に県下でも先進的な取り組みを行っており、しっかりとした対応をしていると考えております。

このように、次世代を担う子供たちが質の高い、きめ細やかな保育や教育を受けることができ、山鹿に生まれてよかった、山鹿で育ってよかったと実感できるような魅力ある山鹿市を目指し、引き続き保育環境の整備と充実に進めてまいります。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長のお考えがわかりました。

子供たちの育ちとは何かを考え、子供たちを取り巻く環境の変化に敏感になって、子供たちが本当に質の高い、きめ細やかな保育教育を受けることができる環境の整備を求め、次の質問に移ります。

３項目めの質問は、山鹿市から平和の発信について、市長に伺います。

１回目は、核兵器禁止条約が国連で採択されましたが、市長はどう受けとめていらっしゃるかということです。人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で122カ国の賛成で、2017年７月７日に採択されました。日本政府が参加しない中、日本共産党は正式に国連会議に出席し、条約の基本的な方向と内容を議論するために要請文をつくり、主催者や各国政府代表と会談、核軍縮・不拡散議

員連盟の一員としての演説も行いました。また、毎年行われている原水爆禁止国民平和大行進は８月に広島県と長崎県で行われる原水爆禁止2018年世界大会を成功させるために、全国から被爆者や国際青年リレー行進者などとともに一歩でも参加することを呼びかけて行われています。被爆国日本と世界をつなぐものとなっています。1958年にたった１人から歩き始めたこの平和行進は、開始から60年たゆまなく続けられ、日本国内だけでなく、世界に発信してきました。また、ノーベル平和賞を受賞した国際ＮＧＯ（ＩＣＡＮ）は、世界の101の国と地域にある468団体と連携して、核兵器禁止条約の実現を働きかけてきました。こうした取り組みの一つ一つがつながりが大きくなって、国連の採択につながったわけです。ノーベル平和賞授賞式でのサーロー節子さんの演説に胸を打たれた方も多かったのではないでしょうか。サーローさんは、運動に加わるすばらしい人々一人一人が、私たちが核兵器の時代を終わらせることは可能であり、必ず終わらせるのだという希望を私に与えてくれます。また、私たちは犠牲者であることに甘んじてはきませんでした。私たちは、世界が業火によって、即座に終末を迎えることや長い時間をかけて汚染されていくのを手をこまねいて待っていることを拒否したのです。核兵器は狂気であり、これ以上許してはなりません。核兵器は必要悪ではありません。究極の悪なのです。私たち被爆者は、核兵器が禁止されるのを72年間待ちわびてきました。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんかと述べています。

市長は、国連での核兵器廃絶の採択をどう受けとめていらっしゃいますか。お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問の１点目、核兵器禁止条約の採択をどう受けとめているかについてお答えいたします。

条約への署名・批准については、憲法の規定に従い、内閣が国会の承認と天皇の認証を経て行う、国の行政権の行使の問題であるため、地方自治体の首長である私が、直接かかわる立場にはございません。また、特定の政治的な意見を地方議会の場で表明することは厳に慎むべきと考えておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁は控えるとのことでした。皆さんも６月の全員協議会で山鹿市の国民保護計画の変更が知らされて、私もその中でそういう計画、また変更があったことを知りました。市は、住民の生命、身体及び財産の保護をする責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成などについて定めるとして、具体的に武力攻撃や弾道ミサイル攻撃、さらにはＮＢＣ攻撃、核兵器、生物兵器攻撃などの事態が想定されています。さらには、平素からの備えが細かく示されているわけですが、ここで皆さん、一瞬にして破壊尽くす核兵器や弾道ミサイルに対処ができるはずもありません。最大の対処は、核兵器廃絶を求めることではないでしょうか。国連会議で採択された核兵器禁止条約への各国の署名が進められています。サーロー節子さんは、続けて責任ある指導者であれば、必ずこの条約に署名するはずです。それを拒む者たちは歴史の厳しい審判を受けることになるでしょう。もはや彼らの抽象的な理論をもってしても、彼らの行いが人類を絶滅させるという現実を覆い隠すことはできなくなりました。今や抑止力は軍縮を抑止するものにほかなりません。もう私たちはキノコ雲の下で恐怖のうちに生きることはしません。核保有国の政府、そしていわゆる核の傘の下で共犯者となっている国々の政府の皆さんにこう申し上げたい。私たちの証言を聞きなさい。私たちの警告を心にとめなさい。そして、みずからの行動が重大な意味を持つことを知りなさい。あなたたち一人一人が人類を危険にさらしている暴力体制の不可分の要素となっているのです。私たち全てが悪の凡庸さを警戒すべきです。世界の大統領、首相の皆さんに心からお願いします。この条約に加盟してください。核による滅亡の脅威を永遠に取り除いてください。くすぶる瓦れきの下敷きになった13歳のとき、私は頑張り続け、光の見える方向に進み、生き延びることができました。今の私たちにとっての光は、核兵器禁止条約です。この会場で聞いておられる全ての皆さん、世界中で聞いておられる皆さんに、広島県の瓦れきの中で聞いた言葉を繰り返します。あきらめるな、頑張れ、光が見えてくるだろう。そこに向かってはっていくんだ。どんな障害が待っていようと私たちは前に進み、頑張り続けて、この光を分かち合っていきます。これがこのかけがえのない世界を存続させようとする私たちの情熱であり、誓いなのですと締めくくられました。核兵器禁止条約への署名という形で、全ての国に核兵器のない世界への態度が具体的に問われます。

ことし４月27日には、南北首脳会談で完全な非核化と年内の朝鮮戦争の終結を明記したパンムンジョム宣言が合意されました。さらに、明日、米朝首脳会談が行われる予定です。さまざまな思惑もあると思いますが、平和の激動が起こっています。

そんな中、被爆国の日本政府の姿勢は、とりわけ厳しく問われます。今問われているのは、核兵器の非人道性を身を持って体験した被爆国として、核兵器禁止条約に署名し、日米核密約の破棄と非核三原則の厳守、法制化などの日本の新の非核化に踏み出すべきです。そうしてこそ、北朝鮮への核・ミサイル開発放棄も一層強く説得力を持って迫ることができます。核兵器禁止条約に署名・批准する被爆国の政府を実現するためにも、世論と運動の発展が強く期待されています。

そこで、山鹿市長として、核兵器禁止条約の批准を政府に求めるべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員の２回目の質問、核兵器禁止条約の批准を政府に求める考えはないかについてお答えいたします。

本市は、平成22年９月に非核平和都市宣言を行い、私も平和首長会議のメンバーとして、核兵器のない平和な世界を希求していることを県内外に表明しておりますが、山鹿市単独で行うよりも、今申し上げました全国1725都市が加入している平和首長会議のメンバーや非核平和都市宣言を行っている1632自治体と足並みをそろえ、共同で行動をとったほうが、政府に対してより一層効果的ではないかと考えます。

よって、現時点では本市単独で政府に批准を求めることは考えておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

非核平和都市宣言を行い平和首長会議のメンバーとして核兵器のない平和な世界を希求していることを県内外に表明していると述べられました。そのことは、山鹿市民にとっても大変心強くうれしいことだと思います。

しかし、そうであるならば、平和首長会議メンバーや非核平和都市宣言を行っている自治体と足並みをそろえて共同の行動をとる、その一番先頭に立ってサーロー節子さんが言う、光を目指す大きな力になっていただきたいと思います。

さて、市長も申されましたように、山鹿市は非核平和都市宣言を2010年９月17日、全会一致で採択をしています。世界で非核平和の激動が起こっている今こそ、宣言を採択した自治体として、非核平和に向けて行動するときではないかと思います。

５月14日の熊日新聞１面には、アメリカ国立歴史公園が原爆の非人道性を展示する方針を13日に固めたとの記事が紹介されていました。山鹿市長が参加している平和首長会議では、具体的な取り組みが提案されています。紹介します。１、被爆樹木二世の苗木を平和のシンボルとして育てる。２つ目、青少年平和と交流支援事業、これはヒロシマ平和セミナー、ひろしま子ども平和の集いへの参加団体の募集です。３つ目、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動。４つ目、平和首長会議原爆ポスター展の開催、また核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名には、2018年５月23日現在で20の県知事を含む1085の首長が署名をしております。山鹿市でもできることから取り組んでいくというのはどうでしょうか。市長、ぜひお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

芋生議員の一般質問の３回目、非核平和都市宣言を採択した自治体として、平和を発信する取り組みをできるところからやる考えはないかについてお答えいたします。

非核平和都市宣言は、その自治体の立ち位置を明確にするものであり、戦争を知らない世代に対しましては、不戦・平和教育を徹底し、戦争体験の世代には、平和的な世界の実現に協力してもらう根拠となるものと考えております。

これを踏まえ、現在市内の小学校では、平和学習として国語や社会科の授業で、平和と戦争や広島・長崎への原爆投下の史実などのテーマで学習を深めたり、修学旅行で訪れる長崎県では、原爆資料館の視察や被爆体験者から直接話を聞くなどしています。

また、中学校では憲法の三大原則や第９条のほか日本外交の現状と課題など、学習の範囲をより拡大し、考える力を深める取り組みを行っております。

加えて、市の主催行事として、毎年８月には平和を祈念する式典も開催いたしております。

本市では、これらの取り組みを継続して実施することとしており、現在のところ、新たな事業化の予定はございません。今後、本市が平和や非核に関して、新たな取り組みをすべき状況が生じた場合には、その都度、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市では、小学校で平和と戦争などの学習や修学旅行での取り組み、また平和を祈念する式典の開催などの継続を実施するとのことでした。ぜひ、これは進めていただきたいと私も思っています。

また、今後、本市が平和や非核に関して新たな取り組みをすべき状況が生じた場合には、その都度、検討するとの答弁でした。私は、国連での核兵器禁止条約採択や南北首脳会談が行われ、米朝会談も明日には行われ、平和への激動が起こっている今こそが新たに行動を起こすときだと申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時57分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員の永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を３点、消防機能について、健診受診率向上について、介護保険制度についてお伺いをしたいと思います。一問一答でお願いをします。

まず、消防機能についてお伺いをします。

この件につきましては、平成27年広域消防本部が山鹿市単独化するということで、平成27年３月から質問を重ねてまいりました。平成27年３月には、総務部長の答弁でありましたけども、消防団員は今2188人ぐらいかなと。ただし、昼間活動の可能なのは４分の１ぐらいしかおらんのかなという話でありました。平成27年12月には、平成27年４月から単独化したけれども、体制はどうなのかというお伺いをしました。これは消防長、消防本部は81名、条例定数85名の中の81名、昼間の活動団員の不足を補完する手段として機能別消防団を導入をしたと。平成28年９月、常備消防は79

名という報告がありました。消防団員は2113名、日中活動可能な団員は４分の１、その対策として機能別消防団を60名配置をしたと。平成28年12月に再度質問をしております。機能別消防団の強化でありまして、定員90名であるけれども140部があるわけで、分団につけるんじゃなくて、各部に１人ずつ配置ができないものかというお尋ねをしました。

以上、幾度となく消防団の現状対策についてお伺いをしました。改めて消防機能についてお伺いをします。

私の地区は、第３分団であります。消防団員もたくさんおります。しっかり充実している分団だなという理解をしております。団員不足や昼間活動強化に携わる山鹿市の防災に対する消防力の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田　紘二議員の一般質問、消防機能についての山鹿市の防災に対する消防力の現状についてお答えいたします。

山鹿市の消防力の現状につきましては、常備消防の山鹿市消防本部は、条例定数85人の実員79人でございます。現在、２分署を含めた山鹿消防署では、常時５隊の運用体制で、火災、救急、救助事案に臨んでおります。

平成29年の全出動件数は3030件で、前年と比べ150件の増加となっております。そのほとんどが救急件数で、前年比５％の伸びを示しております。

非常備消防の山鹿市消防団におきましては、平成30年４月現在、条例定数2200人の機能別団員も含んだ実員数2037人です。

機能別団員制度は、昼間の火災に出動できない団員が全体の４分の３と多くなり、不足する基本団員の消火活動を補完する目的で導入しております。機能別団員の定数は90人で、当初は52人でしたが、現在は79人となっております。

機能別団員の配置状況につきましては、各分団で配置人員にばらつきがあり、地域の実情を勘案して、地域の希望に沿った配置状況となっております。

消防団員数も平成27年度に機能別団員を導入して一時的にふえましたが、現在は平成27年度と比べると65人の減少となっております。全国的にも消防団員数が減少し、団員確保が叫ばれる中、今後、山鹿市消防団においても緩やかな減少傾向が続くものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

消防機能について、２回目の質問をします。

先ほど報告の中で、常備消防、条例定数は85人に対して79人と、非常備消防2200人に対して2037人という報告がありました。機能別消防団定数90人に対して79人で定数に届かない。また、昼間の火災、消防団の４分の１しか出動できない実態であると。このような中で、山鹿市の人口も減少していくし、各地区の団員が少なくて困っているところもあるのではないかと思います。地域防火に対して不安を持っている市民が多くおられるのではないかと思います。

そこで、消防長として現状を把握され、どのような消防力の維持を考えているかお伺いをします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田　紘二議員の２回目の一般質問、消防機能についての消防力の維持についてお答えいたします。

まず、常備消防の山鹿市消防本部におきましては、前にも議会でお示ししたとおり、現在配備している消防車両等の充実を図りながら、消防力の低下を招かないよう、山鹿市消防団と連携強化を図り、現体制で消防力の維持に努めます。

非常備消防の山鹿市消防団におきましては、実員数2037人で、基本団員はうち1958人でございます。人口比率から見れば、県内14市中トップであり、市民100人いれば４人は消防団員という計算になります。全国的に消防団員の減少と団員確保が問題になっている中、これは誇れることであると同時に、この４％を維持することの難しさも感じているところでございます。

山鹿市消防団は20分団で組織され、その下に140部あります。現在、その中で基本団員が10人未満の部が20部存在します。山鹿市の行政区は258区ありますが、その中でも消防団員の確保のために、既に消防団の組織の中で部の統合が積極的に行われた地区と、その消防団の活動限界を迎えようとしている地区があることも事実であり、今後、部の統合も検討する必要があると考えております。

機能別団員につきましても、基本団員が少なく、地域の消防力の維持が難しいと判断された分団においては、平成30年度に機能別団員数をふやしております。これとは反対に、基本団員だけで昼間の火災も対応できると判断されている分団におい

ては配置されていない分団もあり、一概に適正配置は平均的に配置するものではなく、地域の実情によるものと判断しております。

今後においても、山鹿市消防団本部と検討を重ね、まずは定数の90人枠で適正な配置に努め、山鹿市の実情により増員も検討したいと考えております。

機能別団員の有効な活動方針につきましては、先ほど述べたとおり、機能別団員をふやした分団においては、基本団員が昼間に地域外へ仕事に出かけ、消防活動ができない、また消防積載車の運転手がおらず、消防ポンプの搬送手段がないなどが増員理由でございました。

消防積載車の運用は、公用車のため消防団員しか運転はできませんし、機能別団員は各校区内での消火活動を基本としておりますので、出動態勢のあり方につきましては、基本団員と機能別団員の連携と出動態勢の認識の共有を図りながら、各分団が有効な活動ができるよう、今後とも消防団本部と協議を重ね実施してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

消防機能について、３回目の質問をします。

各地区で機能別消防団員を地域の実情で配置をしていると。ただ、前回も話しましたとおりに、各分団に貼りつけてあると。各部で使えないという感じであります。140部あれば、やっぱり各部に貼りつけたがいいんじゃないかなという理解をするわけです。また、山鹿市の人口も減少していく中で、地区団員が少なくなっていきます。地区活動に支障があるのではないか。あれば、地域リーダーである、その現状を区長さん方を通じて、現状調査をしていただきたいなと。本当に機能別消防団がそれでいいのか、消防団が何人いるのか、そして昼間活動できる、もう年間中、全然活動もできない消防団もいるんじゃないかと、そういう調査をしていただきたいなと思います。

それから、もう一つ、初めて触れますけども、消防団に対する年間経費についてお尋ねをします。どれくらいの費用を支出しているのか。以上で、３回目を終わります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田　紘二議員の３回目の一般質問、消防機能についての消防団の年間経費と消防団関係のアンケートの実施についてお答えいたします。

消防団に関する調査については、平成26年２月に機能別団員を創設する前段階で、団への意識実態調査を行っております。その後の調査等は実施しておりません。

ご指摘のとおり、今後の消防団運用、活動方針等で有益な調査が必要な場合は、消防団本部と協議の上、地域の実情をよく知る各区長の協力を得ながら調査を実施したいと考えております。

消防団の年間の経費等につきましては、平成29年度をもとにしますと、熊本県市町村総合事務組合に退職報奨金と公務災害補償等の負担金として4740万2244円、日本消防協会に消防団員福祉共済、災害補償等共済掛金として665万2000円を支出しております。また、消防団員の報酬として、実員2087人に対し、3816万9000円の支出を行っております。以上が消防団に関する主な経費でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ありがとうございました。

４回目の質問をしたいと思います。本来でありますと、市長さん統括でありますから、ただし消防署に関しては、消防署長に権限は全部移譲してあると思いますので、もしこれに対してご答弁ができればありがたいなと思います。

一貫して機能別消防の強化をお願いしてきていますが、その報告の基準となるもの、平成26年２月の調査の数字です。実数の４分１しか昼は活動できないというのは、本当にそうかなと。もう４年も経っているわけですから、当然その辺の数字も変わってきているでしょう。

それから、2200人の定数について2037人ということでありまして、４分の１ぐらいしか昼間活動できないという調査をしてありますが、再度、先ほどお話しましたとおりに実態を把握していただきたいなと。そして、消防団員に対するその費用でありますけども、退職報償金だとか公務災害補償だとか、これらで4700万円。消防協会の災害共済665万2000円。団員報酬、ちょっと数が違うんですけども、3800万円。合わせますと9222万3244円、平成29年度は支出をしてあります。本来の実態調査をした上で、本当にこの支出する必要があるのかなと、その辺も分析できるんじゃないかと。

それから、先ほど来から消防本部は条例定数85人で、79人で一生懸命やっておりますと話をされますけど、本当のその条例定数が85人あるのに、79人でやれているのかなという心配もします。そういう現状内容を把握して、新しい見方で今後方向性を決めていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

永田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、消防団の活動方針の調査につきましては、消防団本部と協議の上、地域の実情をよく知る各区長に協力を得ながら、調査を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

それでは、２点目の健診受診率向上についてお伺いをいたします。

山鹿市では、いろんな健診を実施されております。基準がどういうものであるかよくわかりませんが、受診率が非常に低いという話を聞いておりますが、山鹿市が行っている健診の現状について教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の１回目の一般質問、山鹿市が行っている健診の現状についてお答えいたします。

現在、本市が行っております健診は、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、結核検診でございます。

まず初めに、特定健診ですが、平成20年度から医療保険者に義務づけられた健診でございまして、対象者は国民健康保険にご加入の40歳から74歳までの方です。健診の実施方法は、市内６会場に検診車を巡回して実施する集団健診と、市内医療機関で受診できる個別健診の２種類がございます。受診率は、平成28年度実績が41.3％で、県内14市では２番目に高い受診率となっております。また、本市では独

自に若いときから健康に関心を持っていただくために、国民健康保険にご加入の19歳から39歳までの方を対象に、特定健診と同じ検査内容の若年健診も実施しております。

次に、後期高齢者健診ですが、対象者は75歳以上の後期高齢者の方で、実施方法や実施場所につきましては、先ほど説明いたしました特定健診と同時に行っております。受診率は、平成28年度実績が22.9％で、県内14市では２番目に高い受診率となっております。

次に、各種がん検診ですが、主な検診についてご説明いたします。国の指針では、胃部Ｘ線検査による胃がん検診は50歳以上、肺がん検診は40歳以上、大腸がん検診は40歳以上を対象としていますが、本市独自に対象者を19歳以上に拡大して実施しているところでございます。実施方法や実施場所につきましては、先ほど説明いたしました特定健診と同時に行っております。受診率は、平成29年度実績で胃がん検診が7.1％、肺がん検診が11.7％、大腸がん検診が11.0％でございます。

次に、結核検診ですが、対象者は65歳の方で、市内55カ所をレントゲン車で巡回し実施しております。受診率は、平成29年度実績で48.3％でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

健診の受診率の向上について、２回目の質問を行います。

それぞれ今、健診の内容について報告をいただきました。対象者、それから健診受診対象者、これがどういうものであるかわかりませんが、特定健診では41％、後期高齢者健診では29.9％、胃がんでは7.1％、肺がんでは11.7％、大腸がんでは11.0％、結核につきましては48％という数字を示していただきましたけども、これ以上に目標に対する受診率向上に向けての取り組み等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の２回目の一般質問、受診率向上に向けての取り組みについてお答えいたします。

各種健診の受診率向上のため、これまでも市民のご要望に基づき、受診しやすい

環境づくりに向けた改善を行ってまいりました。具体的には、仕事を休まずに受けられるよう休日健診を実施、１日で健診を終わらせることができるよう、特定健診、高齢者健診とがん検診を同時に実施、健診を早朝から実施し、できる限り多くの方が受診できるよう午前７時30分から実施するなど、改善に努めてまいりました。

また、特定健診の受診率向上のために、毎年、過去の未受診者や中断者、年代別のハイリスク者などに対して、自宅へ保健師等が訪問し、重点的に受診勧奨を行っております。その成果として、受診率は徐々にではありますが年々向上し、特定健診開始時の平成20年度の受診率が34.2％でしたが、平成27年度が38.1％、平成28年度が41.3％でございました。今後もさらに受診率向上に向けまして、健診の重要性についてのチラシ配布や未受診者へのアンケート調査、個別勧奨通知、出前講座、広報やまが、市ホームページ、やまがメイトなどを活用し、徹底した啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度から実施します健康ポイント事業につきましても、申し込み条件として特定健診や人間ドックなどの受診を必須項目といたしておりますので、健診受診率向上につながるものと期待しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

受診率向上について、３回目の質問をします。

実は、特定健診、平成23年までは13カ所、平成24年から６カ所に減っております。結核検診、平成17年、107カ所やっています。平成29年は55カ所であります。半分であります。肺がん検診も特定健診と一緒にやっているんでしょうから、６カ所に減っております。健診受診率の向上のために巡回場所をふやすとか、極端に言いますと、都市化されている人口密度の高いところには１カ所か２カ所、巡回車が行けないのかなというところを感じますので、その辺を少し述べてください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の３回目の一般質問、検診車の巡回場所をふやすことはできないかについてお答えいたします。

現在、集団健診につきましては、６月から８月にかけて山鹿健康福祉センターと

山鹿市総合体育館及び各市民センター４カ所の計６カ所で実施しております。その際は、胃の透視検診、腹部エコー検診、肺がん検診及び子宮頸がん検診など、８台の検診車を配置し、最大で６日連続し、午前７時から午後２時まで配置できる場所で実施しております。

議員ご質問の検診車の巡回場所をふやすことにつきましては、検診精度向上に伴い、検診車両がより大型化し進入道路の道幅等の状況を含め、実施可能な場所には限りがございます。また、６日連続して、かつ１日７時間、検診車を留め置く必要があることなどを考えますと、現状においてふやすことは難しいと考えておりますが、実施可能な候補地の選定、見直しについては、今後も引き続き行ってまいります。

先ほどもお答えいたしましたが、今後、未受診者の方へ個別訪問やアンケート調査等により、受診できない理由を把握・分析した上で、より多くの方が受診しやすい環境等を整えてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

３点目の介護保険制度についてお伺いをします。

これにつきましては、１日目に冨田　弘海議員がしっかりと内容を突っ込んでいただきました。いろんな形で答弁がありました。第７期介護保険料の下がった要因、第６期介護保険事業計画の課題解決、制度から現在に至るまでの内容の質問等について、詳しくご答弁をいただきましたので、重なる点は控えさせていただきたいと思いますが、保険料の引き下げの要因となる問題に、一つ被保険者の増加、それから給付を活用する人の増加率が低いということが恐らく一番最初に出てくるんだろうというような理解をします。

もう一つ、これも通告もしておりませんでしたけども、ちょっと福祉計画を見よったら、こういう数字が出ました。第６期の介護給付の計画は58億9000万円、実績は55億1300万円、３億7000万円が第６期で余っているはずだと。この３億7000万円、当然、基金に繰り入れるんでしょうけど、これも一つの値下げの要因にもなっているのかなと思います。それについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の一般質問、介護保険制度についての１回目、保険料引き下げの要因となる給付費、被保険者等の具体的内容についてお答えいたします。

介護保険の財源となる歳入の基本的な負担割合は、保険料50％、公費負担50％となっております。保険料のうち、第７期におきましては、65歳以上の第１号被保険者の保険料が23％、40歳から64歳の第２号被保険者の保険料が27％でございます。

歳出の主なものである保険給付につきましては、実績では先ほど議員ご指摘のとおり、約55億1000万円で、当初見込み額よりも低く抑えられました。

第７期計画の介護保険料を算定するに当たりまして、保険給付費の増加要因として、新たな施設整備のほか、今後、消費税の増税や介護報酬の見直し等が予定されており、これらを勘案した結果、給付費の年平均額を約58億6000万円、第６期と比較して約6.4％の増と見込みました。

一方で、歳入の増加が見込める要因として、高齢化率が国や県を大きく上回っている本市では、国庫負担となる財政調整交付金が５％の基準額より上乗せされる見込みであります。

また、介護保険料をご負担いただく第１号被保険者数が第７期計画期間の最終年度となる平成32年度では１万9000人を超える見込みであり、高齢者の増加に伴う保険料収入の増も見込めるところでございます。

それらの要素を含め、保険料を算定した結果、１人当たり被保険者の負担額が小さくなり、第７期の保険料の引き下げにつながりました。

第６期計画期間中に生じました、議員ご指摘の剰余金につきましては、翌年度に補正財源として、また基金に積み立て等を行い、将来の介護保険財政に有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

介護保険制度の２回目の質問をします。

介護保険料の第７期の引き下げに当たりましては、当然、行政の総合支援もひっくるめて、地域の皆さん方の見守り等を加味しながら負担が下がってきたのかなと思います。しかし、今後進めていく中で、この事業を束ねていくのは僕は包括支援センターだと思います。総合的相談支援業務、介護の予防支援、いろいろありますけれども、非常に包括支援センターの業務が大きくなってくるし、大事になってき

ます。

そこで、包括支援センターの業務について教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の一般質問の２回目、地域包括支援センターの業務についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、地域の高齢者を支える拠点として、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的・包括的に提供する体制づくりを進める業務に当たっております。

具体的な業務内容といたしましては、市民の皆様からさまざまな相談を幅広く受け付け、横断的に支援する総合相談支援業務、高齢者のサービス計画を作成する介護予防ケアマネジメント業務、地域のケアマネジャーへの指導・相談や支援困難事例への指導・助言などを行う、包括的・継続的ケアマネジメント業務、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応を行う権利擁護業務があります。

それらの基本的業務に加え、市町村業務といたしまして、各種介護予防事業、訪問指導や運動評価事業、生活支援対策事業、介護予防普及啓発事業、認知症対策事業、各種サポーター養成事業、医療介護連携事業など、幅広い業務に携わっております。

今後におきましても、このような多様な業務に携わりながら、市民が安心して暮らせるための地域づくりに努めてまいりますとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場づくりを通して、元気高齢者をさらにふやしていけるよう、その対策を講じてまいります。

なお、スタッフといたしましては、その配置が義務づけられております、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、看護師、管理栄養士、認知症地域支援推進員など、それぞれの専門性を持った職員を配置しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

介護保険制度の３回目の質問を行います。

包括支援センターは、全国的に見ると７割が民間活用だとお話を聞いております。

県内は別としても支援センターの配置、運営の状況、山鹿市における民間活用の導入の方向性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の一般質問の３回目、他自治体における地域包括支援センターの設置・運営状況と山鹿市における民間活力の導入の方向性についてお答えいたします。

現在、本市では市内全域を対象として、１カ所の地域包括支援センターを山鹿健康福祉センター内に設置し、市の直営で運営いたしております

県内市町村の設置状況につきましては、平成29年４月現在で、県内45自治体中、23の自治体が市町村直営、22の自治体が民間委託となっており、同一市町村内に複数のセンターを設置している自治体が５市町村、市町村の枠を超えて共同で設置している地域が１地域となっている状況であります。

次に、全国の状況を見ますと、市町村直営が約３割、民間委託が約７割、委託先といたしましては社会福祉法人が約５割、社会福祉協議会が約２割、その他の医療法人や社団法人、株式会社等が約３割となっている状況であります。

民間委託につきましては、昨年９月の永田議員の一般質問でお答えしましたように、全国的に民間委託が進んできている状況ではありますが、直営、民間委託、それぞれにメリット・デメリットがございますし、委託の受け皿の問題や適正な設置箇所数の検討も必要でございます。

このようなさまざまな問題・課題等を整理しますとともに、地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営を図るために設置されております山鹿市地域包括支援センター運営協議会のご意見等を参考にしつつ、よりよい地域包括支援センターのあり方を模索してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

介護保険制度の４回目の質問をします。

包括支援センターの役割については、民間委託の方向性について、平成29年９月でお尋ねしております。先ほどの消防も一緒ですけど、同じ答弁しか返ってこん。この中でメリット・デメリットがありますから検討しますという答弁をいただきま

した。あえてお尋ねをします。民間委託について、メリットとデメリット、どんなものがあるのか、それに対する解決は具体的にはないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

永田議員の一般質問の４回目、地域包括支援センターの民間委託のメリット・デメリットについてお答えいたします。

昨年９月の永田議員の一般質問でお答えしましたとおり、直営、民間委託、それぞれにメリット・デメリットがございますし、委託の受け皿の問題がございます。

まず、民間委託のメリットといたしましては、時間外や休日等、柔軟・迅速な対応ができますし、民間事業所等のノウハウや地域福祉活動のノウハウを活用することができます。さらに、センターを複数箇所に設置した場合、市民生活に身近な窓口がふえ、より気軽に相談を受けることができます。

逆に、デメリットといたしましては、市の方針・施策の共有や中立公正の確保に課題が残る場合があります。また、複数のセンターとした場合、各センターの質の担保や相談支援への対応基準の統一がやや難しくなります。さらには、委託の方法につきましても、その機能の全部なのか一部なのかといった問題整理や介護人材の不足が叫ばれている中、センター運営の受け皿となる事業所があるのかなど、さまざまな課題が想定されています。

したがいまして、民間委託の問題につきましては、各自治体の現状等を参考にしながら、よりよい地域包括支援センターのあり方を模索してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、こんにちは。

議席番号１番の立山　大二朗です。

発言通告により一般質問をします。一問一答にてお願いします。

冒頭から個人的なことで恐縮なんですが、先日厄入りを迎えました。40歳ということでですね。先ほど永田　紘二議員からの質問でも健診についてございましたけど、私の家にも届きまして、これから本当に健康とかにも気をつけていかねばならない年になったんだなと、責任を持って行かねばならないなということを日々日々痛感しております。という、個人的のはさておきまして、今回３項目、市内の防犯カメラ設置推進についてという件と、あとは奨学金返還への助成と地元就職の支援について、最後に公立図書館・学校図書館の充実についてという３項目について質問いたします。

それでは、１番目の質問、市内の防犯カメラ設置推進について、民間が設置する防犯カメラへの設置補助について質問いたします。

前回の３月定例会におきまして、市内及び市庁舎内への防犯カメラ設置推進についての質問を行いました。こちらは昨年６月、９月定例会での永田　紘二議員や服部議員の質問を踏まえた上での具体的な取り組みへの道筋などについての質問でしたが、執行部からは山鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定、また要綱制定後の最初の取り組みとして、市庁舎、各市民センター、市民交流センター、総合体育館への防犯カメラ設置についてのご答弁をいただきました。前回も申しましたとおり、設置にとどまらず、保守管理や効果的な運用、通報システムなどを含めて推進していただければと存じます。また、導入に当たっては、機器の選定なども含めまして、専門家の意見なども取り入れていただければ幸いに存じます。

さて、今回は防犯カメラ設置の意義を踏まえまして、さらに市民生活の向上に寄与すべく、民間での防犯カメラ設置推進について伺います。これも前回お話しましたが、不審者対策、また各種犯罪防止のためにも、公共施設のみならず、商業施設や公道などにも防犯カメラの設置が市民感情としては求められているものと考えます。来年の女子ハンドボール世界選手権大会、また来年８月には全国高校総体の一部競技の市内開催も決定しております。このように国内外から多くのお客様を迎える中で、やはり安心・安全に来訪していただけるまちづくりは急務であると考えられます。

本市における交通事故や犯罪発生に関するデータですが、県警本部によります平成29年の交通事故統計によれば、交通事故発生件数が１万人当たり29.5件、県内16位となっております。同じく県警本部による平成29年の熊本県内の犯罪情勢、こち

らによれば刑法犯認知件数が1000人当たり3.70件、県内12位となっています。ちなみに、この統計の10年前である平成19年の統計によれば、交通事故発生件数が１万人当たり59.9件、県内19位、刑法犯認知件数が1000人当たり8.5件、県内15位です。平成29年と平成19年で比較しましたときの交通事故が１万人当たりが、今は29.5件、それが10年前は59.9件だったわけですね。こちらも半減です。犯罪件数も平成29年と平成19年を比較しますと、1000人当たりが3.70件と8.5件ということで、こちらもほぼ半減ということです。半減しているのは大変すばらしいことなんですが、とはいえ、これらは数字でゼロを目指すのが当然でありまして、気を緩めてよい性質のものではありません。犯罪者を逃さず、また犯罪を未然に防ぐためにも、また交通犯罪の取り締まりに寄与するためにも、防犯カメラ設置を公共施設以外だけでなく、民間の協力も得た上で推進し、町ぐるみで防犯意識を向上させていかなければなりません。

そこで、民間が設置する防犯カメラの設置補助について、県内他市の取り組みや本市における考え方について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

立山議員のご質問、民間が設置する防犯カメラへの設置補助についてお答えいたします。

まず、県内他市の設置補助の状況につきまして申し上げます。県内では、玉名市、合志市、天草市の３市が補助金交付要綱を定めておりますが、実際に運用している市は合志市と天草市の２市でございます。その内容につきましては、合志市が対象経費４分の３以内、天草市が対象経費の２分の１以内、１基当たりの上限額はいずれも10万円となっております。

本市におきましても、防犯カメラの設置につきましては、治安対策上、不特定多数の方が利用する商店街や公益的な性質を有する自治会など、設置を希望される団体も少なからずあるのではないかと思っております。

防犯カメラの設置を推進することによって、犯罪予防の効果は期待できると思われますが、反面、プライバシー等の人権が制約されるおそれがあることも事実でございます。

したがいまして、補助制度の創設につきましては、防犯カメラの設置者に対し、適正な管理についての指導が行えるよう、明確なルールづくりとあわせまして、今後検討していく必要があるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございます。

県内他市の設置補助の状況をご説明いただきました。本市におきましても、性質は異なりますが、平成28年に発生しました相模原市障害者施設殺傷事件を受けた国の単年度事業としての介護基盤緊急整備特別対策事業の中で、既存の高齢者施設などの防犯カメラ等の防犯対策強化を支援する動きもございました。

前回、３月定例会で私、この防犯カメラの理念をもっと敷衍するならば、民間施設での設置に対する支援などにもつながっていくものと考えられますと申し上げました。ただいまご答弁いただいたように、適正な管理についての指導、また明確なルールづくりが必要不可欠であることは論をまちません。また、やはりプライバシー保護への懸念というものが、今お答えいただきましたけれども、これまた同様に３月定例会で最高裁の昭和44年12月24日大法廷判決、また最高裁平成20年４月15日第二小法廷決定、また東京地裁の平成27年11月５日判決などの判例をご紹介しまして、確かにプライバシー保護の観点はきちんと充足しなければいけないものの、公共性の高いものについては防犯カメラを設置することについて妨げるものではないというような判例があることをご紹介しておるわけでございます。ほかにも、他市での民間による防犯カメラ設置についての取り組みもその折にご紹介しました。

本日は、熊本県内の取り組みについてご答弁いただきましたけれども、とにかく県の内外で防犯カメラを設置する、またその推進するような環境が整いつつある。その動きは着実に広がりを見せております。公共の利益、公共の福祉のために、ぜひ本市におきましてもしっかりとした検討や調査研究を重ねていただき、また推進に向けたご検討をいただければと存じます。今回は、こちらについてはこれで質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、次の質問、奨学金返還への助成と地元就職の支援についてに移ります。

文部科学省の学校基本調査によりますと、平成28年（2016年）、こちらの山鹿市の大学進学率は45.1％、県内市町村の中で５位となっております。先日の勢田議員の一般質問の中で、地元の子供たちの山鹿市内高校への進学率が、直近で62～63％とのご答弁が執行部からありました。今お伝えしました、この45.1％という山鹿市の大学進学率、この数字は高校の所在地で調査をした数字ですので、必ずしも山鹿市の子供の実態とイコールになるとは言えませんが、参考になる数字ではあると思

います。半数近い市内の高校生が大学に進学する状況となっていますが、ここで日本の大学授業料の現状について少しお話いたします。

文部科学省の発表しております調査結果によりますと、平成28年（2016年）の大学の年間平均授業料は、私立大学が87万7735円、国立大が53万5800円です。昔は私大と国立大ですごく差があると言われたんですが、かなりその差が縮まっていることがわかります。また、これが昭和50年（1975年）の数字ですと、大体、私立大学が18万円、国立大が３万6000円ですので、先ほどの数字と比較しますと、この約40年で私立大学では年間の負担額が70万円近く増額している。過去と比較すれば、大学４年間での合計額、累計で280万円もの差が出る状況になっております。私が生まれたのが昭和53年（1978年）でございまして、先ほども申しましたが、ことし40歳厄入りでございます。ちょうど私が生まれたころと現在を比較するような形になっておるんですが、もちろん当然ながら、当時と今とでは物価が違うと、そういうご意見もあることだと存じます。しかし、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、1975年の大卒初任給が８万9300円、2017年は20万6100円ですので、ここを計算してみますと、1975年の時点では２カ月分の初任給でほぼ私立大学の年間授業料が賄える。しかしながら、2017年になると、初任給４カ月分でも不足しているということになるわけです。要するに、大学授業料が実態として、物価何かを換算しても倍以上の負担感があると。これが４年間の学費となりますと、17カ月分の給与を充てなければならない計算になります。ちなみに、先ほどの初任給ですが、額面の数字ですので、手取りにすると当然減ります。また、今申し上げましたその学費に関しましては、入学金などは入っておりませんので、もっともっと厳しい状況が容易に想像されるわけでございます。それだけ今、負担感が強いということを今申し上げております。

政府の教育無償化の話もございますが、現時点の状況を鑑みますと、いかに学費の負担が家計や若者の生活に負荷をかけている状況であるかがおわかりいただけるものと存じます。この学費負担に対応するため、多くの学生が日本学生支援機構、昔でいう育英会、その他、市などの奨学金を使いながら勉学にいそしんでいます。もちろんそこに生活費なども加算されていきますので、学費分以上の奨学金を借りて、就職後は自分の支出を削って返済に回してといった形になっているわけです。

平成29年３月に公表されている日本学生支援機構についてによりますと、総学生数に対する奨学金貸与割合は平成17年（2005年）では４人に１人でした。しかし、平成27年、この10年間（2015年）では2.6人に１人まで増加しています。つまり約1.5倍、奨学金を借りる方がふえていらっしゃる。また、労働者福祉中央協議会による奨学金に関するアンケート調査結果では、奨学金利用者のうち34歳以下の割合

は２人に１人となっていまして、若い層ほど奨学金の利用者が多い現状が伺えます。同調査によれば、借入総額の平均は312万9000円、月々の返済額は平均して1.7万円で、返済期間が平均14.1年となっています。例えば23歳で大学卒業した場合、37歳まで年間20万円以上の返済が続く計算となるわけです。返還の負担感については、苦しいと回答した人が４割弱もありまして、とりわけ非正規労働者の場合、半数以上、56％が苦しいと回答しているそうです。

さまざまなデータをこれまで列挙してまいりましたが、要するに今の大学卒業後の若者は、ほぼ半数の方が300万円以上の借金を背負って、社会人生活をスタートしているということになります。ちょっとぎょっとする数字かなと思うわけです。

このような時代背景を受けまして、政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、奨学金を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出、若者定着に向けた取り組み等を推進することとなりまして、地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方の奨学金返還を支援するための基金を造成することが求められております。

また、文部科学省は、平成27年４月10日付で各都道府県知事等に対し、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進についての通知を高等教育局長名で発信し、地方公共団体と地元産業界、職業団体が協議連携し、地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業を定めるとともに、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生に対して、無利子奨学金の特別枠（地方創生枠）への推薦を行うとともに、地元企業等に就業した者の奨学金返還を支援するための基金を造成することとしています。

この通知では、都道府県知事から市町村長へ通知内容を連絡し、助言するように依頼されておりますので、本市にも連絡があったことと存じます。さらに、奨学金返還支援につきましては、別途総務省から同じく平成27年４月10日付、同日ですね、これで自治財政局長名による通知として、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱についての通知が発出されています。

このように、時代情勢として、また国の方針としても、奨学金返還への助成を活用した人口減少克服、地方創生、将来の地域産業の担い手となる学生を応援するための取り組みがなされておりますが、そこで熊本県内での取り組み状況、さらには本市における考え方として、１点目、奨学金返還助成事業の実施状況について、２点目、山鹿市における奨学金返還助成の考え方について、以上２点について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、奨学金返還への助成と地元就職の支援についての１点目、奨学金返還助成制度の実施状況についてお答えいたします。

県内では、上天草市において市が貸与した奨学金を対象に、平成29年度貸し付け分より、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成制度として事業が開始されております。制度の概要は、全業種を対象に貸与総額の10分の１を上限として最長10年間助成するものです。

次に、荒尾市では、日本学生支援機構や熊本県育英会などが実施する奨学金の返還を市が単独で補助するもので、平成30年度より奨学金返済若者就労支援事業として運用が始まっております。事業の概要は、公務員を除く全業種を対象に、返済額の３分の２を上限に年間最大20万円、３年間を限度に助成するもので、全ての奨学金を対象とした助成事業となっております。

また、熊本県では、奨学金返還を雇用した企業にも負担を求める形態での助成制度を平成30年度の施行予定で現在進められております。

ご質問の２点目、山鹿市における奨学金返還助成の考え方についてお答えいたします。

本事業につきましては、各自治体で新しい取り組みとして運用が始まっておりますが、対象とする奨学金の種類や業種、事業主負担の有無など、実施要件の整理を要するものでございます。

一方、国においては、大学の授業料の免除、減額の議論も始まっておりますので、本市といたしましては、国の動向も注視しながら、今後、要件等の整理を行う必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

山鹿市でも調査研究をされているようで、県の方針ですとか、また上天草市と荒尾市の事例を伝えていただきました。今のご答弁で出ました荒尾市ですが、市の奨学金に対する助成にとどまらず、県内初となる日本学生支援機構の貸与分を含むあらゆる奨学金の返還を市単独で助成する制度、今ご紹介あったとおりですね。これは浅田市長の地場企業の人材不足が続いており、制度を通して若者の地元就職を後

押ししたいという意向を反映した制度のようです。また、対象を高卒以上の30歳以下として、市内に居住し、就職後１年以上経過していることが条件とされています。具体的には、年間20万円を上限に、返還額の３分の２を３年間助成するようです。この20万円なんですけど、先ほどお話したとおり、大体、今、奨学金を借りていらっしゃる方が年20万円ぐらいは返還しているというお話をしました。ちょうどそこの額に合わせてあるのではないかなと考えます。

この荒尾市外に本社がある企業でも市内にある店舗や事務所で働いていれば対象としておるようで、対象者は20人程度、初年度の事業費が252万円を見込んでいるとのことでございます。

また、熊本県も動き出しているようですね。九州内におきましては、既に鹿児島県や長崎県が先行して実施しております。そちらを踏まえた形になるでしょうから、どのような取り組みになるかも期待したいところでございます。

本市におきましても事業主や経営者から本当に人材不足だ、人手不足だというお話を伺うことがふえました。とりわけ事業承継が非常に厳しいとのお話を伺います。許容され得る競争の中で、一定の事業者が活躍することによって経済が活性化するわけでございますが、本市の経済活動の維持・発展のためにも、しっかりとスキルを持った、またネットワークを持ったような若者の育成・活用が必要不可欠であります。先ほどご答弁で国の動向も注視しながらとありましたけれども、文科省や総務省の通達、また内閣の意向なども先ほどお話しましたとおり、こうやって奨学金返還助成を使った形での人材活用というものを推進しているような状況ですので、それを踏まえて、さらには他市における奨学金返還への助成制度がこれからどのような成果をもたらすのか、実に興味深いところでございますので、ぜひ本市におかれましても、実施要件の整理をしていただいた上で検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

それでは、私の本日最後の質問となります。公立図書館・学校図書館の充実についてに移ります。

先日の北原議員の質問でも、公立図書館についての質問がございました。雑誌スポンサー制度の導入ですとか、高校生対象の進学・就職に関する図書の充実、お話を伺うと赤本ですとか、そういう大学の過去問ですね、参考書等、そういったものも非常に充実してきているというふうに伺っております。また、開館時間の延長、ゴールデンウィーク中の休館日に開館して、多くの利用者があるなどのさまざまな試みをされているようです。多くの取り組みの中には、それだけ多くの負荷もかかるわけでございますから、現場を支えていらっしゃるスタッフの皆様にも本当に自然と頭が下がる思いがいたします。

さて、本市には鹿本のひだまり図書館に、山鹿のこもれび図書館の２つの図書館、鹿北、菊鹿、鹿央の３つの図書室がございます。そこで、ひだまり図書館とこもれび図書館、この公立図書館２館の蔵書数や特徴などのすみ分けについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問、公立図書館、学校図書館の充実についての１回目、公立２図書館のすみ分けについてお答えいたします。

ひだまり図書館は、平成16年度に開館し、本年で14年目を迎えます。平成29年度末の蔵書数が約10万4000冊と、本市で最大の蔵書をそろえており、子供から大人まで幅広い利用者に対応しております。また、移動図書館車の拠点としての役割も担っているところでございます。

次に、こもれび図書館は、平成26年度に開館し、平成29年度末の蔵書数は約６万5000冊でございます。館内には、中高生向けの図書を充実させた青春コーナーや山鹿市を知るための郷土資料コーナーを設置しております。

それぞれの図書館に特色を持たせながら、読書活動推進の拠点として利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

私の個人的な話で恐縮なんですが、かつての旧市役所内にあった図書室、子供のころによく利用しとったんですが、非常に薄暗い感じで、本当に人の気配がなくて、時がとまったような空間でした。また、蔵書数も少なくて、なかなか私の期待に応えてくれなかったんですけれども、そのころを思えば、今の図書館は本当隔世の感があるといいますか、さまざまな年代の方に活用していただいているようで、読書好きの私としては大変うれしく存じます。

先ほどご答弁いただきましたが、中高生向けの青春コーナー、ジュブナイルですとかライトノベルですとか、そういったものも非常にふやしていらっしゃるようですし、また郷土史コーナーは旧図書室にはそういったものも本当に見にくいような

形だったんですけれども、そういったコーナーも充実しているようで、大変ありがたいことです。全体的な蔵書数も年々増加しているようですし、せっかくですから山鹿市立図書館のホームページ上の蔵書数、こちらも表記してあるんですが、いささか古い数字になっているようですので、更新していただければと存じます。

そのホームページなんですけれども、大変充実されているなと感じます。カレンダーやブログなど、利用者にとっての利便性と親しみやすさを兼ね備えた、そういった形になっていると思います。検索システムのＯＰＡＣも大変使いやすいと思います。試しに、私の好きな作家である遠藤　周作を検索してみましたら、学生時分でどうしても手が出なかった遠藤周作文学全集全15巻、こちらが鹿央図書室にあることがわかりました。意外だったです。こもれびでもひだまりでもなく、鹿央図書室なんだと。取り寄せサービスもありますし、せっかくですので、ぜひ利用してみたいなというふうに考えております。私は時折、ひだまり図書館に伺うことがあるんですけれども、やまが情報発信課コーナーに６月１日より参加申し込みがスタートしました山鹿市健康ポイント事業のコーナーが早速つくられております。市民への行政サービスの周知という点でも、関心を高めるという点でも非常にすばらしい取り組みだなと存じます。

さて、公立図書館の機能としては、生涯学習の場としての期待があります。この生涯学習という言葉には、何やらご年配の方の学びと交流の場のようなイメージがついて回るのですが、本来は全ての年代の方々が持続的・継続的に学べるようにしていくものでありまして、人々が生涯に行うあらゆる学習、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、本当にさまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられるものでございます。若干古くなりますが、平成18年版の文部科学白書におきましても、生涯学習が必要な理由としては、第１に社会経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られていること、第２に自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大していることなどが挙げられております。生涯学習の基盤を整備することで、学習者自身の技能経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会経済の発展に寄与することが期待され、また学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義であると定義されております。

これらを実現する基盤として、公立図書館に期待される役割は非常に大きなものがありますが、そこで本市の図書館において、将来の山鹿を背負っていく子供たちのための子育て支援に関する部分、そして子育て世代である若い方々、経済活動を

担っている青壮年層に対する公立図書館のフォローアップの部分について、これはまとめまして２回目の質問として、１点目、子育て支援に係る公立図書館の役割、２点目、青壮年層の公立図書館の利活用、以上２点について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員のご質問の１点目、子育て支援に係る公立図書館の役割についてお答えいたします。

公立２図書館では、読書を通じた子育て支援のための取り組みも行っております。まず、健康増進課と連携しているものでは、１つ目に家庭教育の視点での妊産婦の支援として、母子健康手帳交付時に出産、子育てに関する絵本を配布しております。絵本が持つ癒やしの力と育児についてわかりやすく伝える本の内容から、親としての心構えを学んでいただき、子供の健全育成につなげるものです。

２つ目に、３・４カ月児健診に、絵本の配布と読み聞かせを行うブックスタート事業、３つ目には、１歳６カ月健診時に、絵本の配布と読み聞かせを行うブックスタートプラス事業がございます。このほかにもそれぞれの図書館等で実施しているお話し会など、さまざまな子育て支援のための取り組みを展開しております。

次に、２点目、青壮年層の公立図書館の利活用についてお答えいたします。

青壮年層を対象とした取り組みといたしましては、ひだまり図書館におけるビジネス支援コーナーの設置や資料の展示を行っております。また、地元事業所を紹介するブースを設置し、各事業所へ関心を持っていただくことで、地域での雇用の促進にもつながるものと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

課をまたいだ連携、大変すばらしいと思います。出産・子育てに関する絵本の配布というのも、大変おもしろい取り組みだなと思います。子供が読書に触れる最初のきっかけは、やはり親御さんです。図書館が山鹿の子育て支援における一つの核となり、ブックスタート事業、またブックスタートプラス事業、そういったところ

のサポートをしっかり担っていることもよくわかりました。

また、今のご答弁にもありましたビジネス支援コーナーですが、ひだまり図書館の山鹿で頑張る企業のコーナー、こういうのがあるんですが、今月は焼酎を山鹿でつくられています株式会社ＶｉｎＥｘ山鹿さんが紹介されていました。展示も非常に工夫されておりまして、これまた情報発信基地としての図書館のあり方を上手に発揮されているものと存じます。

公立図書館には、地域の知のインフラ、知的基盤の機能があります。図書館における多彩な取り組みが市民の生活を向上させる例は枚挙にいとまがありませんが、例えば片山　義博氏が鳥取県知事の折に、鳥取県立図書館で闘病記文庫を開設されているそうです。病魔に侵されて弱気になっている方が、同じような病気を克服した人の手記に勇気づけられて、生きていく力と希望を取り戻してもらえばとの願いを込めてのことだそうです。実際に各地の図書館でも、司書の方にがんの闘病、また健康づくりに関するリファレンスサービス、これを求めるケースがふえているようで、先ほども申しましたが、ひだまり図書館の山鹿市健康ポイント事業の紹介コーナーなども、本市の市民福祉の向上に寄与しているケースと言えるでしょう。

また、他市町村の先進的な取り組み例として、岩手県紫波町というところがあるんですが、ここでオガールプロジェクトというのが大変話題になっております。官民複合施設のオガールプラザというところがありまして、中核施設として紫波町図書館が入っております。人口３万人強の紫波町は、フルーツやモチ米の生産地として知られているそうです。農業が基幹産業となっているため、そこを踏まえて図書館ではさまざまな農業支援を展開しているそうです。ちょっと意外ですよね。図書館が農業支援をする。例えば、農業に関する書籍をそろえるほか、農業専門のデータベース「ルーラル電子図書館」、こういったものがあるそうなんですが、これの利用促進。また、農業にまつわるトークイベントを図書館主催で行っていらっしゃるそうです。また、住民や農家の新たなコミュニティーの場としての機能が始まっているということでございます。本当に人口もそんなに大きい町ではありませんし、規模も小さい町なんですけれども、もうここの視察が相次いでいる。そして、ここを中心に大変にぎわっていらっしゃるということなんだそうです。もうまるで一つの観光施設のようになっているそうです。また、その図書館に紫波マルシェというものが隣接しておりまして、その日の朝に取れた新鮮な野菜を初め、ソーセージやベーコンといった畜産加工品、あと岩手県ですので三陸産の魚介類、スイーツなどが並ぶ市場となっているそうです。図書館も販売に協力しているんだそうで、これが特徴ですよね。食材に図書館おすすめの料理本の紹介ポップを設置しているそうです。もちろんこれは本市の図書館ですぐに模倣するといった類いの話ではござい

ませんが、ただ公立図書館のあり方というものが、これまで以上に柔軟に捉えられるようになっているということで、あえてご紹介しております。

これまでにも述べてまいりましたように、図書館は地域の中核施設として多様多彩な活用法が見込まれるわけですが、根本としては情報を集積し、読書によって知的活動を促進する働きがあります。とりわけ子供たちが本に触れて、読書の楽しみを知ることで、教育面に大いに寄与するところがありますし、それは公立図書館のみならず、学校図書館にも重要な役割があるわけです。読書は自分とその周囲だけの世界から未知の世界への想像力を羽ばたかせる行為です。本は子供たちの日常生活から、より広い世界へといざなってくれるものです。市長もよく読書がすばらしい行為だというふうに、いろんなところでおっしゃっていますよね。だからこそ日々通う学校で、学校図書館がしっかりと機能していて、子供たちが魅力的な本をすぐ手に取れるような環境となっている必要があるのです。

本市の公立図書館では、さまざまな取り組みがなされているといったことを今ご答弁でもいろいろご紹介いただきましたが、それらが学校図書館とのかかわりにおいては、どのような取り組みをされているのか、どのような取り組みとなっているのか、子供たちが読書に関心を持てるような試みがあるのかという観点から、学校図書館と公立図書館の連携について伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の３回目のご質問、学校図書館と公立図書館の連携につきましては、これまでも多くの議員さんからご質問をいただいておりますが、重複する部分もございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

子供たちの健全育成には、読書活動が有効であり、学校図書館と公立図書館が連携することで、効率的な事業展開が見込まれます。平成29年度からは「ぶっくぼっくす」と題し、食べ物や乗り物などのテーマ分けをして、希望された市内小学校１年生のクラスに月１回、絵本を出張貸し出しをいたしております。

また、各学校からの依頼で、授業で使用する図書を公立図書館からまとめて貸し出すなどの支援も行っております。このほか、各学校に配置している読書活動推進員の会議に公立図書館司書が出席するなど、職員間の情報の共有にも努め、子供たちの読書ニーズの把握やそれぞれの事業等への意見交換等を通して、よりよい読書活動の推進につなげております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

堀田教育長、教育委員会が掲げられております日本一の学園都市やまがの実現のためにも、公立学校図書館の役割は非常に重要であります。また、中嶋市長は、子どもはやまがの宝だ宣言、午前中の芋生議員のご質問にもありましたが、こちらをされていますが、儒学の礼記にもあるように、「玉琢かざれば器を成さず。人学ばざれば道を知らず」、宝はめでるだけでなく、しっかりと磨くべきでありまして、学ぶ環境を子供たちに提供することは大人の務めであります。その磨く場としての学校があり、また図書館というものがあると私は考えております。

平成29年度から文部科学省、今回の質問で文部科学省と何回言ったんだという感じですが、こちらが学校図書館図書整備等５カ年計画というものを推進しております。その中では、学校図書館を児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である読書センター、また学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして、その理解を深める学習センター、さらに児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集、選択、活用能力を育成したりする情報センター、以上３点、読書センター、学習センター、情報センター、この機能を有していると定義しているわけです。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニング、この視点からの学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されているとしています。

学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、図書館資料の充実、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質・能力の向上の双方が重要であり、先述の学校図書館図書整備等５カ年計画では、文部科学省の定める学校規模、学級数に応じた蔵書の整備目標であります学校図書館図書標準、この達成を目指すのに加えて、児童生徒が正しい情報に触れる環境の整備の観点から、古くなった本を新しく買いかえることを促進するための学校図書館図書の整備、そして学校図書館の日常の運営管理や学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置・拡充を図るため、図書整備と学校司書配置のそれぞれの事業に単年度220億円の地方財源措置がされています。

かつて、学校図書館図書購入費は使途を限定された国庫支出金でしたが、地方分権の一環として、使途を特定されない地方交付税交付金に変更されております。先ほどから説明しております５カ年計画において、わざわざ文部科学省は自治体に通

達したパンフレット等においても、各市町村等において予算化が図られることによって初めて図書や新聞の購入費や学校司書の配置のための費用に充てられます。各市町村等におかれては、学校図書館の現状把握と、それに基づく適切な予算措置をお願いしますと記載して依頼しているわけです。

本市の配分について、私は現時点わかりませんので、誤解のないようにお願いしたいんですけれども、一般論としてこの５カ年計画の意義や思いを酌み取らなければいけないものと考えます。どうしても地方交付税交付金ですと、丸まっているのでちょっとぱっと見、わからないんですけれども、本市においてはどうかというのは、また今後伺っていきたいものと考えます。今回は結構です。

ここで、公益社団法人全国学校図書館協議会の学校図書館充実運動におけるコメント、少々長いのですけれども引用します。学校図書館には、司書教諭とともに学校図書館の専門的な業務を担当する専任の学校司書が必要です。現在、約半数の学校に名称はさまざまですが、学校司書に相当する職員が学校図書館の業務を担っています。2014年の学校図書館法改正により、学校司書がようやく法律上に位置づけられることになりました。2012年からの国の学校図書館振興施策により、学校司書を置く経費として年250億円、2017年から220億円、これは先ほど申し上げたものですね。こちらの地方財政措置がなされています。この財政措置により、ほとんどの地方自治体に週に30時間の学校司書が２校に１名置くことができるように、地方交付税として措置されています。この交付税を各自治体が予算化すれば、学校司書を新たに置いたり、学校司書の配置校数をふやしたり、勤務時間を延ばしたりすることが可能となります。しかし、この場合はフルタイムで勤務できる正規の職員でなく、臨時、嘱託等の非正規職員として置かれています。また、この国の施策以前にも、各自治体独自の経費負担により、学校司書が置かれてきましたが、小中学校では多くの学校司書は正規職員でなく、臨時、嘱託等の非正規職員として置かれています。現在、学校司書の身分、名称等は自治体によって異なり、勤務の態様等もさまざまです。学校司書が学校図書館の専門職員として学校図書館の業務に専念できるためには、正規の職員化が必要です。学校図書館法が改正され、法律上に位置づけはされましたが、学校司書の正規化が大きな課題となります。引用は以上でございます。

先ほどご答弁の中にも学校図書館と公立図書館の連携等、今までもいろんな議員さんが質問されているということでご答弁の中にあったんですが、平成29年３月定例会において、服部議員より図書館司書や読書活動推進員についての一般質問がありまして、司書に関しては雇用形態を、そして読書活動推進員については減員について、子供たちの不利益にならないような措置が必要だと意見を服部議員から述べ

られているわけです。もちろんこれは第３次の山鹿市行政改革大綱、この中に第３次定員適正化計画ですとか、あと財政健全化アクションプラン、こういったものがあるのは重々承知しておりますが、ここで司書に特化して私の私見を述べますと、これまで申し上げてまいりましたように、情報の集積地であり、また発信基地である市民生活に高度に寄与する知的基盤、知的インフラとしての図書館において、重ねて申しますが、山鹿の文化、福祉、経済の発展に寄与していただくような専門性の高い人材を、雇用と待遇が不安定で格差の大きい、いわゆる官製ワーキングプアにしてはならないものと存じます。司書の方々が能力を向上させるキャリアパスは、ひいては山鹿の成長と同じ軌道を描くはずと私は考えます。

これからの図書館司書には、図書館の利用者が情報や資料を求めた際に、検索、提供、回答、またその準備をする、先ほども申しましたレファレンスサービス、このほかに図書館利用者の依頼に応じて利用者が必要とする情報の情報源となり得る人、もしくは機関や組織、専門家、こういうものを知らせるサービスであるレフェラルサービス、これにも対応できるような能力が求められていきます。これまでの公共事業のハードウェア面だけでなくて、ソフトウェア面での図書館の機能を向上させようとすれば、なおさらのことです。このレフェラルサービスを確立するためには、図書館外にどういう情報があって、どういう専門家がいてといったような、図書館外情報源の名簿作成ですとか、相互交流などを通じた協力関係の構築が図書館側に求められることになってきます。時には、依頼者のかわりにアポイントメントをとるなどの仲介の役割を果たす場合もあるわけです。ですから、きちんと司書の方の立場を確立して、そういった日ごろの活動ができるような、どうしても司書さんというとレファレンスサービス、この本どこにありますか、そこに着目されがちなんですけれども、もう時代としては知的に高度な専門家として扱うようになってまいりましたので、山鹿市としてもしっかり育成していくことが、教育や経済の成長発展、市民福祉の向上につながるものと思います。言い方は厳しいんですけど、図書館を単なる無料貸し本屋にとどめるわけにはいかないということでございます。

以上、公立図書館、学校図書館のサービス面について伺いましたが、今後も引き続き知的基盤としての図書館の充実について注視し、また質問などを行っていきたいと存じます。

今回、民間による防犯カメラの設置推進、あとは奨学金返還への助成、また図書館の充実などの質問をいたしましたが、私は何でも補助金や助成金を入れるべきと考えているわけではもちろんありません。富の分配としての機能の部分、またそれとは完全に別物として、住民生活の向上や将来の市の成長が期待される、そういった分野への投資が必要であるという考えをもとにして、今回の防犯カメラ、奨学金

返還助成、そして図書館の充実という一般質問を行いまして、また私の考えも述べさせていただきました。市におかれましても、効率的な投資を行うという観点で、以上についてご検討いただければ幸いでございます。

以上で、６月定例会における私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時11分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時24分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜でございます。

本日の質問内容は、１点目といたしまして、土地改良区に対する山鹿市の取り組み方と考え方について、２点目といたしまして、学校規模適正化事業の八幡小学校、平小城小学校、三岳小学校の学校再編についてお伺いをいたします。

まず、山鹿市の農業政策についてですが、山鹿市の農業政策を担うのは、地域農業の活性化を目指し、農業担い手の育成支援事業、菊鹿ワイナリー事業、新シルク蚕業事業、農産物の６次産業化事業、中山間地農業事業、中間管理機構活用の農地集積事業などを農業振興戦略に掲げております農業振興課と、農林業の生産基盤の整備を目指し、農地の再整備事業、農業用施設の維持管理事業、林業振興事業などを農林整備戦略に掲げる農林整備課の両輪で取り組んでおられます。各企業やＪＡ、営農組織、農業法人などと連携して収益や収入に直結する農業振興政策については、各種の補助金を活用して順調に進捗しており、今回の補正予算でも担い手支援総合対策事業して、農業用機械の導入支援に300万円、経営所得安定対策推進事業として水田産地化総合推進事業に215万9000円が計上されております。また、既に稼働しております新シルク蚕業や本年秋に稼働予定の菊鹿ワイナリーのもたらす経済効果についても大いに期待をしております。また、ほかの政策についても、農業の活性化につながる成果が得られるものと期待をしておるところであります。

今回は、もう片方の車輪、農林整備課が所管する営農の土台となる農地や農業用排水路、農業用施設、農道など、農業の生産基盤を維持・管理をしている土地改良区に関して質問をさせていただきます。

現在、山鹿市には地区面積2028ヘクタール、組合員数3279人の山鹿・鹿央土地改良区と、地区面積1344ヘクタール、組合員数2325人の内田川地区土地改良区の２つがございます。土地改良区といいますものは、昭和24年制定の土地改良法により設立・組織されたもので、水利施設の新設、改良や管理、開田畑、干拓、これらの災害復旧、農地の区画整理、交換分合などの土地改良事業を施行する法人、土地改良法が定める資格を持った15人以上の者が土地改良事業を目的として、知事の認可を受けたときに設立できる。改良区には、事業団体的なものと管理団体ないし国県営土地改良事業の地元負担金の負担団体的なものとがある。定款を持ち、理事、幹事を置いて業務を執行しているが、重要事項は土地改良区の総会・総代会で決定されると小学館発行の日本大百科全書では説明をされております。

もともと山鹿市には、合併前の旧市町村ごとに土地改良区があり、合併直後は、山鹿、鹿北、菊鹿、内田川地区、鹿央の５つの土地改良区が存在しておりました。旧市町村の土地改良区の設立は、昭和40年代に政策による農業生産基盤の整備のため、圃場整備等の土地改良事業が盛んに行われ、団体営、県営事業地元負担金の負担団体として、旧市町村主導により土地改良区が組織されたと聞いております。合併前の土地改良区は、全て市町村役場内に事務所を置き、首長さんが理事長であり、賦課金徴収業務も役場職員で行っていた土地改良区や市町村職員を土地改良区に派遣し、事実上の人的補助や自治体から補助金を受けていた土地改良区もございました。

そうした中、市町村合併により、各市町村にある土地改良区を新市発足を機に合併することを目指して、平成16年８月31日、県の主導で鹿本振興局と山鹿市及び各土地改良区の事務局サイドで合併に向けた第１回目の話し合いが始まっておりました。平成17年１月の山鹿市の合併後は、土地改良区ごとに各組合員の中から理事長さんを選出し、当初は各総合支所内に事務所がありましたが、順次、旧山鹿市役所別館に全ての土地改良区が集結して入居をしておりました。しかし、新庁舎建てかえ工事に伴い退去、鹿央総合支所に仮移転をして業務を行っておりました。

土地改良区の合併問題は、その後、平成24年11月20日に５つの土地改良区が参加をして、第１回合併協議会が開催され、その後、多くの時間と労力を費やし、紆余曲折がありましたが、結果として旧鹿北町土地改良区は解散、重複する組合員が多く、水系などつながりのある菊鹿町土地改良区と内田川地区土地改良区が平成28年４月１日に合併し、内田川土地改良区としてスタート、同様な理由で、平成29年４

月１日、山鹿・鹿央土地改良区がスタートいたしました。本年２月、山鹿・鹿央土地改良区と内田川地区土地改良区の合併に向けた会合が開かれましたが、山鹿・鹿央土地改良区は、合併後１年も経っておらず、合併結果の検証も済んでいないし、総代会の意見を聞きたいという意見が出まして、その日の会合は散会しました。

冒頭からただいままで、土地改良区のスタートから現在までの状況を簡単にご説明申し上げましたが、土地改良区は農業政策遂行のため、行政主導で地主を組合員として設立され、組合員は施設補修費等の負担金支払いや償還金の支払い、土地改良区の維持費と運営費を賦課金として支払い、農地や農業用施設を維持管理しており、農業政策を行う市や県、国とも密接な関係にある組織だと考えます。また、平成26年６月13日に成立し、平成27年４月１日施行の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律により実施されます日本型直接支払制度の多面的支払制度を活用し、地域の自然環境の保全、景観の保全など、地域活動の受け皿団体としても営農活動以外でも大いに役立っております。なぜなら、この制度の対象は農振地域に限定をされておりまして、まさに土地改良区が維持管理する農地が農振対象地だからでございます。

先ほど、新庁舎建設に伴い、土地改良区は鹿央総合支所に仮移転し、業務を行っていたと説明を申し上げましたが、新庁舎竣工後は当然庁舎内にスペースを与えていただき、市役所とタイアップをして山鹿市の農業基盤の整備など、農業政策の推進に寄与したいと思っていたわけでございますが、新庁舎内に事務所を置くことは許されませんでした。また、現在２つの土地改良区が同居して事務所を置く鹿本地域振興局建物内の空き部屋は、土地改良区では賃貸契約ができず、山鹿市が県に申請をしていただき、許可をされ、やっと入居することができたと聞いております。

そこで、お尋ねをいたします。旧市町村時代のスタートから農業政策実行のパートナーとして一緒に歩み、農業を支えてきた土地改良区は、旧市町村役場や合併後の旧庁舎内では事務所スペースを与えていただいていたのに、なぜ新庁舎では入居を認めてもらえなかったのでしょうか。その理由をご説明ください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の一般質問、土地改良区に対する山鹿市の取り組みと考え方の１回目、土地改良区の事務所位置についてお答えいたします。

平成17年の合併を機に、山鹿市においては職員数の見直しを初め、全ての行政コスト削減に取り組み、行財政基盤の強化を図りながら市民サービスの向上に努めて

まいりました。その一環として、各団体等に対しても経費削減に努めるなど、自立・自主運営を求めてきたところでございます。

その後、平成20年から着手しました新庁舎の整備過程におきまして、各種団体等から新庁舎への事務所移転の要望、お話がございました。このことを受けまして、新庁舎検討委員会において、地方自治法第238条の４、行政財産の管理及び処分の規定に基づき検討した結果、いずれの要件も満たすことができなかったため、団体等の新庁舎への移転につきましては困難であるとの結論に至ったところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

地方自治法の規定により、他の外郭団体とともに新庁舎への入居は困難であると判断をしたというご答弁でございますが、この後に紹介する私のデータの中に、山鹿市よりも後に新庁舎を建設した近隣の２つの市では、新庁舎に土地改良区は入居をしております。山鹿市も新庁舎建設以前は、入居をしていたという事実がございます。対象となります地方自治法施行日やもし改正法施行日が新市合併以降ですと、そういう理由であるならば仕方がないと納得をいたしますが、恐らく合併以前からあった法律だと解釈をいたしますので、むしろ前段の山鹿市の行政コスト削減のためと、各種団体にはコスト削減に努め、自立・自主運営を求めていたということや複数の入居希望団体があったことを考慮いたしますと、全ての団体や特定の団体だけを許可することができなかったのではないかと。したがって、平等に許可をしなかったのではないかというふうに、私なりに推察をいたします。

次に移りますが、あらかじめ申し上げておきますが、質問のために説明に多少時間がかかりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先ほども触れましたが、土地改良区は農地や農業水利施設の整備、維持管理における中心的な団体であり、食料の安定供給や農業生産の増大、国土・環境保全に大きな役割を担っております。しかしながら、山鹿市の全ての土地改良区は、発足当初から行政に業務面、財政面とも頼ってきたのも事実であります。それは、設立目的が事業負担金の負担団体としての組織だったからだと考えております。理事長は代々首長さんです。財政基盤や業務執行体制が脆弱であっても、誰も心配はいたしませんでした。維持管理の工事費等に関しても、市町村が執行してくれます

ので、地元工事負担金の徴収や償還金と賦課金の収納業務だけもよかったわけでございます。しかし、山鹿市合併後、ある意味で共同体であった市町村が消滅し、財政を含めた運営面でかなり不安視するようになりました。そのような観点からも、県や山鹿市も土地改良区のコストダウンを目指して合併を推進したのだろうと思います。時間はかかりましたが、土地改良区の組合員も合併の趣旨を理解していただき、経営安定化を目指して２つに合併をいたしました。今後さらなる経営健全化を目指すとなると、行政が望むような合併も近い将来必要だろうと、個人的には思います。

現在、国は土地改良区体制強化事業を掲げ、その政策目標として土地改良区の組織運営基盤事業実施体制の強化と、専任職員不在の土地改良区の解消をうたっております。すなわち賦課金徴収組織だけではなく、自前の事務職員や技術者を持ち運営しなさいということだと解釈をいたします。自立と自主運営できる組織にしなさいということです。専任の職員をという国の政策目標を達成するには、職員の正規採用が必要となりますが、現在、土地改良区の職員はほとんどの方が経費抑制のため嘱託職員として労働契約を締結しております。今後、年齢構成等を考慮して、段階的に数年かけて職員を採用するとしても、当然、その都度、人件費が増加をいたします。そうなると運営費が増加し、組合員が支払う賦課金は現状の数倍になると思われます。土地改良区の財政基盤の安定、組織運営基盤、事業実施体制の強化、そして何よりも組合員の農地や農業用施設を維持管理していく仕事を選び、日々頑張ってくれている土地改良区の職員に安定した職場を提供すると考えましたら、最終的には賦課金の増加も仕方ないと個人的には考えております。

本市の中嶋市長は、土地改良区の上部団体である熊本県土地改良事業団体連合会の副会長という要職についておられますので、土地改良区の必要性や重要性、また土地改良区の現状や問題点等にも精通されておられることと思いますが、平成29年４月１日現在、熊本県下には87の土地改良区と４つの連合の合計91土地改良区が存在して事業を行っております。その規模も最小は地区面積５ヘクタールから、最大は地区面積5869ヘクタールでございます。ちなみに、山鹿・鹿央土地改良区は８位、内田川地区土地改良区は16位、２つが合併をしますと県下で６番目の規模となります。私は、自分が組合員である山鹿・鹿央土地改良区の内容しかわかりませんので、ほかの土地改良区の実態が知りたくて、本年２月に地区面積1000ヘクタール以上で、山鹿の２つを除いた18土地改良区をリストアップしましたが、運悪く、１カ所は積雪で行けませんでしたので、17カ所に出向き、聞き取り調査をいたしました。その中の１カ所は、連合と土地改良区が名称は違いましたけれども、職員は兼務で事務所も同じでしたので、結果として16カ所のデータが取れました。

私が質問をしている内容に関連した項目について発表をさせていただきます。事務所の所在地については、市町村役場内にあるものが３カ所、公共施設内が３カ所、自己所有が９カ所、国の施設が２カ所。役員につきましては、理事長を首長さんが兼務されているところが７カ所、組合員が８カ所、外部から招聘が１カ所、事務局長は改良区の職員というところが15カ所、現在不在が１カ所。職員構成は、これはもう16改良区合計で、正規職員男性70名、女性16名、嘱託職員男性４名、女性13名で、嘱託職員がいない改良区が６カ所でございました。山鹿の土地改良区の職員構成は、山鹿・鹿央が正規の職員、女性が１名、嘱託職員男女各１名、内田川地区は正規職員女性１名、嘱託職員女性１名でございます。賦課金は、田んぼで反当たり最低600円から最高反当たり4500円と幅がありまして、1000円以下が２改良区、1000円台が１改良区、2000円台が４改良区、3000円台が５改良区、4000円台が１改良区、地区によって金額が異なる改良区が２改良区、徴収のない連合が１カ所でございました。畑については、９改良区で徴収業務を行っており、最低は反当たり420円から、最高反当たり3500円で、1000円以下が１カ所、1000円台が４カ所、2000円台が２カ所、3000円台が２カ所、それから合併時の約束で畑からは賦課金を徴収しないという改良区が１カ所ありました。山鹿の土地改良区は、合併を視野に現在は田・畑とも反当たり800円に統一をしております。

次に、自治体からの維持管理工事費補助金以外の補助金の有無については、10カ所が有りと回答いたしております。内容は、人件費の補助が多くて、全て年額ですが、最多は年間2560万円、1000万円台が２カ所、それから人件費の７割負担が１カ所、運営費の補助の300万円が２カ所、国からの補助が１カ所。それから、排水機場管理の補助として、人件費と電気代の７割補助が１カ所、同じく300万円補助が１カ所、50万円補助が１カ所。それから、幹線水路を防火用水や洪水調整施設とみなして130万円というものもありました。この調査結果から、ほかの土地改良区は既に専任の職員を持ち、組織運営基盤、事業実施体制も確立しており、自立自主運営を行い、６割強の自治体がいろんな名目で金銭的補助をしている実態がわかりました。

土地改良区を組織する農家について山鹿市の統計資料で見ますと、平成26年度の市内総生産の産業別では、合計金額約1265億9700万円のうちに、農業は約71億2200万円であり、その比率は5.6％です。また、国勢調査が行われました平成27年度の統計資料では、農業就業人数の総数は4279人で、70歳以上が2084人を占めており、平均年齢は66.8歳でした。総農家数は3629戸、うち販売農家が2518戸で、専業農家は1031戸でございました。この10年前の平成17年と比較いたしますと、農業就業人数は6442人から2167人も減少しており、販売農家は3433戸から915戸が減少、専業

農家は1125戸から94戸減少、また経営耕地の総面積も4892ヘクタールから4171ヘクタールとなり、721ヘクタールも減少いたしました。

次に、税収の面から見てみますと、税収のうち固定資産税について見てみます。

山鹿市の平成27年度で見ますと、市税の税収約47億4000万円のうち44％に当たる約20億8600万円が固定資産税でございます。平成28年度では約21億4000万円で、そのうちの田んぼ、畑、山林からの税収比率は約6.4％で、金額にいたしますと約１億3600万円でございます。総面積を地目別土地別面積で見ますと、総面積が２万9969ヘクタールのうち、田んぼが4321ヘクタール、畑が3801ヘクタール、山林が9792ヘクタールで、地主が支払う面積は１万7914ヘクタールで、総面積の実に59.8％となります。

なぜこのような数値を列挙して説明をするかと言いますと、土地改良区内や土地改良区に含まれていない農地及び農業用施設を維持管理している専業あるいは兼業農家がどんどん減少している実態や農地や山林を所有しているがために支払う税金が、市税に占める割合がどの程度あるかということを知ってもらうためでございます。農地や山林を維持管理しているのが１次産業従事者と地主であり、多くの方がほぼ土地改良区の組合員であります。組合員の死去や高齢化、農業離れ等により土地改良区の新規事業や維持管理作業に支障が出るような事態になりつつあります。

そんな現状を反映いたしまして、土地改良区の組織を支える人材確保と耕作者中心の農業運営体制に移行させるために、耕作者を準組合員として認める改正土地改正法が去る６月１日に参議院で可決、成立をいたしました。このように、国も直接支払制度の創設や制度見直しを行い、農業生産基盤の整備を後押しをしております。その政策推進実行団体の中心にいるのが土地改良区でございます。現在、市内２つの土地改良区は、国の直接支払制度事業を行っている山鹿地域広域協定運営委員会から多面的機能支払事業の業務を受注いたしまして、受託費1610万円で運営費の補填をしております。直接支払制度は法令でありますので、なくなる確率は低いとは思いますが、いつまでも現在の単価が続くかということは未知数であり、安定財源とはいえず楽観はできません。

そこで、お尋ねをいたします。このように土地改良区という組織は、当初設立目的の土地改良事業を施行する法人あるいは事業費の地元負担金の負担団体、農業用施設の維持管理団体というだけではなくて、人が生きていく源である食を生み出す農業の生産基盤を守り支えるほか、地域環境の保全等に絶対に必要な組織だと私は思いますが、山鹿市としては土地改良区に対して、どのような考えをお持ちでしょうか。ご答弁をください。

あわせて、現在２つの土地改良区に対して１名の市の職員さんを事務局長として

派遣していただいており、業務執行体制に大きく貢献をしていただくと同時に、財政的にも非常に助かっておりますが、土地改良区合併前には別途２名の職員派遣と金銭的助成がなされていたと聞いております。国の土地改良区体制強化事業の政策目標である平成37年度までに、自立・自主運営ができる組織とするため、土地改良区も組合員や今後参加されるであろう準組合員の皆様に諮る必要はございますが、合併してコストダウンに努め、段階的な賦課金の見直しで、自前の事務局長や技術職員の配置などを目指すといたしまして、現時点では合併協議もまだ具体的な動きはなく仮定の話であり答えにくいとは考えますが、少なくとも組織化完了までの期間、必要な支援策を行うことは考えていただけますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の２回目の質問、土地改良区に対する考え方と今後の支援についてお答えをいたします。

まず、土地改良区に対する考え方につきましては、土地改良区は土地改良事業の実施及びその事業により造成された農業用施設の維持管理において中心的役割を担う団体であり、本市の農業農村整備事業を推進する上で非常に重要な団体であります。また、農村地域における水と農地の管理主体としての役割を通して、農村地域の環境保全にも寄与し、あわせて農地、農業用水等の多面的機能については、その意義や必要性を農家はもとより非農家、都市住民等へ広く伝えるとともに農村環境の保全や農村地域の活性化への役割も期待するところであります。

次に、今後の支援についてでございますが、これまでは各土地改良区の規模、財政状況に応じて人件費などの運営費補助を行っておりましたが、市町村合併を機に自主・自立を促す観点から、合併後10年をめどに支援を行ってまいりました。その間、鹿北土地改良区は平成27年に解散されましたが、内田川地区土地改良区と菊鹿土地改良区は平成28年に、山鹿土地改良区と鹿央土地改良区は平成29年に、それぞれの改良区の自主的な取り組みの成果として合併され、現在に至っております。

その後、合併から14年を迎えた現在、土地改良区を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手の不足、土地持ち非農家の増加などの社会情勢の変化、また土地改良施設の著しい老朽化等により、土地改良区の運営に大きな影響を及ぼすなど、厳しい状況にあると考えております。

このようなことから、これからの土地改良区のあり方につきましては、組合員の

意向や考え方をしっかりと受けとめ、地域の課題、今後の農業情勢を踏まえながら、農家をしっかり見据えた上で、土地改良区と連携して取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

山鹿市としては、土地改良区の重要性は当然認識し、もろもろの条件、情勢を鑑みながら土地改良区と連携をして物事に取り組んでいく考えであるということでございます。簡単に言いますと、土地改良区は農政推進団体として必要であり、支援が必要なときは、その都度考えて対応をするという趣旨だと解釈をいたしました。私個人といたしましては、できれば土地改良区設立の当事者として、少なくとも自立・自主運営が軌道に乗るまでは支援を考えていただけないでしょうかということを改めて申しておきたいと思います。

現在、詳細なデータは持ち合わせておりませんが、自立・自主運営の資金となる賦課金を支払っている組合員のうち、現在では賦課金対象農地で収入を得ていないという人が大多数だと思います。農業離れの実態は前述の農業就業人数が10年間で減少率33.6％、販売農家数でも減少率26.6％という高い数値でおわかりだと思います。それでも組合員の方は維持管理のためにと賦課金を支払い、維持管理作業に汗を流しておられます。農地や農業施設の大事さを十分に理解されている人たちでございます。行政が土地改良区の自立・自主運営のために支援をしてくれるということであるなら、自分たちも身を削って頑張ろうと思っていただけると思います。

土地改良区は、経営理念や経済理論では成り立ちません。なぜならば、土地改良区自体は自立・自主運営をしたとしても、維持管理業務に要した費用と運営に要した費用を徴収して運用するだけだからでございます。毎年、資金を拠出しても自分はそこから何も得るものがない組合員が大多数でございますし、これからもますます増加をいたします。それでも土地改良区内外の水田や畑などの農地に必要な農業用水利施設、地域の環境保全を無償で代々大事に維持管理してきた人たちの集合体だからこそ、現状維持ができていると考えます。この方たちが脈々と受け継ぐ郷土愛と奉仕の精神による共同作業の結果が昨年の日本遺産に認定された農業遺産をずっと守り続けてきた大きな要因だと私は考えております。まさに、これが土地改良区を支える根幹だと考えます。

首長が理事長を兼ねていた時代には、多くの賦課金の未収がございました。現在

はほぼ100％に近い賦課金の徴収率になっております。法律で支払い義務がうたわれているからというだけではなくて、危機感を持ち、自立・自主運営を目指し、歩き始めた土地改良区の職員、総代や理事たちの組合員に対する丁寧な説明や対応の結果だと考えております。現状では、土地改良区の改革はまだ仮定の段階ですので、お答えづらい質問でございましたが、合併や組織改革が実際に動き出しましたら、ご支援をお願いをしまして、土地改良区関連の質問を終わらせていただきます。

次に、学校規模適正化事業の八幡小学校、平小城小学校、三岳小学校の統合について質問をさせていただきます。

５月に発行されました教育委員会の広報紙ゆめーる第42号の記事の中に、平成31年４月としていた開校目標は当面延期しますと記載されて、その理由として、これから行う既存校校舎の耐力度調査結果をもとに施設整備や検討事項を準備委員会などで協議し、開校目標年度を決めるからと書いてございました。市のホームページを見ますと、同じように八幡小、平小城小、三岳小の小学校再編の進捗状況についての記事内容が載っておりましたけれども、文言もほぼ同じでございました。文面を読めば、特段おかしいことはないのですけれども、学校規模適正化基本計画の第１次計画での平小城、三岳の２校統合計画から八幡を加えた３校統合に計画変更すると、平成27年３月作成の第２次計画書に第１次終了時の進捗状況報告として記載されており、統合校の位置は八幡小を予定し、平成31年４月開校を目指すとなっております。

平成29年12月議会の一般質問で、池田　誠一議員の八幡小学校校区の統合関連質問に対して、地元の同意がとれたということと、３、４年、開校まで時間が必要との答弁がなされておりましたのでおくれるということは承知をいたしておりました。平成29年11月発行の八幡小・平小城小・三岳小統合準備委員会だより№.１によりますと、平成29年10月31日開催の第１回準備委員会で協議された内容で、統合校を八幡小学校の位置に設置するということが確認されたとなっており、少なくとも位置決定に第２次計画開始の平成27年４月から約２年半を要したわけでございます。私ども米野岳中学校校区の位置決定は、平成26年５月に千田小と米田小で検討すると言われまして、８月には決定をいたしました。わずか３カ月でございます。最大限譲歩いたしましても、平成25年12月の計画地の断念、既存校活用で４校を評価するとの発言からですので８カ月でございますけれども、その５カ月の間に地域住民への説明はございませんでしたので、やはり３カ月での決定でございます。

よりよい教育条件を整備し最適な教育環境をつくめために、早期に複式学級の解消を図るという名目で自分たちがお決めになられました平成29年４月開校から逆算をして統合校を決められたのとは、対応に雲泥の差がございます。無論、地域住民

への丁寧な説明と合意形成は事業遂行の上で最も重要なことですから、長期の協議を要しました今回の対応は理解をいたしますし、賛同もいたします。しかしながら、ゆめーる第42号の文面を読むだけでは、うがった見方かもしれませんけれども、もしかすると地域の合意形成ができていないのではと思ったりもします。それは、私たちに動きが何も見えないからでございます。統合準備委員会だよりは、第１号が発行されて半年が過ぎましても、第２号がホームページにアップされていないので、半年以上も開かれていないということは、委員会がとまっているのではと思ったりもいたします。

八幡小学校の位置に統合校を設置するとして、統合準備委員会で確認してから７カ月がたちますが、この後行うとされた耐力度調査の業務委託は未発注だと思います。米野岳中学校校区の場合は、翌月には時間短縮のためか、基本設計と実施設計が１件で発注になりました。そのような事実と今回の動きを見ると、何となく対応が違うなという感じがしております。

私同様、ゆめーる第42号を見て、開校目標を明記せず、当面延期しますという文面で合意形成に疑問を持たれる市民もおられるかもしれません。開校延期の理由について、ご説明をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の２点目、八幡小、平小城小、三岳小の学校再編につきましてお答えいたします。

３小学校の学校再編につきましては、昨年12月定例会の池田議員の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画の２次計画に基づき、統合校の位置を計画のとおり八幡小学校として、各校区の地域代表、小学校と保育園の保護者代表及び小中学校の代表で構成される統合準備委員会においてご理解をいただき、事業を進めているところでございます。

この３小学校校区におきましては、第２次計画策定後、ＰＴＡのご意見を伺いながら、正式に各地域で説明会を開催したのが平成28年４月からでございます。地域の反応として、統合校の位置の問題や地域から学校がなくなることへのお気持ちや懸念について、さまざまなご意見をいただいたところでございます。

そこで、懸念事項を払拭するために、複数回の校区説明会や地区説明会を開催し、保護者、地域、区長会などと率直かつ真摯な説明、意見交換を繰り返してきたことによりご理解を得るまでに相当の期間を要したところでございます。

最終的には、各校区とも子供のことが最優先という思いから再編についてのご理解をいただいたところであり、その後設立された地域代表による統合準備委員会において、統合をご承認いただいたことが合意形成の証左であると考えております。また、地域の皆様には準備委員会だよりなどにより、統合についての周知をさせていただいているところでございます。

このようなことから、当初目標であった平成31年４月の開校には物理的に間に合わない見込みになったことは、関係者の皆様に大変申し訳なく思っているところでございます。

新たな開校目標時期につきましては、建物の構造耐力度調査に基づいた施設の整備手法の検討や整備期間を精査し、改めて開校時期を定めることとしております。現在、本年度予算において、耐力度調査の契約を交わし、今後の施設整備の方向性を判断するための調査業務を進めているところでございます。その結果をもとに、改めて開校目標年度を定め、地域の皆様のご理解をいただいた上で、順次、基本設計、実施設計を行い、統合校となる施設の整備を進める運びとなりますが、予算の確保も含め応分の期間を要することから、先ほども申し述べましたように、当初計画より開校がおくれることとなります。

計画のおくれにより、子供たちはもとより地域の方々にもご迷惑をおかけしておりますが、今後とも子供たちのためによりよい教育条件を整備し、最適な教育環境をつくるために十分な協議を行い、着実な事業の推進に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

八幡小学校が統合校の位置として最適として、平成28年４月から実質１年半を要しての各団体との地域説明や意見交換で、地域住民の理解を得て、統合準備委員会で統合を承認してもらうことが合意形成の証拠と考えるというご答弁でありましたが、全くそのとおりだと思います。私が米野岳中学校校区のときと対応が違うと感じるとは、まさにこのことでございます。地域の反応としては、統合校の位置、地域から学校がなくなることへの懸念、鹿央地域と何ら変わりはございません。むしろ鹿央地域住民は複式学級解消のために統合に賛成をしておりましたし、早期の統合を望んでおりました。ただ、その前提が米野岳中学校近接地との説明を信じていただけでございます。

教育委員会は長い間、統合校の位置を明言せず、統合の必要性を住民に説明しただけでした。住民への説明も住民の代表者組織である区長会に諮り合意を得ることもなく、広報紙１枚に米田小学校に統合準備委員会が決めましたとした対応とは、同じ市民としてやはり大いに憤りを感じております。

米野岳中学校校区以降の再編事業であります鹿本小学校同様、建築の耐力度調査から始まり、基本設計、実施設計と、自分たちでお決めになった開校時期を延期しても手順を踏んで行われる両校区の統合校の工事着手に対しまして、統合校位置決定を知らせる広報紙が地域住民に配布された日には既に議会承認をされ、統合校位置発表後３週間ほどで基本設計と実施設計の合併発注というものすごい手法を使ってまで行った米野岳中学校校区の統合校工事着手との対応の違いは一体何だろうと改めて考えさせられてしまいます。

広報紙ゆめーる第42号の文章だけでなく、ご答弁の内容で地域との合意形成もでき、６月１日に耐力度調査も契約がなされ、事業が進捗していることがわかりました。ただ、教育委員会の掲げる統合の第１番の目的は複式学級の解消でございます。その目標が１年でも早く解消できて、子供たちによりよい教育条件と最適な教育環境を与えられるよう、最大限の努力をお願いをしたいと思います。

多少感情的な部分が入り、申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。これにて質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

議案第65号　固定資産評価委員の選任については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決しました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第56号から議案第64号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時15分　散会

～～～

６月１９日(火曜日)

平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成30年６月19日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第56号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第59号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第60号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第61号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第63号　損害賠償の額を定め和解することについて
議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について
議案第65号　固定資産評価員の選任について
請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願
（委員長報告）
討　　論
採　　決

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第56号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第59号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第60号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第61号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第63号　損害賠償の額を定め和解することについて

議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について

議案第65号　固定資産評価員の選任について

請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願

請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　意見書案第１号　日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀茂幸	君
18番	永田紘二	君

19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
山鹿市民医療センター事務部長	永田臣司君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	江藤一洋君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	木下実君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
秘書政策課長	森田英美君
総務課長	池田淳志君
地域生活課長	近藤敏君
社会体育課長	濵武輝光君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

会議に先立ち、昨日、６月18日に近畿地方で発生しました地震により、多くの被害、またとうとい命が失われました。山鹿市議会におきましても、衷心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましても、ご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。黙禱。

［黙禱］

○議長（永田　健君）

黙禱を終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第56号～議案第65号
請願第３号～請願第４号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第56号から議案第64号、請願第３号及び請願第４号、並びに議案第65号の全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

まず、閉会中の継続審査としておりました請願第３号及び請願第４号につきまして、去る５月17日、午後２時より本庁５階501会議室にて、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その結果について、報告いたします。

まず、請願第３号　米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願。米の直接支払交付金の廃止や経営所得安定対策の概要について、担当課より説明を受け、慎重に審査をいたしました。

委員より、米の直接支払交付金については、平成26年産米より10アール当たり7500円となり、４年間の経過措置がとられることとなっていたこと、また今後の作付面積の予定等につきましても変わりはない状況であることなどからして、不採択

すべきではないかと意見がありました。

挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願。主要農産物種子法を廃止する法律の概要、また廃止後の対策等について、担当課より説明を受け、慎重に審査をいたしました。

委員より、菊鹿地域においては、熊本県の多くを占める種子の生産を行っているため、種子法の廃止については危惧をしているということ、国においても種子法廃止については附帯決議が付されており、各県においても種子についてはこれまで同様に取り扱っていく方針であること、またこのような国県の動きがあっている中であえて意見書を提出する必要はないのではないかという意見が出されました。

挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案３件についてご報告いたします。

去る６月12日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員２名欠席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、市道芋生線道路改良工事現場、山鹿小既設スタンド改修工事現場、新規就農者研修施設、議案第63号における車両事故現場及び菊鹿ワイナリーの５カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について報告いたします。

議案第60号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号　損害賠償の額を定め和解することについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当員会に付託されました案件は議案５件であります。

去る６月13日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、鹿本ふれあいセンター、養護老人ホーム寿楽荘及び一般廃棄物処理施設建設工事現場の３カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第56号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第58号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、委員より、低所得世帯においては税額の軽減措置が拡充されるものの、204世帯においては税額が上がるため反対との討論がありました。挙手採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第59号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当員会に付託されました案件は、議案３件であります。

去る６月14日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、次の３カ所について、現地調査を行いました。

最初に、菊鹿地域のつぼみ保育園園舎改築工事の様子を、次に山鹿小学校グラウンド既設スタンド改修工事の現場、最後に一般廃棄物処理施設建築工事現場を、それぞれの担当者から概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後、委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第61号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

議案第58号、議案第64号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第58号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、国が示す法改正の目的は、医療保険制度では保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしているとされています。高齢化の進展により、医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況があります。例えば保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保するとすれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなります。保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により負担いただくことになります。中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。つまり、財政基盤の安定化、保険料に係る国民負担に関する公平性の確保として、高所得者層に負担能力に応じて負担を求め、中間所得層に配慮した保険料負担の格差是正に取り組むべきと、保険料の賦課限度額（基礎課税額）の54万円を58万円に改めるとするものです。この引き上げによって、

山鹿市の国民健康保険世帯204世帯で最大４万円の増税となり、総額は約800万円の負担増となります。

それでは、皆さん、限度額を超える世帯は全て裕福な世帯でしょうか。国民健康保険税には１世帯当たりの平等割と世帯に加入した被保険者の数、均等割が課せられています。世帯内の被保険者の数が多ければ多いだけ、保険税が高くなります。これまで私が一般質問で取り上げてまいりましたように、国民健康保険の被保険者は事業者や農家、退職者などで、市民の所得に比べ高すぎるものとなっています。

よって、今回の４万円の引き上げはさらに市民を苦しめるものであり、この改正には反対をします。山鹿市は、国の言いなりに国保税の限度額を引き上げるのではなく、国保税に係る国庫負担割合を引き上げることこそ、政府に求めるべきではないでしょうか。また、市民にとって負担になる条例を専決処分の承認として提出するのではなく、臨時議会招集をして十分な審査すべきことを申し添えておきます。

次に、議案第64号　定住自立圏形成協定の締結について、同協定は５万人以上の山鹿市を中心市とし、必要な機能の整備を進め、周辺町村はそれを利用する協定を結ぶという、国が進める定住自立圏構想にのって行われるものです。本来の意味で、和水町と都市機能及び生活機能を確保し、魅力あふれる定住自立圏を形成し、協力し合うことは大変よいことだと思います。

しかし、皆さん、どうでしょうか。この構想は各地で平成の大合併が地方財政改善には役立たず、地方や地域の衰退をもたらすなどの弊害が広がる中、住民サービス低下や過疎化を招きかねないものです。１市４町で合併した山鹿市で、住民の声がしっかり市政に届いているでしょうか。鹿央町小学校統廃合問題を考えても、住民の声が届かなかったことのあらわれではないかと思います。中心市に周辺自治体の補完機能を持たせることで、結果的に周辺の町などの独立制を阻害し、気がつけば合併しかないという状況に追い込まれないでしょうか。定住自立圏構想は、住民の声が届かない住民自治とは無縁の自治体とは言えない道州制に道を開くものとして問題点が指摘されています。今回、介護保険料の下げ幅が一番大きかった玉東町は、合併を行わなかった町です。独自でさまざまな施策を打ち出し、自立しているのではないでしょうか。国の都合に合わせたスケジュールに追いまくられ、住民合意はそっちのけのまずは協定ありきという協定はやるべきではありません。協定に関する情報を十分に住民に公開し、住民の間や議会での議論を十分に尽くして、住民の合意と納得のもとに進めるべきです。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

続きまして、賛成討論を行います。

請願第３号、請願第４号に対して、賛成の立場から討論します。

私は、農家の娘です。両親の姿を見てきましたので、米農家の大変さと生産する喜びや地域の農家がにぎわったときの地域のにぎわいも知っております。米づくりこそ携わっておりませんが、野菜などを育てるのは子育てをするように楽しい仕事だと実感しています。

さて、米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願は、米の価格を補償する国の施策を求めるもので、趣旨を妥当と判断し賛成します。また、その立場から討論をいたします。

平成22年から始まった農業者個別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払交付金、このときは10アール当たり１万5000円でした、により、稲作農家の経営を下支えし、農村を支える役割を果たしました。しかし、平成26年からは経営所得安定対策に切りかわり、10アール当たり7500円に半減され、離農が加速し、地域が一層疲弊してきました。ことし平成30年から米を減反していた農家に対して支払っていた直接交付金が廃止され、稲作経営が成り立たないばかりか、水田が持つ多面的機能も喪失し、地域経済に深刻な不安が広がっています。安倍政権が政府による米生産数量目標の配分の廃止と、米直接支払交付金の廃止を打ち出したからです。米生産数量目標の配分の廃止は、米の需給安定に対する政府の役割を放棄するもので、米はわずかな量の過不足で暴騰・暴落します。市場まかせでは安定した生産流通はできないなどの不安を呼び起こしています。

国民にとって政府が米の生産と安定供給に責任を持つこと、家族経営を基本に農家の要求や地域の条件を尊重した多様な担い手を支援すること、食料主権と食の安全は重要な問題です。国民の食料と地域経済、環境と文化を守るためには、価格補償は不可欠なものです。欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立し、生産費を償う岩盤対策を行うことが必要です。米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することが農家の所得を安定させ、生産に意欲が湧き、担い手も育つことにつながります。米価下支え制度を確立するよう求めていくべきだと思います。

次に、請願第４号　種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願についてです。

種子法は、戦後の食糧確保を目的に1952年に制定されました。基礎食糧の米、麦、大豆の品種開発は、国や都道府県など公的機関に限定し、品質の保証された種子、種を生産し、低価格で安定して農家に供給することを国の責務としてきました。種子法のもとで各地の気候風土に合った多様な品種が育成・開発されてきました。「森のくまさん」や「ヒノヒカリ」といった各地固有の品種は、ふるさとの味であり、国民のかけがえのない資産と言えます。種子法廃止は、規制推進会議が提案しました。民間の開発意欲を阻害しているという理由です。種子法の改正によって、

現在は民間参入がされ、民間種子の販売がされています。民間種子の価格は、公的種子の２倍から10倍にもなります。

また、種子法廃止とあわせて農業競争力強化支援法が成立。国や都道府県が持つ育種素材や施設、技術を民間に提供し、民間の品種開発を手助け促進することとなりました。企業がもうかる売りたい品種だけが販売され、各地特有の多様な品種は消えて、地域の食文化の土台も危うくなってしまいます。企業が穀物種子を握ることは、農業支配につながります。

モンサント方式と呼ばれる戦略を皆さんはご存じでしょうか。企業が農家に種、農薬、肥料をセット売りし、収穫物の全量買い取り委託契約を結ばせ、種子供給から販売までもを一貫して抑えるやり方です。遺伝子組み換え作物の押しつけが行われるなど、農薬の使用を減らす環境保全的農業とは、かけ離れたものになるでしょう。さらに、特許種子として高い価格が設定され、一代種Ｆ１で毎年買わなければならなくなります。種取りは禁止、保存も禁止、これでは凶作になったならば、種さえ入手できなくなります。全地球的に気象変動が顕著な現在の状況に対応できなくなり、食料安全保障、食料主権は危ういことになります。種を大企業の支配物にしてはならないのです。

さて、参議院公式ホームページには、附帯決議には政治的効果があるのみで、法的拘束力はありませんと明記されています。先ほど委員長報告の中で附帯決議もあるのでと報告があっていましたが、この附帯決議には法的拘束力はありません。国会で日本共産党と野党５党は、主要農作物種子法復活法案を衆議院に提案・提出いたしました。種子法廃止に伴う万全の対策を国に求めていくことは、住民の食料、つまり命を守るための対策です。

以上の理由から、請願第３号・第４号に賛成し、議員の皆さんのご賛同をお願いして、討論を終わりにいたします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第56号及び議案第57号の２案件を一括採決いたします。

議案第56号及び議案第57号の２案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第58号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第59号から議案第61号までの３案件を一括採決いたします。議案第59号から議案第61号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を認めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号　固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第３号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請願第３号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立少数であります。よって、請願第３号は不採択することに決しました。

次に、請願第４号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。請願第４号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立少数であります。よって、請願第４号は不採択することに決しました。

ただいま意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第２　意見書案第１号

○議長（永田　健君）

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案第１号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第１号
平成30年６月19日提出

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　北　原　昭　三
賛成者
山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児
山鹿市議会議員　永　田　紘　二
山鹿市議会議員　服　部　香　代

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社ＳＡＹ企画の入力漏れと入力誤りにより本年２月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年５月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

以上の趣旨を踏まえ、国におかれては、下記事項を講じられるよう強く要望する。

記

１．外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
２．委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。

３．日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年６月19日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　　安倍晋三様
厚生労働大臣　　加藤勝信様

○議長（永田　健君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、北原　昭三君、ありませんか。

○11番（北原　昭三君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時35分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時44分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成30年（第２回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時46分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　池　田　誠　一

山鹿市議会議員　　吉　本　政　幸